

令和元年第4回東大和市議会定例会会議録第29号

令和元年12月6日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	高石健太君

出席説明員（28名）

市長	尾崎保夫君	副市长	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	鈴木菜穂美君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	企画課長	荒井亮二君
保険年金課長	岩野秀夫君	産業振興課長	小川泉君
子育て支援課長	鈴木礼子君	子育て支援部副参事	榎本豊君

保 育 課 長 関 田 孝 志 君
福 祉 推 進 課 長 嶋 田 淳 君
環 境 課 長 宮 鍋 和 志 君
学 校 教 育 部 副 長 吉 岡 琢 真 君

子 育 て 支 援 部 副 長 越 中 洋 君
健 康 課 長 志 村 明 子 君
土 木 課 長 寺 島 由 紀 夫 君
中 央 図 書 館 長 當 摩 弘 君

議 事 日 程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 佐竹康彦君

○議長（中間建二君） 昨日に引き続き、15番、佐竹康彦議員の一般質問を行います。

○15番（佐竹康彦君） おはようございます。

それでは、昨日に引き続きまして、一般質問におきます再質問、行わせていただきます。

本日は2点目の気候変動に対する取り組みについてから再質問、行わせていただきます。

この気候変動適応法につきましては、幅広く法律としてさまざまな課題、カバーしてございまして、例えば農林水産業におけます高温耐性品種の開発、普及、また激甚化する自然災害への対策、そして熱中症予防対策の推進など、各分野におきまして、国がこの気候変動適応計画を策定し、効果的な適応策を推進するという事になってございます。

また地方自治体におきましても、各分野への対応は求められているところでございまして、しかしながらさまざまな分野、カバーしておるんですけども、私といたしましては、このたびの台風の被害を受けまして、特に自然災害の激甚化に対する懸念から、今回この課題について取り上げをさせていただいてございます。

この気候変動の影響につきまして、壇上答弁では顕在化しているとの御認識をお示しいただきました。具体的に東大和市におけます災害状況を中心といたしまして、どのような影響が顕在化しているとお考えなのか、近年の災害の現状を踏まえ、どのように認識しておられるのか再度伺います。

○環境課長（宮鍋和志君） 東大和市において顕在化している影響についてでございますが、気候変動に伴う雨量の増加が顕著であると考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 御認識のとおり、確かに雨量の増加が非常に多いと、各市の台風の被害等を見ても、そのような認識を私も共有させていただいてるところでございます。そこで、この気候変動適応法なんですけれども、4つの柱についてお話ございましたけれども、それぞれもう少し詳しく教えていただければと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 気候変動適応法の4つの柱についてでございますが、1点目の適応の総合的推進では、国に気候変動適応計画の策定と気候変動の影響を、おおむね5年ごとに評価することをそれぞれ義務づけております。

また自治体へは、地域の状況に応じた地域気候変動適応計画の策定を努力義務として規定しております。また事業者へは、みずからの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努めるとともに、国や自治体の施策に協力するよう努めることを事業者の責務として規定しております。

2点目の情報基盤の整備としては、国立環境研究所を気候変動の影響や適応の情報収集及び提供に関する国レベルの拠点と位置づけております。

3点目の地域での適応の強化としては、気候変動による影響や適応策は地域によって異なりますため、都道府県や市町村に対して地域気候変動適応計画の策定に努めることなどを求めています。また、気候変動の影

響や適応に関する情報の収集及び提供等を行う拠点機能を担う体制の確保に努めること。地方環境事務所、その他、国の地方行政機関、都道府県、市町村等は、広域的な連携による気候変動への適応のため、気候変動適応広域協議会を組織することができるとしております。

4点目の適応の国際展開等として、気候変動への適応に関する国際協力を推進し、事業者へは気候変動への適応に寄与する事業活動の促進を求めています。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 詳しく御答弁いただきまして、ありがとうございます。

国及び地方自治体、そして事業者に対してもさまざまな形で、その気候変動に対応するための努力、施策を求めているということがよくわかりました。また御答弁では、特に計画の策定、また協議会の設置等、そういったお話もございまして、また壇上答弁におきましても、地方公共団体への規定に関しまして、地域での適応の強化において関係してくるとの御答弁もいただいております。

そこで、この努力義務とされてございます地域気候変動適応計画の策定に関してなんですけれども、どのような内容で国は策定されるべきと考えているのか。また広域での協議会を組織できるということでもございましたけれども、東大和市でいえば、例えばどのような規模で、この協議会を組織したらよいとお考えでしょうか。例えば、昨日も質問させていただきました雨水幹線の新たな整備に関しまして、武蔵村山市、立川市と、そして東京都と今、連携してやっておるわけでございますけれども、こうした雨量の増加という観点からすれば、この3市で協議会になるのか、それともまたさらに近隣市、小平市や東村山市等と連携していくのか、またさらに都県境を越えまして所沢市や入間市など、埼玉県の市等とも連携をしていくのか、そういった規模等につきましても、お考えあればお聞かせいただきたいと思っております。

○環境課長（宮鍋和志君） 地域気候変動適応計画の策定内容についてでございますが、環境省は、同計画を策定したことがない自治体向けに、内容を例示するひな形を公表しております。それによりますと、当該自治体の気候の特徴や、将来の気候、気象の変化の見通しをつけ、農業の分野、自然生態系の分野、河川等の自然災害の分野、熱中症等の市民の健康の分野、炎暑による生活への影響等の都市生活の分野等の中で、影響評価結果に基づき、自治体が優先的に取り組む分野、項目を選定することとしております。選定した各分野、項目について主な基本施策を策定し、進捗管理を実施していくこととしております。取り組みの促進に当たりましては、区域内の主体である市民、事業者、行政の各分野、各役割を記載することとしております。

また広域での協議会の組織についてでございますが、現在、都内62市区町村では、東京市町村自治調査会が実施するオール東京62市区町村共同事業として、オール東京62気候変動適応策研究会、こちらを組織して共同で研究しているところでございます。まだ研究の段階でございますので、協議会の組織については至っておりません。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

その計画の内容としては、大変、今、幅広い分野にわたるんだなということ、改めて確認をさせていただきました。自然生態系の分野、また農業の分野、熱中症と健康の分野、また炎暑による生活影響として、風の影響といいますと、これはもう市役所におきましても、各部各課にわたってさまざまな施策を展開していかなければならない、またそういったものを取りまとめていかなければならないということで、少し大きな動きになるのかなというふうな印象を受けました。

また協議会につきましても、今62市区町村の気候変動に関します研究会、組織して共同研究するというところで、この62市区町村が全てまとまってということではないのかもしれませんが、今そういった形で協議会を進めてるということで、この気候変動適応法に関しましても、昨年の6月に公布されたばかりでございますので、さまざまな対応、これから各自治体におきましても研究されているということで承知をいたしました。ぜひともまたこういった共同研究の成果も受けながら、東大和市に即した形で一番いいその協議会というものを、ぜひとも立ち上げに向けて努力をしていただきたいなというふうに考えてございます。

特に先ほど申し上げましたように、この気候変動の中でも、災害に関しまして特に強い関心を、今回、持って質問させていただいてるところでございますけれども、災害に強いまちづくりへの対策につきまして、現段階で考えておられる対応策はどのようなものがございませうでしょうか。また、そういったものの取り組みの時期につきまして、いつごろまでにどのような取り組みが必要なのかということ、現時点でお考えのことをお聞かせいただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 災害に強いまちづくりの対策ということで、現段階での対策ということでございますけれども、ことしから来年度にかけて更新を進めております防災行政無線におきましては、エリアメール等への連携や、それから自動音声サービスの機能強化など、防災情報をより周知できるよう取り組んでまいりたいと考えてるところでございます。また現在修正を進めております地域防災計画の中で、気候変動に伴う台風や豪雨などの風水害対策として、自助、共助の備えの充実や、近年の風水害の教訓を反映させてタイムライン作成の検討など、ソフト対策を中心に、地域防災力の向上に取り組んでまいりたいと考えてございます。なお、取り組みの時期などにつきましては、今後調整してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 情報の発信と、また今おっしゃっていただきましたように、近年の気候変動に伴います地域防災計画のさまざまな修正ということを、ぜひともお力、入れていただければなというふうに思います。

私が議員にさせていただきましたのが2011年でございまして、ちょうど東日本大震災が発災いたしまして、地震、またそれ以後のさまざまな風水害等、非常にこれ私議員になってからのこの8年間、本当に自然災害が頻繁に起こってる。少なくとも10年前、20年前よりは非常に厳しい状況になってきているということ、身をもって感じてございますし、それに対します自治体の対応というものも、今までのあり方、今までの考え方からさらに広げてやっていかなければいけないという部分もございませう。特に今おっしゃっていただいた地域防災計画の修正、きっちりこの気候変動に関します部分、考慮しながら進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、地域気候変動計画の策定につきまして、調査研究というようなお話がございました。どのように調査研究を進めていこうと考えておられるのか、私といたしましてはなるべく、なるべく早い時期にこういった計画も立てて、さまざまな施策推進していくことが重要だと思っておりますけれども、策定するとしていつごろまでに形にできればよいと現段階でお考えなのか、この点についてお伺いいたします。

○環境課長（宮鍋和志君） オール東京62気候変動適応策研究会では、平成30年度から令和2年度までの3年間を予定しております、東大和市も会員登録をしております。研究会ではA、Bの2グループに分かれ、実践的な研究活動を行うとしております。

Aグループは、地域適応計画の策定に向けて、適応につながる既存施策を把握するための紹介や調査を実施し、また職員向けの講習会の開催を行い、理解を深めてもらうとしております。

Bグループは、地域住民等への適応策の普及に向け、啓発資料について研究、作成することとしており、あわせて住民やNPO向けの講座の企画を行い、試行を通じて啓発手法を検討することとしております。

計画の策定期間につきましては未定でございますが、本研究会の成果を生かしながら、他市との歩調を合わせていきたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 令和2年度までの研究会ということでございますので、それ以降ということで、また他市との歩調ということもございまして、地域計画なので他市との歩調もあると思いますので、引き続き真剣に、これについてはお取り組みをいただいて、策定に向けて意識をお持ちいただければというふうに思います。この計画の策定や協議会の設置が市の施策にどのような影響を与えるのか、この点についてお伺いいたします。

○環境部長（松本幹男君） こちらの地域気候変動適応計画、こちらにつきましてですが、計画は環境に限ったものではないということ、ほかに防災ですとか健康、福祉、建設、土木、産業、観光、教育、こちらと幅広い分野に及ぶものというふうになってございます。したがって、計画の策定ですとか協議会の設置、これにつきましてはそれぞれの幅広い分野が伴いますことから、それぞれの分野において協議を行える環境を整えて、その上で全庁的に計画をつくっていく、そういった必要があるというふうに考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

今おっしゃっていただきましたように、気候変動適応に関しましては環境部のみではなくて、幅広くやっていく必要があるという御認識、示していただきました。私も特に気候変動への対応などにつきましては、大きな視野を常に持ちながら計画を立てるということ、そして立てた計画に基づく業務、施策につきましては、進行管理をきちんとしていくということ。これについては、そういった対応をしていく組織も必要になってくるのではないかとこのように考えてございます。例えば環境部内でもよろしいんですけども、例えばその環境推進課のような名称で、環境から自然災害対応まで、また今部長のほうからも御答弁いただいたようなことも含めて、広く捉えまして対策を立てて推進していく。例えばこういった計画の策定ですとか、さまざまなそれに伴います施策の進行管理とか、そういったことを推進していくような、ちょっと言葉、語弊あるかもしれませんが、環境対策参謀本部のような役割を果たす部署を立ち上げていく、こういったことも検討すべき段階に来ているのではないかなというふうに考えるんですけども、この点について御見解を伺いたいと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） ただいま御紹介ありましたように、気候変動の関係というのは他分野に、大きな分野、幅広い分野に影響するということでございます。今の計画や業務の進行管理を行う、政策的な部署というんですかね、環境分野におけます。その辺の取り扱いにつきましても、今後この業務の進捗状況を把握しながら、必要な庁内の組織体制、あるいは連携体制などについても検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 済みません、この質問の前提ですべきだったんですけども、この自然災害の対応、強化に向けた組織改革につきましては、現状の環境部、またその他、関係各部各課の業務を考慮した上で、やはり計画策定協議会を運営していくことを考えると、やはり今の体制で余裕を持って進めていけるのかどうかということ、済みません、ちょっと確認し忘れたんですけど、この点について再度ちょっとお願いしたいと

思います。

○**企画財政部長（田代雄己君）** 本市の環境分野もさまざまな課題がありまして、それに取り組んでるところでございまして。今後、新しい形でこの気候変動に対応するという仕事がふえますので、その辺の業務量ですね、きちんと把握した中で、組織あるいは人数——定員ですね、その辺のことも検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○**15番（佐竹康彦君）** 組織を改革していくということにつきましては、大変大きなエネルギーが必要でございまして、ああそうですかという形で、すぐに改革できないのはよくわかってるつもりなんですけれども、気候変動に関しましては、本当に今まで以上に、令和の時代になりまして、平成の30年間以上に非常に厳しい課題が、国にも、また自治体にも、また国際的にも突きつけられるというような面もございまして、ぜひそういったところに敏感なアンテナを張っていただきながら、柔軟に組織変革につきましても、御対応いただければなというふうに考えてございまして。

特に災害の対応時の全庁横断的な連携強化につきましては、今後どのような体制でどの部分を強化していくべきというふうに考えておられるのか、この点について伺います。

○**総務部長（阿部晴彦君）** 災害が発生した際の組織体制としましては、現在、水防本部、あるいは災害対策本部を設置して、それぞれの状況に応じまして、柔軟かつ機動的に体制を整えております。

今後につきましては、どういう部分を強化すべきかということでございますが、現在、地域防災計画の修正、あとその後にはマニュアルですとか、事業継続計画の見直し等も控えておりますので、その中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**15番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

この環境施策推進のための組織改革につきましては、非常に大きな課題でございまして。やはり首長である市長として、こういった気候変動に適応した形で、今までの組織のあり方ではなく、より柔軟に、また幅広い形で施策を見渡していけるような、そういった組織の改革をしていくということにつきまして、どのようなお考えをお持ちなのかお伺いさせていただきます。

○**市長（尾崎保夫君）** 今回の自然災害ということで、東大和市も初めてというか、本当に土砂災害ということで、大きな初めての経験をさせていただいたわけでありまして、その対処につきましても、職員はきちんと対応できているのかなど、そのように思っていますけど、近年、地球規模で本当に気候変動というか、その影響は大きく出ているかなというふうに思っています。

私が読んでいる「NATIONAL GEOGRAPHIC」には、ついこの間はアルプスとかですね、氷河が解けてるということで、向こうでは大変だということらしいですね。氷河が解けることによって、氷河湖というのができて、それが一定量になると、どんと崩れて、地元の村とかそういうのが流されてしまうと。そういう事故が、事実起きているということと、あとはやはり北極とかそういうところの氷が解けてきて、そこで生活してる人たちがもう既に影響を受けているという状況だということで、写真がたくさん載っていましたがね。我々のところから見ると、遠くのほうという感じはしますけども、ただ昨今の自然災害を見ますと、東大和市もそうではないんだと、実際に当事者としてしっかりと対応を考えなければいけない、そういうふうな時期になってきているのではないかなと、そのようにも思っています。

そういった意味では、組織、しっかりと対応するためには、今回の対応で至らないところとか反省も踏まえて、組織のあり方、それから今は総務ということで、総務部が中心になってやっていますが、それをもっと広げる必要があるかなというふうに思っています。今回の災害の中では、やっぱり総務の防災だけではなくて、環境もそうです。それから、土木関係もそうですし、そして何も、福祉関係もですね、その中には大きなウェートを占めるのかなと思っています。

これを見ますと、本当に組織横断的にやっていかないとだめだということが1点。それからもう一つは、昨年、ことしと自然災害というのは大きくなってきているかなと、そのように思っていますので、それらにつきましても、今回、地域防災計画、つくっていますけど、それに合わせまして組織横断的なものを、早急に来年に向けて、来年あっても大丈夫なように、対応できるような、そんな形でとりあえず組織的なものをしっかりとまとめていければなと、そんなふうに思っています。また、その後、さらに組織をどうするかというのは、固定的にきちっとしておくという必要があるかなと思いますけども、とりあえずは来年、起きるんじゃないかということを考えてですね、組織横断的なものをですね、しっかりとまずは対応できるものをつくっていきなと、そんなふうに思っています。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

ぜひともそういった点につきましても、意識を常に持っていただきながら、御対応、取り組みいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、この質問は終了させていただきます。

続きまして、図書館事業について再質問させていただきます。

まず読書バリアフリー法施行によりまして、市の図書館業務へどのような影響があるのか、この点について伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 読書バリアフリー法の目的の具現化に向けましては、図書資料の充実や情報通信機器の整備、職員の意識改革などが必要であると思われまます。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 確かにこの読書バリアフリー法が法律としてできましたので、よりよいこれまで以上の対策、対応が求められてるなというふうに思っています。これまで、この法の施行を受けまして、市の図書館として対応強化への話し合い、また勉強会などは持たれておられるのでしょうか。また、今後持たれる予定があるのか、この点について伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 具体的な話し合い等につきましては、まだできておりませんが、図書館の利用環境の整備について、どこまで合理的な配慮が可能となるのか、担当者等との打ち合わせを持ちながら、整理していきたいというふうに考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 何人も現場で働いていらっしゃる職員の方々の意識、また行動というものが、やはり重要になってくると思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

この読書バリアフリー法施行以前に、これまでも東大和市の図書館としてさまざまにですね、障害者の方々への対策をお取り組みいただいております。これまでお取り組みいただいていた読書バリアフリーの取り組みはどのようなものがございませうか、その成果、また実際の障害をお持ちの方々からど

のようなお声が届いているのか、この点について伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 図書館におけます取り組みといたしましては、サピエ図書館への登録、点字図書の貸し出し、大活字本等の収集及び貸し出し、デジ再生機器の館内貸し出し、音声パソコン、点字キーボード、音声読み上げ機、拡大読書器等の設置、音訳者講習会の開催等があります。

主な成果といたしましては、サピエ図書館の利用状況としましては、音声デジデータのダウンロードは月平均約25タイトル、オンラインリクエストは月平均約15タイトル、点字図書につきましては、平成30年度末時点の所蔵資料数は94タイトル311冊で、貸し出し実績は50タイトルとなっております。

それから、大活字本につきましては平成30年度末の所蔵資料数で3,385冊、貸し出し実績は3,524冊となっております。障害のある方からのお声としましては、このような資料を読みたいというような御要望をいただくことがございます。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

さまざまな形で蔵書もふやしていただいておりますし、またサピエ図書館への登録ですとか大活字本等々、さまざまな形でお取り組みいただいていることは確認をさせていただきました。

こういった形で、これまでは行っていただいております読書バリアフリーの取り組みをベースといたしまして、この法律が施行された現在、どのような対策を強化していくべきであるというふうにお考えでございましょうか。御答弁でもございました視覚障害者等の図書館利用に係る体制の整備、またインターネットを利用したサービスの提供体制の強化、特定書籍、特定電子書籍等の制作支援、端末機器等情報入手支援作成のための人材、図書館サービスの人材の育成、実際に障害を持っている方を図書館に雇用する可能性等ですね、また聴覚障害者の方への手話対応なども含まれるかと思っておりますけれども、これらもろもろについてですね、今後の方針について少し詳しくお聞かせいただければと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 現状では、まだ具体的な対策等につきましてははっきりと決めてはおりません。当面は現状のサービス内容を維持していくとともに、近隣市の取り組み状況等の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

それから、視覚障害者等に対する図書館利用のための体制の整備につきましては、現状におきましても可能な限りの対応をさせていただいております。今後につきましても、利用される方の御要望等を伺いながら、改善に努めてまいりたいと考えております。

またインターネットを利用したサービスの提供体制の強化につきましては、本年10月に図書館システムの更新をいたしましたので、大きな変更は難しいものがありますが、ホームページにつきましては、現在の画面におきましても、色が反転できるなど最新のアクセシブルな仕様にしてございます。

それから、特定書籍等の作成支援、端末機等の情報入手のための支援につきましては、今後も情報の収集と研究に努めてまいりたいと考えております。

それから、図書館サービスの人材の育成につきましては、一朝一夕には解決できない課題であると考えております。まずは障害のある方に図書館を御利用いただき、接していく中で職員としてどのようなことに配慮すべきかなど、意識して学んでいってほしいと考えております。そうしたことから、図書館を利用させていただくためのPR等に努めてまいりたいと考えております。

もう一点、障害者の雇用につきましては、他の図書館におきまして視覚障害者等の雇用をしている例がある

ことは承知しております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

体制や蔵書をそろえても、実際の障害をお持ちの方に使っていただければ意味がないので、やはりそのPRということも非常に重要な観点だというふうに思います。ぜひともここに力を入れていただきながら、実際に障害者の方が図書館利用された際に、どういったサービスがよかったのか、またこういったサービスあるといいねというようなことも、ぜひお声をいただきながら充実した視覚障害者等、障害をお持ちの方々へのサービス、充実していただければなというふうに思います。

また、あわせまして障害をお持ちの方を雇用するという点につきましては、図書館の専門家の方から、この法が施行されたので、ぜひともこういった雇用体制もきちんとしていくべきだというような御意見も頂戴してございますので、この点についても今後とも御検討、御配慮いただければなというふうに思います。

あわせまして、さまざまな資料の制作等、また人材の育成等につきましても、かけ声ばかりではなくて、これは予算も伴うことでございますので、こういった予算をしっかりと確保するという点。また今までの予算はもとより、今まで以上に確保できるようであれば一番いいんですけども、しっかりとこの点についても予算を確保しながら事業を進めるということについても、御念頭に置きながら事業計画、進めていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、社会教育の点について質問させていただきます。

社会教育に関します中教審の答申について御答弁をいただきました。この中教審の答申におきましては、今後の地域における社会教育のあり方につきまして、その役割を社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくり、地域づくりと規定し、開かれつながる社会教育の実現、これを目指しております。また今後の社会教育施設に求められる役割といたしまして、図書館には他部局と連携した個人のスキルアップや就業などの支援、また住民のニーズに対応できる情報拠点等が挙げられております。

また市長、教育長の御答弁でもございました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における社会教育関連の箇所には、他の行政分野との一体的な取り組みの推進等のために、一定の基準、また等はございますけれども、基準とか約束事みたいなのもございますけれども、教育委員会から地方公共団体の長へ所管を移すということが可能になったというような大きな変化もございます。市として、こうした中教審の答申の考えや法律の改正に見られる、この図書館の行政のあり方ということにつきまして、どのように捉えておられるのか伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） 昭和59年4月に中央図書館が開館してから、社会状況は大きく変化しております。市民の意識やニーズもですね、それに伴い変化してきてると認識しております。また施設の立地条件や規模にもよるとは思いますけれども、他市では複合施設の中で、児童遊具を備えた保育施設の整備や、自由にグループワークのできるスペースの設置など、新しい取り組みが行われております。しかしながら、そのような設備などを整えるには多額の予算を伴うということもありまして、即座に中央教育審議会の答申に対応することは難しいと思っております。

図書館の役割につきましては、新たに求められるものが非常に多くなってきているというふうには認識しておりますので、現在行っている事業とのバランスを考慮しながら、整理をしていく必要があると、そのように考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたように、さまざまな役割が広がっている。各地の図書館、幾つか視察、これまでも視察させていただいておりますけれども、本当に従来の形にはとられないような、そういった幅広い使い方、活用のされ方がしているということがございます。当市におきましても、そういった点、ぜひとも今後とも注目をして研究をしていただければなどというふうに思いますし、東大和市の図書館がさらによくなっていただければなどと思って、今この質問させていただいております。

また、市長部局のほうに所管が移るといったようなこともございました。これが東大和市にとって、教育委員会がいいのか、市長部局がいいのかというのは、これまた議論が分かれるところだと思いますし、私も今どちらがいいというふうには言えないんですけれども、そういったことも可能になったという、時代の状況も大きく変化しているということだけは、ぜひとも御認識いただければなどというふうに思っております。

現在、世界的に見ましても、また国内を見ましても、図書館が従来のコアな業務にとどまることなく、さまざまな新しい取り組みを行ったり、他部局との連携による事業を推進している例が見られます。東大和市におきましては、そうした先進事例を研究、調査をされているのかどうか。またされておられるとしたら、どのような事例なのか、またどのような感想をお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○中央図書館長（當摩 弘君） 武蔵野市の武蔵野プレイスや、大和市のシリウスなどの複合施設は、施設の規模は異なりますが、先進的な図書館として見てきてはおります。ビジネス支援事業につきましては、立川市立図書館に話を伺っております。また都立図書館等には、がん情報コーナーの設置による医療機関との連携について、ホームページ等の中で確認をさせていただいております。感想といたしましては、どの取り組みにつきましても非常によいものであると思っております。

ただし、いずれの事業も、ある程度のスペース、それから施設設備が不可欠ということ、また図書館職員がどこまでその利用者に対してお答えをできるか判断が難しいこと、事業の継続性や職員が異動した場合のことなどが課題であるというふうに感じました。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

神奈川県大和市のシリウスにつきましては、私も拝見をさせていただきまして、市長の健康施策推進の一翼を担い、地域活性化にも貢献をしております。これ、首長の進める行政施策に積極的に貢献していく事例でございました。

また先ほど県立図書館というお話ございましたけれども、長野県の県立図書館におきましては、信州・学び創造ラボを本年オープンいたしまして、主体的、創造的に取り組んだ学びの成果をアウトプットできるようなものづくりの道具を備えたり、グループワークスペースなど用意しております。このお取り組みは、今世界の公共図書館でも広がりを見せておりますメイカースペースの設置の一例でございます。

また、これはレファレンスの事例でございますけれども、愛知県田原市におきましては、図書館のレファレンス機能を生かしまして、議会の活動を行う議員へのレファレンス支援を行っております。議員が一般質問の際の一般質問の資料について、レファレンスに問い合わせ、その議員が主張したい側の資料から、その反対の主張の資料まで全てそろえて出すというような形で、大変議員としても助かってるというお話を伺いました。

この田原市の取り組みにつきましては、図書館がまちづくりに貢献する事例として、ことしの第5回レファレンス対象で文部科学大臣賞に輝いてございます。ほかにも今、御答弁いただきましたように、ビジネス支援や子育て支援など、挑戦している各自治体の図書館、多くございます。改めましてでございますけれども、こうした流れについて市としてどのようなお考えをお持ちなのか伺わせていただきます。

○中央図書館長（當摩 弘君） 図書館の持つ役割としましては、多くの行政施策に何らかのかかわりを持つため、特に行政課題解決の糸口としての役割を担っていると感じております。

例といたしましては、各課からのレファレンスに対する調査回答ですとか、新規採用職員に対して、仕事に役立つ図書館の利用法のガイダンスを実施し、さまざまな行政課題の解決に図書館を役立てていただきたいということで努めております。今後もこれらを継続しながら、先進的な取り組み等の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） さまざまレファレンスにつきましても、そういったお答えをさせていただいてるということで、ぜひともまた田原市のように、議会としても図書館を頼って、御利用させていただければなというふうに思っております。またメイカースペースやグループワークスペース、またビジネス支援等につきましても、ぜひとも先進的な事例、研究していただきながら、例えば商工会の工業部会等と連携しながら、また中小企業大学校とも連携しながら、ビジネス支援やこういったものづくりのワークショップなど、図書館でも開催も頑張れば可能なのかなという気持ちもございますので、ぜひともこれから研究、検討を続けていただければなというふうに思います。

教育長から御答弁で、今後の図書館事業の展開について、先進市の事例について情報収集を行いながら内容等の充実に努めたいというお話をいただきました。国といたしましても、社会教育のあり方が、これまでとは違ったステージになり、その大きな枠組みの中で、図書館という存在も先ほど申し上げましたとおり、従来のコアなサービスだけではない、より広がりのある役割を持つものとして進化しようとしてきております。

他自治体の先進事例も踏まえまして、東大和市の図書館におきましても、これまでのあり方を再検討し、住民サービスの水準も他市と比較しながら、しっかりと全体を再構築すべきときを迎えているのではないかとこのように私は考えてございます。こうした今後の東大和市の図書館のあり方をどうしていくかということにつきまして、これまでの話を踏まえまして市としてどのようなお考えを持てるのか伺いたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 御質問者からいろいろ御紹介をいただきましたようにですね、近年の情報通信技術の進展、それから図書館に対する市民の皆様の意識、こちらにつきましては大変大きく変化をしているというふうに認識をしております。

従来の図書館は、やはり本の貸し出し、また静かに調べ物をするところというところが、非常に強いイメージを持ってございましたけれども、ここ数年は高齢者の皆様からは、集いの場、そしてまた、ある意味、憩いの場としてですね、また生徒、学生等からは自習の場としてですね、非常にこう役割が新たに求められてきているというふうに感じております。

さらに今回ですね、グループワークスペースの設置とかですね、他団体との連携をした利用方法等につきましても、図書館事業全体を見直して推進すべきではないかという御意見を賜りました。先進市の事例も御紹介、お答えをさせていただいております。私どもの図書館も、やはり前を向いて市民の皆様の期待に応えるべく、努力をしていくべきだなというふうに考えてございます。しかしながら、現在の図書館の施設の中で、これら

全てをカバーするというのは、困難なところもかなりあるかなというふうに認識をしております。

法律の改正によりまして、社会教育施設の所管を教育委員会から地方公共団体の長へ移管するということが可能になったということもございますので、そういうことも含めて、今後の図書館のあり方につきましては、図書館に係る法律等の趣旨、そして教育委員会の考え方、市民の皆様から特に豊富な経験を有するシニアの皆様の意見等もお聞きをしながら、意見、そしてニーズ、それから今後の社会状況というのは、さらに大きく変化していくということが想定されますので、これらを総合的に勘案しながらですね、方向性を見出すべきだというふうに考えてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

さまざま課題はあるかというふうに思いますけれども、以前、先月ですか、図書館関係者の方とちょっとお話を伺った際に、図書館というのは自治体が持っている公共施設の中でも、一番ですね、市民に近いといえますか、公共施設に市民が立ち寄るその垣根が一番低い施設であるというようなお話いただきました。やはり公民館は目的意識を持って、また団体に所属するような方々が、決まった時間に行くというような部分があって、若干ハードルが高いと。学校は当然、学校教育施設でございますので、おいそれとは簡単に入るべき場所ではないと。しかしながら図書館は、何の目的意識もなく、ふらっと小さなお子様から御高齢の方まで立ち寄れる、唯一と言っていいこの公共施設であると、地域の公共施設であると。そこで、やはりさまざまな行政サービスにつなげていけるような取っかかり、そういった窓口みたいなものがあれば、さまざま行政課題の解決についても広がりを持てるのではないかと、こういうような御意見もございました。

そういった時代変化の波もございますし、またここに長塚 隆さんという方の「挑戦する公共図書館」という本がございまして、最後にこの一節だけですけども、公共図書館はデジタル化の進展に伴う地域住民の教育や情報及びレクリエーションや余暇活動などのさまざまに変化する要望に応え続けていくために、今後も新たなメディアや情報機器を用いて、情報資源とサービスを提供する工夫がより一層求められているというような、そういったお話。また地域社会で大きな価値を持っている図書館において、さまざまなサービスの提供の努力が必要になる、こういったお話もございますので、引き続きこの点について留意をしながら、新たな図書館事業の展開ということをお考えいただければなというふうに思います。

続きまして、読書手帳とセカンドブックについてお話を伺います。読書手帳の有用性について再度御認識を伺いたいと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 読書手帳につきましては、自分の読書記録や読書傾向を分析するのに役立つほか、子供たちにとっては手帳に署名がふえていく、これが楽しみにもなり、図書館への来館の機会がふえるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 次に、セカンドブック事業の効果についてなんですけれども、お取り組みいただけるブックファースト事業につきましては、親が受け取るものでございますけれども、セカンドブック、ある程度成長した子供に、自分の意思で選ばせることも可能であるというふうに思っております。自分が選ぶという行為が読書に興味を持たせる動機づけになるというふうに考えるんですけども、この点に含めて御認識を伺いたいと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） セカンドブックにつきましては、さまざまな方法があると認識しております。

図書館では、東大和文庫連絡会と共同で、乳幼児期から小学生まで、お勧めの本のリストを作成しまして配布しております。3歳児はようやく本に、絵本を楽しむことができる、でき始める年代ということで、図書館でさまざまな本と出会い、その子に合った1冊を見つけてほしいと願っております。そのため現状では本の配布ということではなく、本に出会う機会を大切にしていきたいと考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） そういった御答弁もいただきながらなんですけれども、読書手帳及びセカンドブック事業につきましては、子供の読書活動推進に資する事業であるというふうに、私、考えてございます。引き続き実施に向けて、前向きな研究、検討を重ねていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 読書手帳とセカンドブック事業についてでありますけれども、議員の言われるとおりですね、子供が本を読むことをですね、好きになる動機づけとしては、大変大きな効果が期待できる事業ではないかというふうに考えているところではございます。また多摩地域でも、まだ導入事例が少なく、取り組み方法もさまざまあるようでございますので、引き続き情報収集などを努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） ぜひともよろしく願いいたします。

図書館につきましては、以上で質問を終了させていただきます。

次に、図書館を使った調べる学習コンクールについて再質問をさせていただきます。

応募点数、168点との御答弁いただきました。小学校と中学校で分けると、どのような数になりますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 小中学校別の応募総数についてであります。小学校が130点、中学校が38点でございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 小学生、10校あるからということでないのかもしれませんが、非常にお取り組みいただいているということで心強い思いがいたします。

分野別では、地理、歴史、生物、オリンピック・パラリンピックなど、多様な内容に取り組みられておりまして、大変好ましい傾向であるというふうに思っております。教育委員会のほうでわかる限りで結構でございますので、分野ごとの数は把握されておりますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 小学校では産業が46点、生物が21点、天文地理が12点、化学が12点、歴史が10点、気象が6点、物理が5点、地理が4点、オリンピック・パラリンピックを含めたスポーツが4点などございました。

中学校では、地理が10点、生物が7点、歴史が3点、文化芸術が3点、オリンピック・パラリンピックを含めたスポーツが3点、文学が2点などございました。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 本当に幅広く、特に今お聞きした上では、割と産業も含めて社会や、また理科の分野が多いなというふうに感じさせていただきました。理数教育の強化をお願いしてる身としては、大変ありがたい傾向だと思っております。この学校別の取り組み状況につきましてはどうでしょうか。応募数の違いなど、

力を入れていただいている学校と、さほどではない学校と分かれる傾向があるのかどうか、この点について伺います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 市内の学校におきましては、各学校の実態に応じて工夫して取り組んでいただいております。例えば夏季休業中の課題としている学校や、自由研究として取り組んだ作品の中から、出品条件に合うものを推進している学校がございます。また学期中に教科の学習と関連して取り組んだ事例がございまして、中学校3校においては、国語科や社会科の授業の一環として、1学期に学習指導を行った上で、夏季休業中の課題として取り組みを行っております。

以上でございます。

○**15番（佐竹康彦君）** ただ啓発、呼びかけるだけでなく、さまざまな具体的なお取り組みも、日常の教育の中でお取り組みいただいているという様子、伺いまして大変にありがとうございます。

次に、学校図書館指導員の取り組み、また公共図書館との連携は本年どのようなようになったのか伺います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 学校図書館指導員の取り組みにつきましては、夏季休業中の課題としている小学校などにおいてですね、教科指導の際に、本の選び方、関連図書の紹介などを行っていると聞いております。

また中学校におきましては、課題に即した図書資料をまとめて提示している学校、昼休みの時間等において個別の相談に応じている学校があるほか、学校図書館指導員と国語科の担当教員が連携し、レファレンスやレポート作成に関する指導を行っている、そういった学校がございます。

以上でございます。

○**15番（佐竹康彦君）** 学校図書館指導員の方のレファレンスを御教示いただいていると、非常に重要でございまして、やはりどういった資料を、どのように扱うのかというの、本当にこれから社会で生きてくためには子供にとって非常に重要なスキルだと思いますので、ぜひともこのコンクールの取り組みを通して進めていただければと思います。

あわせて、公共図書館との連携についてお伺いいたします。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 公共図書館と連携した取り組みにつきましては、中学校におきまして学校図書館指導員及び国語科担当教員が、生徒の選んだテーマに沿った資料等の貸し出しを、中央図書館に依頼している学校がございます。また児童・生徒が本コンクールに取り組んでいる中で、主体的に公共図書館を利用しており、その際に公共図書館の職員に相談するなど、御協力いただいていることもあるものと想定しております。

以上でございます。

○**15番（佐竹康彦君）** そうですね、ぜひこれを通して公共図書館にも親しんでいただきたいというふうに思っております。

続きまして、地域コンクールなんですけれども、この地域コンクールに対する研究、検討はどのようなことをされてきたのか、この点について伺います。

○**中央図書館長（當摩 弘君）** 近隣市における実施状況を確認しておりますが、地域コンクールの開催している市は、回答いただいた24市中1市となっております。今後につきましても情報収集し、研究に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 多摩地域では少ないのかなと思います。非常に有用なコンクールだと思いますので、多摩地域にも広がればな、また東大和市がその先鞭をつけられればなというふうに思っています。この地域コンクールを開催している自治体から出された作品で、本選で優秀な成績をおさめたものが出版されたということもございました。

ここに持ってきたんですけど、「桃太郎は盗人なのか？」という倉持よつばさんという方、袖ヶ浦市の小学生の方ですけども、このコンクールで優秀賞をとって、出版者の編集の方がすばらしい研究だということで、この本にしたと。こういった事例がございます。

こうした事例を踏まえまして、この作品への評価と、また今後、地域コンクールの開催に向けた取り組みを進めるということについて再度お考えを伺いたいと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 今議員から紹介されました本につきましては、私のほうでも拝見をいたしました。小学校5年生の著者が、地域コンクールへの応募に当たりまして、桃太郎の関連の本を200冊以上、読まれたそうでございます。その際、あらかじめ調べ方やチェック項目を整理しておき、見解の違うところや著者の感想など、資料ごとに上手にまとめておられました。また、出版に当たって、お世話になった方への感謝の言葉など、出版に当たっての基本的な事項などもしっかり整えられておりまして大変感心をいたしました。

こうした事例を踏まえての地域コンクールの開催でありますけども、今回の出版につきましては、地域コンクールの成功事例として受けとめたところでございます。今後もこのような事例を情報収集しまして、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） ぜひとも今後とも前向きな研究、検討をよろしく願いいたします。

続きまして、男性の育児参加推進についてお話を伺います。

質問させていただきましたパパカード、この4種類について具体的にどのような内容のものなのか教えていただければと思います。

○健康課長（志村明子君） パパカードは、A5判代で8ページの規格からなる4種類のカードでワンセットとなっており、一つ一つのカードが父親の役割意識との成長とともに、4つのステップに分かれていることが特徴とされております。

カード1は、父親になったばかりの人、これから父親になる人の基本的な情報をまとめており、カードは「お父さんになるんですね。おめでとう！（父親の世界へようこそ）」というタイトルがついております。

カード2では、父親が子供にできることや、子供に向き合うことの意味などをまとめており、「お父さん、一緒にお話ししましょう（子どもとの関係）」というタイトルがついております。

カード3では、父親が自分自身を大切にすることで得られる周囲との関係性についてまとめられており、「お父さんも、自分を大事にしようね！（こころとからだの充実）」というタイトルがついております。

カードを4では、子供の安全や安心感に父親が大きな影響力を持っていることをまとめており、「子どもの安全と安心のために」というタイトルがついております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

今回、自治体として初めて導入いたしました静岡県清水町での取り組みについて、把握していることがございましたら教えていただければと思います。

○健康課長（志村明子君） 静岡県清水町での取り組みについてでありますけれども、市公式ホームページにおいては、パパカードの記載がなく、新聞報道などによりますと、自治体がパパカードを導入するのは、この町が初めてで、全国で初めてであり、令和元年8月から母子健康手帳交付時や、6カ月児健康相談時にパパカードを配布するとのことでありました。この町では、父親としての意識段階に応じた支援につなげていくとのことであります。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） このパパカードと、東大和市で配布をしていただいております父親ハンドブックにつきまして、その相違点はどのようなところがあるのか、この点について伺います。

○健康課長（志村明子君） 父親ハンドブックは、妊娠中の妻へのいたわりや、保育所への入所など、知っていると便利で、父親の株が上がり、子供も幸せというような情報をまとめた冊子で、育児のマニュアル的な内容が特色となっております。

一方、パパカードは、父親としての心構えやストレス解消法など、メンタル面に着目して編集されており、父親の気持ちを支えることを中心に、子供や母親やその周囲の人たち、家族全体の心身の健康のサポートを行うことが一番の目的としてされております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） そういったパパカード、大変有用であるというふうに私も思っておりますし、市として御答弁でも有用であるとの御認識をお示しいただいたものというふうに受けとめてございます。その上で活用する場合には、利用規約への同意や作成団体の承認が必要であるということでもございました。こうした丁寧な取り組みをする必要性は、どういった理由によるものなのか、この点について伺います。

○健康課長（志村明子君） パパカードの作成団体からは、母子保健、父子保健、子育て支援の支援者がパパカードを、対象となる父親と、その家族や周囲の人との対話の手助けとして活用することが望まれております。

また、その際には、児童虐待支援を強調せず、子供の健やかな成長と母親、父親、兄弟など、家族全体の心身の健康のサポートを行うことを目的としたカードであることの丁寧な説明が必要とされております。

活用時の作成団体の承認が必要な理由につきましては、利用規約では明示されておりませんが、作成団体に確認したところ、作成団体が事業計画の内容を確認し、助言を行い、さらに実施結果の把握を行うためとのことでありました。事業計画の取り組み内容によっては、担当者が自治体などを訪れ、パパカードを活用した支援の方法や対象などについて、具体的な助言を行うとのことでありました。

さらに、実施結果についても、作成団体に報告を提出することとされており、必要に応じ、さらなる助言を行う場合もあるとのことでありました。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 先ほどもパパカード、メンタルのほうというふうに重きを置いているようなお話もございまして、そういった意味でも今御答弁いただいたような、丁寧な対応が必要なのかなということでも認識をさせていただきました。

その父親ハンドブックとの整合が必要との御答弁でもございましたけれども、そこも踏まえた上で、また今、御答弁いただいた点も踏まえた上で、こうしたパパカードの活用も、市の若いお父さん方の育児参加を推進する一助となるというふうに、私考えてございます。導入に関する検討、前向きに進めていただきたいというふうに考えているんですけれども、市の御見解を伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） パパカードの活用につきましては、先ほど健康課長が御答弁申し上げましたとおり、全国でまだ自治体例としては1件目ということでございます。また実際に活用されているところにつきましては、小児科ですとか産科、医療機関、また児童相談所などが使われているということでございますけれども、この精神的な部分も含めましてですね、庁内の子育てに関するさまざまな関係部署と連携協力を図りながらですね、今後多方面にわたって取り組んでいけるように、努めてまいりたいと思っておりますが、こちらにつきましては情報収集に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

さまざま難しい点もあろうかと思えますけれども、私としては父親の育児支援という観点からも、ぜひともお勧めいただければというふうに考えてございますので、今後とも引き続きよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

○議長（中間建二君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時35分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（中間建二君） 次に、7番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。通告に従いまして、一般質問を行います。

大きな1番として、幼児教育・保育の無償化と当市の保育施策について伺います。

①来年度の待機児童の見込みと、新たな認可保育園の計画等の待機児童対策について。

②公立保育園に対する影響と課題について。

③認可外保育園に対する影響と課題について。

④今後の課題について。

大きな2番として、子ども家庭支援センターについて伺います。

①目的と役割についての市の認識は。

②現状と課題について。

大きな3番として、高齢者住宅について伺います。

①目的と役割についての市の認識は。

②現状と課題について。

壇上での質問は以上としまして、再質問につきましては自席にて行います。よろしく願いいたします。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、令和2年度の待機児童の見込みと認可保育園の計画等の待機児童対策についてであります。待機児童数につきましては、令和2年4月入園の申し込みの状況や、各保育園の保育士の雇用状況等を踏まえ、平成31年度と同程度の待機児童が発生する可能性があると考えております。今後の待機児童対策につきましては、令和2年度以降に検討しております南街区及び都用地活用等による保育施設の整備等により、対応してまいりたいと考えております。

次に、公立保育園における無償化の影響と課題についてであります。公立保育園におけます保育料の無償化の影響につきましては、公立保育園分の入園者保育料の歳入がなくなり、公立保育園運営費の収支におきまして収入減となったものであります。課題につきましては、給食費の徴収事務に伴う新たな事務が生じたことではありますが、管理職による対応等を行うなどの工夫により、事務の適切な執行に努めております。

次に、認可外保育施設における無償化の影響と課題についてであります。認可外保育施設におけます保育料の無償化の影響につきましては、新たに市が行う業務としまして施設等利用給付が開始されました。このことにより、利用者からの申請、認定、給付などの手続が新たに必要となっております。課題につきましては、認可外保育施設の利用者みずからの申請手続が必要となりますことから、全ての利用者の方々に適切に手続をしていただけるよう、新たな制度を正しく知っていただくことであると考えております。

次に、今後の課題についてであります。幼児教育・保育の無償化の制度の課題につきましては、令和元年10月から運用を開始し、2カ月余りが経過したところでありますことから、課題の認識までには至っておりません。市の保育施策におけます課題につきましては、これまで待機児童対策として重点的に施設整備に注力し、定員拡大を進めてまいりましたが、市内保育施設の保育士人材不足の影響を受け、定員までの受け入れができていないことであると認識しております。今後も私立保育園園長会を初めとした保育施設等事業者と、情報共有や連携を図りながら、制度の適切な運用と保育士人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、子ども家庭支援センターの目的と役割についてであります。目的につきましては18歳未満の子供や、子育て家庭の総合相談に応じるとともに、ショートステイや一時預かりなどの在宅サービスの提供支援や、福祉、保健、医療、教育等の関係機関との連携による児童虐待防止を初めとした支援を行うことを目的としております。役割につきましては、地域における子ども・子育て支援に係る身近な相談機関として、地域の関係機関を円滑につなぎ、保健センターの母子保健部門との連携による、切れ目のない子ども家庭支援を行う役割を担っているものと認識しております。

次に、現状と課題についてであります。現状につきましては、平成30年度の新規相談件数は223件で、このうち児童虐待の相談件数は130件、平成29年度に比べおよそ1.7倍にふえております。課題につきましては、虐待件数の増加への対応及びさまざまな困難や、複雑な生活課題等を抱えた家庭への相談支援に対応するための職員の経験と専門性の確保が課題であると考えております。

次に、高齢者住宅の目的と役割についてであります。高齢者住宅条例に基づく高齢者住宅は、住宅に困窮した高齢者に住宅を供給し、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としております。これまで民間賃貸住宅等では、住宅を確保することが困難な高齢者に対し、住まいを提供する役割を担ってきたものと認識しております。

次に、高齢者住宅の現状と課題についてであります。現在、市の高齢者住宅ピア芋窪には、単身用8部屋、世帯用2部屋があり、その利用状況は、単身用は満室、世帯用は1室が空き部屋となっております。近年、いわゆる住宅セーフティネット法による登録住宅や、サービス付き高齢者向け住宅の整備など、高齢者に対する

住宅事情は大幅に変化しております。一方、ピア芋窪には、入居者を募集しても、空き部屋が埋まらないなどの事情があります。これらを踏まえ、高齢者の住宅事情の変化に対応した高齢者住宅のあり方について検討する必要があると認識しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○7番（上林真佐恵君） 御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問を行います。

まず最初の幼保無償化の与える影響という、当市への保育施策の影響についてお伺いします。

今の幼保無償化につきましては、これまでも継続して質問をさせていただいております。多くの子育て世帯にとって保育料の負担は大変重いものと思います。無償とされるって、これは当然の流れであると思うんですが、一方でこの制度にはさまざまな解決すべき問題を含んでいると思っています。これまでは新たな保護者負担となりました食材費について、主に取り上げてきたんですけども、今回は待機児童について、また公立保育園について、認可外保育園に対する影響と課題ということで質問をさせていただきます。

まず①の待機児童のところですけども、ことしの6月議会では4月1日時点の待機児童についても質問してまわすんですけども、その際の答弁では、新定義では48人、旧定義では108人ということでした。来年度の待機児童の見込みについて、同程度ということでしたけれども、年齢別には大体どのようになると見込んでいるのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 見込みにつきましてははですね、1次申し込みが終了したばかりであるということなので、年齢区分ごとの数字までは見込みは立ってございません。ですが一、二歳児につきましては、申し込みが多くなっているということの中でですね、待機児童が出るものというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 保育料無償になったということで、これまで利用していなかった御家庭でも、それならば利用したいという気持ちが働くことは当然なんですけれども、ただ保護者の希望に見合うだけの施設整備が追いついていなければ、新たな待機児童が生まれてしまうということになってしまいます。せっかく保育園に無償で預けられるのに、それなのに保育園に入れないということになれば、待機になってしまった保護者は余計に、これまで以上に不公平感が強まることとなって、保護者同士の分断を生むことにもつながると思います。

保護者向けの雑誌ですとかネットなんかを見ますと、無償化よりも、まず待機児童をなくしてほしい、保育園をつくってほしいというような声も多く見られました。無償化により、これまで以上に待機児童対策っていうのを加速させることが求められると思いますが、市長答弁にもありました令和2年度以降に検討している南街地区及び都用地活用等による保育施設の整備等について、開園時期や年齢ごとの定員も含めて詳しく教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 新設2園は、ともに令和4年4月の開園を見込んでございます。定員につきましては、南街地区はおおむね130人程度、年齢区分ごとの定員につきましては、事業予定者と現在調整中でございます。また都用地活用につきましては、東京都の貸し付け決定後、事業者の公募を実施し、事務を進めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） まだはっきりとした、どのぐらい、特に都用地のほうは、まだまだはっきりとした定

員はわかっていないということで理解しました。早急にこちらも引き続き進めていただきたいと思います。それと実施計画には、来年4月の開園予定として、谷里保育園の分園についても掲載されていましたが、こちらは定員はどのくらい拡大されるのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 谷里保育園につきましては、ゼロ歳児が2名、1歳児が1名、2歳児から5歳児まで各2名、合計11名の定員増というふうに見込んでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ぜひ、こちらも着実に進めていただきたいというふうに思います。これらの今、予定として上がっている保育施設の整備で、どの程度、待機児童解消されると見込んでいるのか、この幼保無償化の影響ということも当然あると思いますので、そういったことも踏まえて市の見込みを教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 幼児教育・保育の無償化による影響につきましてははですね、この10月から制度が開始したということの中で、明らかな変化というのはまだ認識できていないところでございます。待機児童解消につきましてははですね、これまでと同等の入園申し込み者であればですね、令和4年3月までに予定している施設整備が進むことにより、待機児童解消は図られるものと考えてございます。

なお、保育士の人材不足が今後も継続して続くといった影響に関して、見込むことについてははですね、現在のところは難しいと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 保育士の確保についても、これまで何度かこの場所でも質問してありますが、6月議会の際に質問したときには、市内の保育施設、定員が今埋まってない、保育士不足によって埋まってない状態で、これを埋めるにはあと17人保育士が必要であるということでした。これが確保できれば、新定義での待機児童48人が10人程度になるという御答弁でした。

保育士確保、市でもすごく御努力されてるというのは理解してるんですけども、やはり国のほうでの抜本的な処遇改善が進まなければ、なかなか今後、劇的に改善してくってことは難しいかなというふうに思いますので、本当に全国において、保育士の処遇改善、本当に早くやっていかなければというふうに、改めて私も思っています。保育士が必要数確保できないっていうことが、もう当市でも待機児童解消に大きく影響してるってことで、これ本当に大変な状況だというふうに思ってます。

国ではもちろん処遇改善してほしいということは、我々としても要求してきますけれども、市でも御努力していただいて、どうやったら保育士、定員、埋められるだけ確保していくのかっていう、こういう方策もあわせて、引き続き認可保育園、新設っていうことも、整備をしていくってことも、計画的に行っていくことが必要だと思いますが、その点について市の認識を伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 今後ですね、さらなる女性の就業率が高まることが予想されておりまして、入園希望者がふえてくると考えられますが、一方ですね、出生数が低下していること、それから民間企業等における育児休業制度の利用の促進などの社会情勢を勘案しながら、保育ニーズの動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 私は以前から、出生率は低下してるっていうのは事実なんですけれども、共働き世帯がふえていることから、保育ニーズ——保育の需要は今後もまだしばらくふえていくんじゃないかということ指摘してるんですけども、厚労省が9月6日に公表した保育所等関連状況取りまとめ、子育て安心プ

ラン集計結果というものを公表してるんですけども、この中では待機児童は昨年度と比べてどのようになっているのか教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 平成31年4月1日現在の全国の待機児童数は1万6,772人で、前年度比3,123人の減少でございまして、待機児童数を厚労省が調査を開始して以来ですね、最小の数字となっているというような報告がございました。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 調査開始以来、最小ということですけども、その間どういう人を待機児童として数えるかっていう、このカウント方法がこれまでに何度か変更されてきてます。これまで、例えば特定園のみ希望している方とか育休中の方ですね、こういう方も以前は待機児としてカウントしてたんですけども、この間、そういう方は除外するってということで、私に言わせれば、待機児童のこの定義をどんどん狭めることによって、数字も少なくなっているというような、そういうふうには私は思っているんですけども、当市でも特定園のみ希望する該当者の方は、待機児童としてはカウントはされていませんけれども、でも実際にはこういう方も保育園に入れていないわけです。

この今回の厚労省の取りまとめですと、この特定園のみ希望っていう該当者が、前年度よりも5,700人ふえているということがわかりました。同様に待機児童としては、今はカウントされなくなった育休中の方なども含めて、こうした人たちを隠れ待機児童とか潜在的待機児童というふうには呼ぶようになってはいますが、こういう隠れ待機児童の方たちは、過去最高の7万3,927人に上っているということが、この厚労省の公表した集計結果で明らかになっています。

市町村には、私もこれまで何度も要望してますけれども、こういう人達も含めて、実際に保育園に入れない人をゼロにするっていう、こういう責任があると思うんですが、その点についての市の認識を改めて伺います。

○保育課長（関田孝志君） 市の待機児童解消につきましてはですね、市内のどこかの保育園に入園できることを前提として考えてございます。現在の保育ニーズにできる限り沿うような形で、整備を進めてきてるところでございます。市といたしましては、国の方針と同様にですね、他園にあきがあるのにもかかわらず、特定園のみの希望者で待機になっているという場合にはですね、待機児カウントから除外しており、国と同様の考えで進めております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） これも過去にかなりやってますので、今回は余り触れませんが、特定園希望ということは、その事情があるわけで、東大和市内どこでもっていても、やっぱり通勤との関係などありますから、なかなか市内の南側の人が一番北側へ行くとか、その逆とかがっていうのはなかなか難しいという、そうした事情があって、それぞれの保護者の皆さん、特定園を希望しているというふうには私は思ってますので、ぜひこちらについて、世田谷なんかでは、こういう方も待機児童としてカウントしておりますので、ぜひしっかりと全ての人を取りこぼさないように、待機児童解消を進めていただきたいというふうに思います。

児童福祉法の24条1項に明記された市町村の保育実施責任を果たすということは、待機児童のこの数え方をどんどん狭めていって数を減らすってことじゃなくて、本当の意味で待機児童をなくすということだと思しますので、改めて強く要望いたします。

この待機児童解消という点からも、また保育の直接責任という点からも、公立保育園を維持発展させていくことが鍵になると私は思いますので、次の②の公立保育園に対する影響と課題について移ります。

幼保無償化による影響として、入園者の保育料の歳入がなくなったという御答弁でしたが、これについて詳細を教えてください。

○子育て支援部副参事（越中 洋君） 幼児教育・保育の無償化に伴いまして、3歳クラス以上の児童からの保育料が無償化となりました。このことからですね、平成31年10月以降の半年分の保育料、およそ4,400万円が歳入減となるものと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） これは本当にひどい話で、公立保育園の運営費等については、2004年に一般財源化されてきて、今回の幼保無償化においても費用負担割合が、公立保育園の場合は市町村、10分の10ということにされました。本当に国による、こういう誘導っていうんですかね、公立保育園、公的保育、後退させるっていうそういう動き、強められてるって、本当にひどいというふうに思うんですけども、しかしながらこれまでも指摘しましたけれども、国は地方交付税の算定に当たって、従来の国庫負担分も含めた地方負担の金額については、基準財政需要額に適切に措置されるよう、各市町村の実際の公立保育所の入所児童数に応じた補正を行っており、一般財源化による影響が生じないよう、適切な地方財政措置を講じていると、そのように国は国会でも答弁をしています。無償化についても同様に、地方交付税措置されているはずだと思うんですけども、その点について市の認識を伺います。

○子育て支援部副参事（越中 洋君） 地方交付税措置につきましては、補正係数等ですね、加味された理論上の措置でございます。公立保育園の運営費としての所要額を見込むことは難しいと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 公立保育園の運営費っていうふうに名前はついていないということですけども、ただ実際、その分が加味されているわけですから、市が公立保育園を維持、向上させていくのかどうか、市の姿勢が問われていると私は思います。当市でも待機児童、解消されないっていう中、公立の狭山保育園の1園、今ありますけれども、この定員に対する現在のあき状況を教えてください。

○子育て支援部副参事（越中 洋君） 令和元年——本年12月1日の現在の狭山保育園のあき状況でございますが、3歳クラスが7名、5歳クラスが3名、合計10名となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 以前に比べ、一時期に比べてあきが少ない状況になってるかなというふうに思いますので、今後も市に残された唯一の公立保育園として、狭山保育園、大いに活用していく必要があると思うんですけども、その点について市の認識を伺います。

○子育て支援部副参事（越中 洋君） 本年12月1日現在の在園者数は、現在95名となっております。昨年と同時期に比べますと13名増加してございます。狭山保育園の周辺地域以外にお住まいの方も通われております。待機児童対策につきましては、これまで市が進めてまいりました待機児童対策の一環として、狭山保育園を含めて、市内の許認可保育園、全てで対応しているところという考えでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） では、狭山保育園の施設整備や、職員配置に対する市の認識もあわせて伺います。

○子育て支援部副参事（越中 洋君） 狭山保育園のほうですね、開園以来、45年が経過いたしまして、老朽化は進んでいるような状況でございますが、平成27年度には耐震補強工事等を実施しております。必要に応じまして、施設修繕や改修等を行っております。引き続き適切に施設管理を行って、安全な保育に努めてまいりた

いと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 保育士さんにつきましても、平成31年度ですね、新たに職員さん、新規採用されているかと思えますけれども、その点についてお尋ねしたいんですけれども、先ほど保育士さんの人材不足、市内全体で起きているという御答弁もありました。以前の一般質問の際にも、北区で公立保育園の保育士の募集を行った際の例を挙げましたけれども、その際、80人の募集に対して500人応募があったという事例、御紹介しました。当市が3名の新規採用を行った際に、応募された方は何人だったのか教えてください。

○子育て支援部副参事（越中 洋君） 平成31年度には3名の新規職員を採用したところでございますが、12月1日号の市報におきまして公表してございますが、応募人数は22名でございました。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 市報にも公表されたということですが、北区と同様、6倍ほど応募があったということで、見た方、大変驚かれたんじゃないかなと思います。市内のほかの私立保育園で、保育士の確保に苦慮する中、なぜこれだけの応募があったのか、その理由について市はどのように認識されているのか教えてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 昨年度ですね、3名の保育士を新たに採用させていただいております。これにつきましては、まず昨年の夏にですね、私ども管理職が各大学とかですね、短期大学、それから専門学校を、いわゆる営業活動で回らせていただきまして、ぜひ当市に応募してほしいということで、積極的にいろんなところを回らせていただいた結果だということと考えております。

それぞれ大学の採用の担当の方とか、大学の教授、先生などにもお会いをさせていただきましたけれども、今学校側では保育士が不足してて、全国から募集があるということで、各自治体においても、採用したくてもできないところも多いと。特別区、23区からも多く引き合いが出ているので、なかなか当市からポスターなども張ってほしいということをお話をさせていただきましたが、申しわけないけど、特別区、23区からもたくさん来ているので、うちの市だけのものを張ることできないというふうなことで言われました。それぐらい、保育士のほうは応募が非常に全国から来ているということで、その中でいろいろなお話とかをさせていただいて、ぜひっていうところで、先生などからも、東大和市さんでもっていうふうなことでお声をかけていただいて、ようやく22人受験していただいたというようなことでございます。

いわゆる私立の保育園につきましては、今回、BIG BOXのほうで、東大和のほうで保育のお仕事相談会ということで、就職相談会させていただきましたけれども、その際には20数名、来ていただいて、就職相談会にも来ていただいておりますので、公立だから私立だからということではなく、その保育園や、その方針等に魅力を感じて応募者が応募してくるというものであるということで、私どもは考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 本当に全国どこでも保育士の確保には苦慮されてるということで、愛知のほうで、愛知県全体で保育士さんの労働条件なんかを、大がかりな調査をした大学の先生なんかの話ですと、学生さん、保育士になりたいって、せっかく話がまとまったのに、親が何で保育士なんかを勧めるんだって、学校にどなり込んできたケースですとか、本当に余りにも労働条件厳しい、また処遇が低いというようなことで、全国的に東大和市だけじゃなくてですね、問題になっているということは伺っています。ただやっぱり処遇というこ

とについては、私は公私の格差がまだまだにあるということが、やはり公務員と、そうでないところ、やはり安定性ですとか、そういったものが作用してるっていうふうには思っています。

平成30年に東京都が行ったニーズ調査によると、現在、公立保育園を利用している家庭は17%ある。私立の認可保育園は21.4%となっているっていうふうになっているんですけども、現在利用している家庭の割合はそうなんですけれども、利用を希望していたサービス、行きたいと思っていたサービスっていうふうに聞き方を変えますと、公立保育園が51.9%で、続いて私立の認可保育園が39.3%というふうになっていました。なぜ公立保育園を希望する保護者が多いのか、その理由を市はどのように認識しているのか教えてください。

○子育て支援部副参事（越中 洋君） 公立保育園と私立保育園がですね、東京都から認可された保育園であり、市がいずれも同じ基準の中で入園選考を行い、保育料を決定をするということがですね、なかなか知られていないということによるものではないかというふうに考えてございます。当市におきましても、保護者の方からですね、このような御質問をいただくことがありますことから、より正確でわかりやすい情報提供に努める必要があるものと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 私、これまでも公立保育園については取り上げてまして、その際も何度も言ってるんですけど、どっちがいいとか、どっちが質が高いとか、そういうことではなくて、やはり役割の違いがあるというふうに私は思ってます。公立保育園の役割、意義ですね。公立保育園の意義を考えたときに、地域の保育水準を保つということはよく言われることなんですけれども、私は保育内容にも直接、やはり市町村が責任を持つということで、質の高い保育を保障するっていう、そういうことができるっていう点が、一番の公立保育園の意義だというふうに思います。また公の施設ですから、現在利用している子供たちだけではなくて、将来にわたっても住民全体の財産であると、それが公立保育園であるというふうに私は思っています。

やはり学校は市町村が設置運営して、全ての子供たちに教育を受ける権利、保障しています。就学前の子供たちの育ちと子育てを権利として保障するためにも、市町村が直営で保育園を運営して直接保育を実施していくっていうことが、やはりその地域にとって極めて重要だというふうに考えますけれども、公共施設としての公立保育園の意義、役割について、市の認識を伺います。

○子育て支援部副参事（越中 洋君） 保育の実施に関しまして、市内認可保育園15園は、公共性の高い社会福祉法人による運営となっております。国が定めます保育所保育指針や児童福祉施設最低基準等の規定に基づきまして、市と連携し、適切な保育の実施に努めております。意義や役割につきましては、公立、私立ともに変わるものではないと認識しております。

以上でございます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） ただいま副参事のほうからですね、公立と私立の意義や役割ということで、公立、私立ともに役割の差異について、特段、市としては認識していないところでございます。狭山保育園におきましては、先ほど副参事のほうから御答弁させていただいておりますとおり、現状、残念ながら空きが多く生じているところでございます。これは立地によるところもあるということも考えておりますし、もちろん老朽化等のこともあると考えております。市といたしましては、今後のやはり待機児童解消と、あとやはり地域の待機児童等の人数、子供の数などの違いも出ておりますことから、適切にそういったところはですね、やはり財源等も加味しながら、市財政の影響等も十分に加味しながらですね、保育園等の待機児童解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

あき出ているということで、老朽化とか場所の問題とかという御答弁もありましたけれども、どうやったらあきが埋まるのかっていうようなことも含めて、ぜひ市内の唯一の公立保育園ですから、維持、発展をしていただきたいというふうに思います。

しつこいようですけれども、公立と私立、どっちがいいとか、そういう話じゃなくて、それぞれ私は意義と役割があるという、今までお話ししましたけれども、それぞれの意義と役割あるというふうに思います。公立保育園は、市が直接的に保育の公的責任を果たす場所として、市の施策を直接反映するためにも必要な施設であると私は考えています。ぜひ今後も質の維持向上とともに、発展をさせていくことを強く要望いたしまして、次の項目に移ります。

続きまして、③の認可外保育園に対する影響と課題について伺います。

保護者に対する利用給付がされたという御答弁でしたけれども、これは認可外保育園も新たに無償化の対象になったということによろしいのでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 認可外保育施設につきましては、3歳クラス以上の幼児とですね、3歳未満の低所得家庭の乳幼児も無償化の対象としてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 基本的には、認可外保育施設の指導監督基準を満たす施設だけが、無償化の対象となっていると思うんですが、指導監督基準を満たさない認可外保育園も、無償化の対象となったのでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 基本的にはですね、認可外保育施設指導監督基準を満たす施設が該当となるものでございますが、全ての認可外保育施設の立入調査等が終了できていないということから5年間の経過措置があり、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書がなくともですね、都道府県への届け出、設置届け出があれば無償化の対象施設としてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） そもそもこの認可外保育園というのは、どういう施設と区分されるのか、また指導監督基準とはどういうものであるのか、認可保育園との基準との比較で教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 認可外保育施設はですね、認可基準を満たしていない施設であるというふうに考えてございます。指導監督基準の基本的な考え方はですね、認可、認可外ともに違いはございません。職員配置において、認可外保育施設では保育に従事する者のおおむね3分の1を有資格とされ、また調理、調理室等は必須でないというような形でですね、認可より緩やかな基準となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ということは、指導監督基準を満たさない認可外保育園では、保育士資格を持った方が1人もいないと、そういう場合もあるということになると思うんですが、これは子供の安全という点でどうなのか、市の認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 全国的に見れば、都道府県に届け出もせず運営している施設もある可能性はあると。そのような場合、子供を預かる施設として問題ではないかと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 指導監督基準を満たしていなくても、5年間、経過措置を認めるっていうことは、言

いかえれば5年間はその基準、満たしてなくてもオーケーということになってしまいます。そもそも厚生労働省は、平成28年6月20日に改正された、認可外保育施設に対する指導監督の実施についてという通知の中で、指導監督基準の指針をどのように位置づけているのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） この指針は、児童福祉法等に基づき、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、改善指導、改善勧告、公表、業務停止命令、施設閉鎖命令等を行う際の手順、留意等を定めたものでございます。また児童の安全確保等の観点からですね、劣悪な施設を排除するためのものでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） もともと認可外保育園ですから、認可よりも基準が緩い、さらに指導監督基準というものがあるけれど、それすら満たされていないという、そういう劣悪な施設を排除するためにできたものが、その指導監督基準ということだと思います。これまで排除の対象とされてきたような劣悪な施設でも、5年間、経過措置の間は無償化の対象とされてしまうことで、そうした施設だということを知らずに、子供を預けてしまうということも起こり得るわけで、私は子供の命と安全が置き去りにされてると言わざるを得ません。指導監督基準を満たさないような、そうした認可外保育園は、たとえ5年間の経過措置中であっても、無償化の対象とすべきではないと思うんですけども、その点について市の認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 認可外保育施設につきましては、認可保育所と比べ、人員配置や設備面で緩やかな基準で運営しておりますが、一律に無償化の対象外にすることは、待機児童の解消の一端を担って、また保護者の保育ニーズに応え、適切にサービスを提供している施設の存続にも、影響が及ぶものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 私も認可外保育園、認可外だからといって一律に無償化の対象とすべきではない、そういうふうには思っています。言いたいのは、あくまでその認可外保育園の中でも、指導監督基準を満たしていない、そうした施設ですよ。そういうところはたとえ5年間であっても、無償化の対象からは外すべきであると思います。

私も認可外であっても非常に質が高く、高い保育理念を持って、しっかりとした保育しているという認可外保育園、実際に預けたことがありますし、そういうところもあるんですけども、ただ全体を見ると、残念ながら認可外保育園では、やはりその基準が緩いということもありますから、認可保育園に比べると、保育事故が多く起こっているということも事実です。保育事故の中でも、特に死亡事故ですね、認可施設に、認可の保育園に対して、認可外ではどのくらい起きているのか御存じでしたら教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 内閣府子ども・子育て本部で発表しております「平成30年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策についての公表データでは、平成16年から平成30年の15年間の死亡事故件数は、認可保育所が61件に対し、認可外保育施設では137件となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 人数だけ見ても、認可外保育園での死亡事故、2倍以上なんですけれども、入所している子供の数で見ますと、認可保育園と比べて認可外に行ってる子というのは圧倒的に少なく、認可保育園のわずか6%強ですので、そうしたことも加味しますと、割合でいえば認可外保育園の死亡事故は、認可保育園の25倍起きているということになります。なぜ認可外保育園でこれだけの死亡事故が起きてしまうのか、そ

の理由について市の認識を伺います。

○**保育課長（関田孝志君）** 運営施設におけますリスク管理や従業員への安全管理に関する教育等の不足などが、挙げられるのではないかとこのように認識してございます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** やっぱり基準ですよ。配置基準ですとか、保育士さんどれだけいるとか、子供1人当たりの面積、どのぐらいかとか、そうした保育の基準というものが、子供たちの命と安全に直結しているということが、こうした事故の数字から見ても明らかではないかと思えます。

私は、ここで非常に重要だと思うのは、死亡事故は認可保育園でも起きているという事実です。私は認可保育園の基準も、今の認可保育園の基準は、子供たちの命と安全を守るためには、十分ではないということだっというふうに思うんですけれども、その認可の基準よりもさらに低い認可外保育園の指導監督基準というものがあって、その指導監督基準すら満たしていない施設っていうのが、まだまだ残念ながら多く存在していることが、保育事故がなくなるに要因であるというふうに思えます。

死亡事故の事例を見ますと、本当にひどい事例、ひどいものがありまして、例えば宇都宮市のところでは、赤ちゃんを、泣かないように布で、頭だけ出してぐるぐる巻きに巻いて、何人も転がしておくというようなことがあって、そこでは9カ月の子が熱中症で死亡してます。また、うつ伏せ寝で昼寝中に亡くなる子が大変多いんですけれども、かなり長い間、放置をされていたらしく、発見されたときには、もう既に死後硬直が始まっていたというような、本当に言葉が見つからない、ひどいといしか言いようがない、そうしたことも実際にこの間、起きています。

実際にお子さんを保育施設で亡くした保護者の方は、そういう基準を目指していないような保育施設が、そもそも営業できているっていうふうに思っていなかったと。営業できているんだから、大丈夫だっていうふうに思ってたっていうふうにおっしゃっています。やっぱり保護者の方の多くは営業してる、また無償化の対象施設ってなることで、それは行政のお墨つきがある施設だっていうふうに考える方は、多くいらっしゃるんじゃないかなというふうに思えます。やはり最低限、指導監督基準を満たしていない劣悪な施設は、無償化の対象外とする必要があると思えます。

現在、東京都では、こうした指導監督基準を満たしていない施設、どの程度あるのかっていうことで、認可外保育園の立入調査を行っていると思うんですけれども、その状況を教えてください。

○**保育課長（関田孝志君）** 東京都の認可外保育施設の立入調査につきましては、おおむね年間200件前後の施設を実施しておるところです。その結果につきましては、東京都のホームページに掲載され、公表されているところでございます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 私も東京都のホームページ、確認したんですけれども、施設数からの割合でいって、年間で13%から17%の施設、それぐらいしか立入調査が実際にはできてない、追いついてないっていう状況で、しかもそのうちの7割で立入調査ができた、その13%から17%の中の施設の7割ほどで、文書による指摘があったっていうことでした。立入調査も不十分な中で、多くの施設で指導監督基準を満たしていなかったっていう、そうした事実も明らかになっています。本当に認可外といってもさまざまで、すごくしっかりしたところもあるかと思えば、本当にひどいところもあるっていうことで、立入調査、今後も引き続きもっと加速してやる必要あると思うんですけれども、この調査について当市の状況がどうなっているのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 市内の認可外保育施設、3カ所につきましては、認証保育所1カ所、こちらは平成30年10月に東京都の調査があり、基準を満たしております。また、認可外保育施設、ほかの2施設につきましては、本年12月4日、つい先日ですが、東京都の巡回指導を受けたところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 立入調査ではなくて、巡回指導ということですが、どのような違いがあるのか、またその巡回指導の中で、何か指導を受けたことはあったのかどうか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 巡回指導につきましては、東京都の巡回指導員という方が、保育士の資格の確認、配置を初め、保育の内容について、未然の事故防止などへの助言やアドバイスを実施するものであります。指導当日ですね、立ち会った職員からは、軽微な指導のみで、良好な保育が実施できているとの評価であったというふうに報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 市内の保育施設については、良好な保育、実施できているということで大変よかったなというふうに思います。

続きまして、公的な保険なんですけれども、通常、事故に遭ったとき、何かを保障するために公的保険というのを入りますけれども、認可外保育園では、この公的保険、どのようになっているのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 認可保育園で加入している日本スポーツ振興センターの災害給付制度に、認可外保育施設が加入するというには、認可保育園の移行を目指すなどですね、一定の基準を満たす必要がございます。当市においては、そのような対象園はございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 以前は認可外保育園ってということだと、もうこの災害給付制度、入れなかったということもあるんですけど、今、入ることは認められたけれども、ある程度の基準を満たす必要があるということで理解しました。この日本スポーツ振興センターの災害給付制度は、無償化の対象施設となった認可外保育園でも加入できない施設もあるということで、万が一、保育事故、起こった場合には、認可保育園とは補償にも、保護者に対する補償にも格差が生まれてしまうということになります。全国では、こうした5年間は猶予を設けて、指導監督基準を満たさない認可外保育園も、無償化対象とするっていうふうになってますけど、この5年間も無償化の対象とはしないっていうふうにするための条例を制定する動きも出ていると思うんですが、他市の例で市が把握しているものがあれば教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 東京都内では、江戸川区、杉並区、武蔵野市などが条例を制定したと聞いてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

ほかにも朝霞市ですとか和光市、新座市、京都ですとか福島市とか、いろんなところで条例制定する動きが見えてるということで、私もちょっと調べた中では出てきました。

この条例制定の動きってというのは、もともとこの5年間の経過措置を設けた国に対して、全国市長会からかなり反発があったというふうに聞いています。平成30年11月15日に全国市長会の子供たちのための幼児教育・保育の無償化を求める緊急アピールというのが出てまして、この中ではやはり子供たちの安全確保、不可欠であるとして、認可外保育施設等の無償化について、本来対象は劣悪な施設を排除するための指導監督基準を満

たした施設に限定すべきであり、5年間の経過措置を設けることについては、再検討することという、そういうアピールになってます。こうしたこともありまして、必要に応じて自治体で条例制定してもいいですよということになったって、そういう経緯もあります。当市でこの条例をつくることについて……ああ、ごめんなさい。条例の必要性について、まずは市の認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） ただいま議員からも御紹介ありましたとおり、昨年12月の全国市長会のアピール等につきましても、私ども十分認識しているところでございます。その上で当市におきましては、当市の認可外保育施設のうち、先ほども保育課長のほうからも御答弁をさせていただいておりますが、1カ所は東京都の認証保育所として基準を満たした適切な運営をしておるところでございます。またほかの2カ所につきましても、先ほど来申し上げましたとおり、先日の12月4日の巡回指導におきましても、良好な保育が実施できているとの評価であったとの報告も受けており、それぞれ事業所内の保育施設として、適切に運営をされておりまして、当該事業所の職員のお子様たちを対象として運営されてるものでございます。これらのことから当市におきましては、こういった施設まで一律に規制してしまうことになりかねない条例ということですね、制定せず、国の方針に従い、実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） この条例は、あくまで指導監督基準を満たしていない施設ですね、本来であれば厚労省も排除すべきだとしていた、そうした劣悪な施設を無償化の対象外とするもので、良好な保育を行っている施設を排除するものではありません。条例を制定することで、今、市内にそういう施設がなくても、今後、劣悪な施設が参入することを防ぐという役割もあるかと思えます。さらには条例化を通じて、市が認可外保育園の状況を把握したりですね、また基準を満たすよう支援するなど、全体の質の底上げを図るということが求められることではないかなというふうに思います。

認可外保育園は、先ほど来、御答弁もありましたけれども、その多くが認可保育園に入れなかったお子さんの受け皿というふうになってます。残念ながら全国を見れば、その中には劣悪な施設、多く含まれているというのが現実です。保育の公平性というのは、こうした基準を満たさないような施設を無償化にすることではなくて、基準を満たす施設を必要数整備することだというふうに私は思います。子供たちの命と安全を守るために、この条例制定ということを前向きに検討していただくことを要望いたしまして、次の項目に移りたいと思います。

④の今後の課題についてですが、10月から副食費の実費徴収、始まったということですが、園や保護者からはどのような声が上がっているのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 給食費徴収に関してですね、私立保育園においてはですね、徴収の説明や手間など、事務負担がふえているとは聞いてございますが、無償化における趣旨、ルールを説明し、一定の御理解を得るところであります。

また保護者の皆さんにおかれましては、園から説明を受け、御理解をいただいているものと考えてございます。また保護者の方々からですね、市への苦情、また相談等は特に寄せられてはいないという状況でございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） やはり保護者からの実費徴収業務、ふえたということで、これ本当に私、大変なんじゃないかなというふうに思ってますけれども、公立保育園でも最初の市長の御答弁で、市の管理職の皆さん

が出向いてると、徴収業務のため御苦労されているのではないかなというふうに思います。副食費については、一定の今までの保育料を超えないようにという、そうした御配慮もしていただきましたけれども、これまでも要望してありますが、やはり保護者負担という面でも、また徴収業務の負担軽減という、この双方から考えて、私はやはり国から新たな歳入ありますから、それを利用して市が副食費負担するっていうことを、再度要望いたします。

また、深刻な問題となっている保育士の確保についてですけれども、当市でも公立保育園で十分な応募があるということが示されたというふうに私は思います。保育士不足の解決に一定の道筋が開かれたのではないかなというふうにも思いますので、引き続き待機児童の1日も早い解消、また公立保育園、維持発展させることを強く要望いたしまして、この項目については終わりにしたいと思います。

続きまして、子ども家庭支援センターについて伺います。

子供を育てる環境は、今もって厳しい状態が続いているというふうに思います。核家族化により子育てが孤立してるっていうことは、随分前から指摘されてますけれども、加えて貧困ですとか長時間労働が子育て世帯を追い詰めています。凄惨な虐待の報道も後を絶ちませんが、多くの母親が他人ごとではないと感じているのではないかと思います。

当市の子ども・子育て支援ニーズ調査でも、日常悩んでいること、また気になることはどのようなことかという質問に対して、子供をしかり過ぎているような気がするということというふうに答えた方ですね、この割合が未就学児では最も多い32.2%、小学生でも2位の30%でした。私も本当に心当たりがあります。いつも子供を怒ってしまって後悔するって日々ですけれども、ほかの回答も見てみると、病気や発達に関することや、教育に関すること、食事や栄養に関すること、子供との接し方に自信が持てないなど、本当にたくさん悩みがあるんだなということがわかります。こうした子育ての不安に寄り添うために、子ども家庭支援センターの果たす役割は大変大きいものだというふうに思うんですが、まず①の目的と役割についてのところですが、子ども家庭支援センターは法的にはどの法律に位置づけられた施設なのか教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 市町村は児童福祉法第10条の規定によりまして、児童及び妊産婦の実情の把握、情報の提供、家庭等からの相談などの業務を行うこととされており、当市におきましては、子ども家庭支援センターをそれらの業務を行う拠点と位置づけ、保健センターと連携協力を図りながら業務を行っております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 子供のこつていうか、子供についての相談っていうと、まず児童相談所を思い浮かべる方も多いと思うんですが、児童相談所との違いや、どのように役割分担しているのかってことも教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 子ども家庭支援センターは、地域の身近な相談機関として、子供と家庭の総合相談を行い、地域の子育て支援事業や関係機関と連携した支援により、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めております。児童相談所は、市町村を援助し、専門的な知識や技術が必要とされる相談を行うほか、親子分離等の児童の一時保護や児童福祉施設への入所の措置、保護者への指導、出頭要求、家庭裁判所への許可状請求による居所の臨検、捜索、親権喪失、親権停止、管理権喪失の審判の請求など、多くの法的な権限を持つ機関であります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 子ども家庭支援センターは、地域の身近な相談機関として、子供と家庭の総合相談ということで、虐待の未然防止なども行うということですが、この当市の子ども家庭支援センターの設備についても、詳細を教えていただければと思います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 子ども家庭支援センターには、相談室が二部屋、保護者同士のつながりをつくる行事や子育て講座などを行う地域活動室、乳幼児を対象とした滑り台やボールプールなどの遊具を設置し、気軽に遊びながら友達をつくったり、保育士に相談のできるかるがもひろば、ゼロ歳児などの乳児が過ごすことのできる部屋や、授乳室、事務室がございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 先日、会派でも子ども家庭支援センター、視察をさせていただきました。その際、本当にありがとうございました。そのときも何組かの親子の方が遊んでまして、そこをちょっとハイハイとか歩いたり、よちよちできる子たちとは別に、ゼロ歳の子のゆっくり過ごす、赤ちゃんがゆっくり過ごす部屋があったりですか授乳室もあったりということで、大変遊びに来たときに、本当に気軽に保育士さんに相談できるというそういう雰囲気があるなというふうに感じました。

妊娠時からの切れ目のない支援ということを求められてると思うんですが、保健センターとはどのように連携を行っているのか教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 保健センターとは2カ月に一度連絡会議を開き、情報の共有と連携した支援方法などについて協議しております。

また、御家庭によっては妊娠の段階から両センターの職員と一緒に訪問し、出産後の関係性をつくるなどしております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

ちょっとイメージが湧きづらいので、具体的な事例としてどういう連携を行っているのか、差し支えない程度に教えていただければと思います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 例えばでございますが、母子手帳を交付時にですね、保健センターは御本人に出産後の支援についても情報提供を行う中で、子ども家庭支援センターについても情報を提供していただいています。出産後の養育に支援が必要と判断されるような場合になりますと、出産後に備えて御本人の同意をいただきながら訪問などにより、三者で面談の時間を設けるなどして出産及び新生児の育児に備えた妊婦への支援を行っております。出産後、継続してかかわる保健師や、子ども家庭支援センター職員が、訪問や電話などにより、御家庭の状況を確認しながら、必要に応じて養育支援訪問や育児支援ヘルパー派遣などの利用をお勧めするなどの支援を行っております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 妊婦さんのときから、ちょっと心配だなと思われるような方がいれば、保健センターと連携して適切な支援を行っているということだと思います。本当に密に連携、連絡をとっていただいて、大変ありがたいなというふうに思います。

児童虐待防止って大きな役割があると思うんですが、児童虐待、本当に児童をいろんなところに、保育園、学校いろんなところにいますので、こうした各関係機関とどのように連携をしているのかってことも、具体的に教えていただければと思います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 市は要保護児童等の早期発見や、適切な保護及び支援を実施するため、26の機関により構成された要保護児童対策地域協議会を設置しております。協議会は、代表者会議、実務担当者会議、チームケア会議の3つの会議から構成されており、子ども家庭支援センターは、協議会の調整機関として、例えば個別の支援が必要になったような場合は、関係する機関でチームケア会議を開き、御家庭を支援してまいります。また保健センターとの連絡会議を初めとしまして、スクールソーシャルワーカー及び不登校支援コーディネーターなどを含めました教育指導課連絡会や生活指導主任会など、関係機関との定期的な会議を持ち、連携した支援を図っております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 本当に連携しなければならないというか、連携が必要な機関が本当に多岐にわたってまして、本当にすごく大変なことだなというふうに思います。学校、いろんなところから虐待が疑われることがあれば、いろんなところから報告が上がってくると思いますので、本当にいろんな会議も持たなければならないし、連携もしなきゃいけないということで、本当に子ども家庭支援センターの果たす役割ってというのは、大きいものだなというふうに思います。この直接お子さんがセンターに来て、相談をするということは可能なのでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） お子さんが1人で子ども家庭支援センターのほうにお越しになって相談に来られた場合でも、子ども家庭支援センターでは御相談をお受けします。お子さんが希望しなければ、保護者の方に相談があったということもお伝えはしません。学校を通じてのお子さんからの相談という形が、現実には多いと把握しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

実際には学校から、この子、心配でみたいな感じで来るケースが多いのかなというふうに思うんですけども、ある程度大きくなって、本当に何か家庭のこととか、いろいろ友達のことでも悩んでるというときに、子ども家庭支援センターにも直接行っていいんだよということで、引き続き周知もしていただいて、窓口をお子さんの御本人のためにも開いておいていただきたいなというふうに思います。

②の現状と課題ということに移りますけれども、当市でも虐待の相談件数がふえているということで御答弁ありましたけれども、その背景について市の認識を伺います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 目黒区や千葉県野田市の児童虐待による死亡事件の報道等によりまして、社会の中での児童虐待に対する認知が深まり、通告の増加につながっていると考えております。また児童の見ていた前の夫婦間暴力——面前DVと呼ばれていますが、こちらにつきましては、心理的虐待として警察から児童相談所に通告されるケースがふえており、そのうち軽易な事案につきましては、児童相談所から子ども家庭支援センターへ送られてきていることなども要因の一つと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

児童相談所から事案が送られてくるってことは、余り知られてないというふうに思うんですけども、私も知らなくてですね、そうしたこともありますので、児童相談所との連絡、連携についても詳しく教えていただきたいと思います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 児童相談所との連携につきましては、児童虐待相談等の連絡調整に関する基

本ルール——通称東京ルールと呼ばれるんですけども、こちらを定めて連携、協働を行っております。令和元年10月から新しいルールに従って連携、協働をしております。基本的対応としましては、地域の身近な相談機関として、子ども家庭支援センターが情報収集を行い、地域の子育て支援サービスなどによる支援を実施いたします。事案によりましては、専門的な知識及び技術が必要と判断された場合には、児童相談所の助言を受けるなどして協働して支援を行います。一時保護など児童相談所の専門性による支援が必要と判断された場合には、事案を児童相談所に送致し、児童相談所が中心となって対応することとなっております。一方、児童相談所に通告されたケースの中で、安全が確認され、地域で支援を進めたほうがよいと判断された場合などは、児童相談所から市へ事案が送致されてまいります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 直接児童相談所にいったものがおいてくる場合もあれば、子ども家庭支援センターから児相の方と一緒に支援をしたり、またそれが戻ってくるっていうんですかね、地域でということもあるということで、本当に密接に連携しながら、軽易な事案ということですけど、あんまり軽易っていっても、そんなに軽易じゃないんじゃないかなって、本当に一つ一つ事案が大変なんじゃないかなというふうに思うんですけども、それぞれのケースに対して会議等で対策を考えてらっしゃると思うんですけども、会議の詳細についても教えていただければと思います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 市に相談や通告がありますと、所内職員3人以上で緊急受理会議を開き、対応について協議をいたします。また週に1回、支援方針会議を開き、情報の共有と支援の方針などについて協議しております。なお月に1回、小平児童相談所のチーフ児童福祉司が支援方針会議に同席し、対応への助言や児童相談所との情報共有を図っております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 本当に会議とかも多くてですね、やっぱり連携するっていうことは、やっぱりきちんと面と向かって話さなきゃいけないこともあると思うので、必要なことだと思うんですけども、それに加えて訪問をしたりだとか、学校だとか現場に出向いてということもあるでしょうし、何か本当に大変な業務が余りにもたくさんあるのではないかというふうに思うんですけども、現在の子ども家庭支援センターの職員体制についても教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 子ども家庭支援センターのセンター長は、子育て支援課長が兼務しております。子ども家庭支援センターの施設のほうに、事務室に所長として係長が1人、係員が4人、臨時職員3人、保育士資格を持つ臨時職員3人、一時保育室のほうでございますが、保育士資格を持つ嘱託員が3人、保育士資格を持つ臨時職員が6人、計21人となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

その中で虐待ですとか、子供の命と安全にかかわるような、比較的重大な相談に対応するのは何人なのか、またその1人当たりの方が受け持つ相談件数についても教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 虐待等の相談には、正職員4人が対応しております。また1人当たりの職員が受け持つ相談件数は、担当する職員の経験年数や事案の軽重により異なっておりまして、多い職員では80件から90件ぐらい、少ない職員では40件から50件ぐらいを担当しております。なお、相談件数につきましては、家庭数ではなく、児童数で数えることとなっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ケースワーカーさんなんかだと、1人当たりの担当件数80人とかって基準があるんですけども、子ども家庭支援センターの職員さんの場合、1人当たりの担当件数について基準はあるのでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 市町村の職員の担当件数の基準はございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 軽微なものとか、ある程度、そのレベルというか、そういうのあるんでしょうけれども、一つ一つの事案が簡単に解決するようなものではないと思いますし、関係機関の連携って一口に言っても、本当に学校、保育園、市の障害福祉課であったり、生活福祉課であったり、警察であったり、お医者さんだったり、本当に連携が必要である場合もあると思いますので、職員の皆さんの業務量、かなりふえてるんじゃないかというふうに思うんですけども、その点の認識を伺います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 虐待の新規相談件数の増加により、当該児童の安全確認の訪問や会議、児童保護者との継続的な面接、対応などの業務量がふえていると認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 事案によってそれぞれ対応、全く異なると思いますし、保護者によっては余り踏み込まれたくないって思うような方も当然いらっしゃると思いますし、その中でどうやって子供の安全を守っていくかっていうことが求められるわけで、本当に大変な仕事だというふうに思うんですけども、この支援を必要としているお子さんや保護者と、そういう方をどれだけ発見してつながっていくかっていうことが重要になってくると思うんですけども、どういった困難があるのか、その点について御認識を伺います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 児童虐待防止に対する社会全体の認識が高まっていること、関係機関との連携が進んでいることなどにより、子ども家庭支援センターに寄せられる虐待の情報はふえております。それらのお寄せいただいた情報や、調査で確認した内容に基づき、対象となる御家庭への電話や訪問により、子ども家庭支援センターの職員がお話をいたしますが、御理解いただくことができない場合があります。また精神的に困難を抱えている保護者の方が、一度、扉を閉ざしてしまいますと、電話や訪問をしても全く応答がない場合もあり、つながること、支援することの難しさを感じております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 本当にそうになってしまうと、どうしたらいいのかっていう、別の機関からアプローチしてもらおうのかとか、いろいろ考えられるわけですけども、本当にすぐには解決できずに、時間も年単位でかかるようなことっていうのも少なくないんじゃないかなっていうふうに思います。先ほど市町村の担当職員には、担当件数の基準はないということでしたけれども、ふえ続ける虐待の情報っていうのは、やっぱりこれからもどんどん来ると思うんですね。その情報に対応するために、子ども家庭支援センターの機能強化っていうのも求められてくると思うんですけども、その点について市の認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） まず子ども家庭支援センターの組織体制等につきましても、やはり専門性ということで、研修等に職員も今、行かせて、専門性の向上などに努めているところでございます。また係長職におきましては、やはりそのチームの中を動かすという、チームマネジメントなどを含めました、そういった運営管理等ですね、そういったものの判断力なども求められますので、そういったものの向上なども、私どものほうで指導を引き続きしていきたいと考えております。

それから、組織体制につきましては、今後、市の全体的な組織も含めまして見直す中で、人員配置等も含めて、社会福祉のその他の生活福祉や障害福祉、高齢福祉等のケースワーカーの異動等も加味しながらですね、そういった中で検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） かるがもひろばですとか、イベントも、クリスマスのイベントだとか行ってらっしゃるということで、一時保育なんかも通じて、気軽に子育ての、御飯食べないとかね、そういうことから始まって、本当深刻な悩みまで相談する。その本当にきっかけとなる場所であって、虐待っていう本当に一刻を争うような、そういう課題にも対応していく機関ということで、本当に子ども家庭支援センターの果たしてる役割、大きいものだというふうに思います。引き続きこの重要な役割を果たすためにも、子ども家庭支援センターの機能強化ですね、また十分な職員配置など、全体的な機能強化を図ることを要望いたしまして、この項目については終わりにいたします。

○議長（中間建二君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時30分 開議

○副議長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（上林真佐恵君） それでは、午前中に引き続きまして、質問を続けさせていただきます。

3番の最後の高齢者住宅について伺います。

まず1番の目的と役割について市の認識を伺いたいんですが、まず高齢者住宅の必要性について、改めて市の認識を伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 高齢者住宅につきましては、公営住宅法に基づく住宅であります。住宅に困窮する高齢者に対しまして、低廉な家賃で供給されるものであります。高齢者、中でもですね、特に単身高齢者などは、一般の住宅市場において住宅を確保することは困難であるということを踏まえまして、その生活の安定と福祉の増進を図るために、これまで提供されてきたものと認識しております。

なお、ピア芋窪が建設された平成6年当時から比べますと、市長の御答弁にもありましたように、高齢者に対する住宅事情というのは相当に変わっております。高齢者住宅の位置づけも、このような実情の変化を踏まえて考える必要があるものと認識しております。

以上であります。

○7番（上林真佐恵君） 民間の賃貸住宅等では住宅を確保することが困難な高齢者という御答弁だったんですけども、具体的にはどのような方が当てはまるのか、もう少し詳しく教えてください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 高齢者住宅条例につきましては、その要件といたしまして、収入月額では21万4,000円を超えないものというふうに定めております。加えて、現に居住する住宅につきまして、立ち退き要求を受けていたり、あるいは保安上または保健衛生上、劣悪な状態にあつたり、あるいは経済的な理由により、居住を継続することが困難であることにより、住宅に困窮し、かつ自力による代替住宅の確保が困難であること、これを要件としております。したがって、単に低所得であるだけではなく、特に居住の安定を確保する必要がある者を対象としているものというふうに理解しております。

以上であります。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

また先ほど御答弁の中で、住宅セーフティネット法による登録住宅や、サービス付き高齢者住宅っていうことでありましたけれども、そちらについてもそれぞれ概要や費用を教えてください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 住宅セーフティネット法による登録住宅とは、高齢者あるいは障害者、低所得者など、一般の市場では住宅を借りにくい方の居住支援といたしまして、平成29年10月から都道府県への登録が始まったものでございます。登録要件といたしましては、住宅確保要配慮者、先ほど申し上げました高齢者等でございますが、この住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅であること。そして、耐震性能や居住面積など、国土交通省の基準を満たす必要がございます。バリアフリー化などの改修に関しましても、有利に融資を受けられるようになっております。家賃の基準ですが、近傍同種の家賃を基準といたします。市内にはまだこの住宅は整備されておられませんけれども、近隣市では家賃が四、五万円台のものもあるようであります。家賃の低廉化を実施した貸し主に対して、補助金を交付する制度も用意されております。

続きまして、サービス付き高齢者向け住宅でございますが、これは国土交通省令の定めるバリアフリー構造など一定の要件があり、こちらも都道府県への登録制度というものがございます。登録した住宅につきましては、改修整備費等につきまして一定の補助が受けられるものでございます。サービス付き高齢者向け住宅は、一般型と介護型がございますが、一般型でありまして安否確認ですとか相談支援サービス、これを受けることができます。家賃につきましては、通常は近傍同種の家賃を基準といたしますが、サービスもございまして、このサービスの対価も必要でございまして、家賃とこのサービスの対価を合わせた利用者負担額というのは、全国平均で月額約10万1,000円となっております。市内には2カ所、戸数にして114戸ございます。

以上であります。

○7番（上林真佐恵君） 詳しく御説明いただいてありがとうございます。さまざまな形態の住宅、高齢者向けの住宅がふえるということは、いいことだと思うんですけども、住宅セーフティネット法の登録住宅は、高齢者のほかにも障害者の方だとか低所得者の方、全般が対象となっておりますし、まだ当市には整備がされていないということでした。サービスつき高齢者向け住宅も、まだ数としては少ないですし、家賃は比較的服務がついてるっていうことで、高額になることもあるのかなというふうに思いますので、当市がやっていますピア芋窪、高齢者住宅の意義はとても大きいものだというふうに思います。

続いて、2番の現状と課題のところですが、ピア芋窪では入居者を募集しても空き部屋が埋まらないという課題があるということですが、その理由をどのように認識しているのか教えてください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 空き部屋につきましては、これ世帯用の部屋でございますけれども、これまで何度か公募を行いました。入居決定まで出したケースもありましたけれども、それでも最終的には入居に至らなかったということでございます。その理由といたしましては、立地条件が入居予定者の希望に適合しなかったと。あるいは、その入居予定者の希望する室内改修、これにつきまして所有者の承諾が得られなかったというようなものでございます。

以上であります。

○7番（上林真佐恵君） ただ単身者用のほうは、現在全て埋まっているということなんですけれども、これ満室になってからどのぐらいたっているのか教えてください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 単身用の部屋が全て満室になりましたのは、平成28年の8月であります。したがって、3年4カ月ほど経過しているということでございます。

以上であります。

○7番(上林真佐恵君) 3年以上経過、満室になってから経過しているということですので、やはり単身用っていうのは需要があるのかなというふうに思います。高齢者住宅については、ことしの決算特別委員会の際にも、連帯保証人について質疑をさせていただきました。お住まいに困窮している高齢者には身寄りのない方も多く、連帯保証人を見つけられないっていう方も少なくないというふうに思います。連帯保証人を見つけられないがために、入居できないってことなくすために、連帯保証人を不要とするべきだと思うんですけども、その後の検討状況について教えてください。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 連帯保証人の問題につきましては、現段階でも検討中であります。国土交通省の通知を受けまして、東京都は都営住宅条例を改正いたしまして、連帯保証人を求めないことといたしました。市の高齢者住宅におきましては、単身世帯が多く、滞納があった場合や孤独死などの事案が発生した場合に、どのように対応すべきかにつきまして検討する必要があるということから、現段階では方針は決まっていないということでございます。

以上であります。

○7番(上林真佐恵君) わかりました。国土交通省の通知を受けて、東京都は都営住宅条例を改正したという御答弁でしたけれども、まずこの国土交通省からの通知について、どのような背景があって、そういう通知が出されたのか、改めて教えてください。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 国土交通省が平成30年3月30日に発出いたしました通知によりますと、単身世帯の高齢者が増加し、連帯保証人になる親族の確保が難しくなってきたこと及び民法の個人根保証の規定の改正により、来年4月から家賃を保証する個人につきましては、補償の上限として極度額の設定が必要になったことなどを踏まえ、公営住宅条例の参考資料となる公営住宅管理標準条例案において保証人に関する規定を削ったものであります。

なおですね、この通知によりますと、保証人規定を残す場合の注意点も記載されておりますので、必ずしも保証人規定を削らなければならないという趣旨ではないというふうに理解しております。

以上であります。

○7番(上林真佐恵君) では、その国土交通省からの通知を受けて、東京都でも都営住宅条例、改正された連帯保証人を削除する条例が可決されたということですが、そちらについても詳細を教えてください。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 東京都議会がですね、ことしの第3回定例会におきまして、連帯保証人を削除するための東京都営住宅条例の一部を改正する条例を可決いたしました。条例改正の提案理由につきましては、入居の円滑化のために条例改正を提案したということでございます。

また都市整備委員会における審議におきましては、国土交通省令の通知の趣旨を踏まえるとともに、都営住宅においても連帯保証人を用意できずに入居を諦める事例もあることを踏まえ、連帯保証人の規定を削除したとのことであります。

なお、連帯保証人にかわり、緊急時の連絡先の提出を要することとしておりますが、この連絡先につきましては滞納額の支払いの義務はないということでございます。

以上であります。

○7番(上林真佐恵君) 東京都におきましても、連帯保証人が見つからないために、入居を諦めるといったこういうことがないように、条例改正されたというふうに理解をしています。

先ほど御答弁で孤独死ってということで、そういった場合の対応について懸念があるということもありましたけれども、この東京都の今回の改正では緊急連絡先を届けるということですが、これは新たな入居者だけではなくて、既にお住まいの方にも適用されるということです。こうした国や東京都の動きに対して、市はどのように認識をされているのか伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 国土交通省令の通知につきましては、先ほども御説明いたしましたが、単身高齢者の増加を背景に民法改正を契機として、連帯保証人が確保できずに入居を諦めることのないように、公営住宅管理標準条例案の改正をしたというふうに認識しております。東京都におきましては、この通知の趣旨を踏まえ、また現に連帯保証人を用意できずに入居を諦めた事例があることを踏まえて、条例改正をしたというふうに認識しております。

以上であります。

○7番（上林真佐恵君） 当市でも、連帯保証人、見つけられないんだっていう御相談は、我々のもとにも届いていますし、ぜひ早急に条例を改正するっていう必要性があると思うんですけども、その点に対して市の認識を伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 市の高齢者住宅におきましては、申し込みをしましたが最終的に高齢者住宅への入居を諦めた方というのはいらっしゃるんですけども、連帯保証人が確保できなかったことを理由として、諦めた方というのはないというふうに認識しております。しかしながら、単身高齢者というのは確かに増加しておりまして、また来年4月からは、民法改正によりまして個人の連帯保証人には極度額の設定、これが必要になります。このことを踏まえて、連帯保証人を不要とするのかどうか。あるいは不要とする場合の代替措置をどうするかにつきまして、検討を進める必要があると認識しております。

以上であります。

○7番（上林真佐恵君） 当市におきましては、個別の案件、丁寧に見ていただきまして、今までに連帯保証人、確保できなかったことを理由として、入居を諦めた方はいらっしゃらないということで、その点については丁寧に対応していただきまして感謝しております。

ただ、一方で住まいはやはり人権という立場で、連帯保証人が見つけられないので御入居できないって、本当にそういうことを防ぐために、高齢者で特に単身の方っていうのは、見つけられる方はどこからつけてきているのかなっていうふうに思うぐらいですので、早急な条例改正が必要だというふうに思います。市のほうでやらないのであれば、私ども会派で条例改正案、出したいとも思っていますので、ぜひ検討を進めていただいて、早急な条例改正をお願いしたいと思います。

最後に、高齢者住宅を今後どのように発展していこうと考えているのか、住宅の整備や設備等の課題なども含めて、市の認識を伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 市の高齢者住宅でありますピア芋窪につきましては、平成6年の供用開始から既に25年以上経過しております。これまで塗装工事を実施いたしましたが、大がかりな修繕というものは実施しておりません。しかしながら、今後、老朽化が進めば維持管理の経費も必要となるものと考えております。

なお、一括借り上げ方式でございますけれども、市と所有者がリスク分担をしておりまして、風呂場ですとか厨房設備の内部のような、内部設備の修繕につきましては市の負担となるものでございます。

それから、高齢者の住宅事情につきましては、ピア芋窪が建設された平成6年から比べますと、サービス付き高齢者向け住宅ですとか、あるいは住宅セーフティネット法による登録住宅など、さまざまな制度ができ上

がっております。

また市内には東京街道団地ですとか、あるいは向原団地などの大型の都営住宅もあります。こうした実情を踏まえまして、また市営住宅の検討内容とも整合性を図りながら、高齢者住宅の方向性を検討する必要があると考えております。

以上であります。

○7番（上林真佐恵君） これからますますこの高齢者住宅、市の高齢者住宅だけじゃなくて、高齢者の皆さんの住まいをどのように保障していくかってことが重要になってくるというふうに思います。以前、都営住宅のいわゆる市民枠についても取り上げたことありますけれども、市内にこれだけ都営住宅があっても、最初から入るのを諦めてるといような声も寄せられています。ひとり住まいの高齢者がふえている中、本当に安心して住み続けることのできる住宅の整備、重要になってくると思いますので、当市におきましてもまずはこの連帯保証人、削除する条例改正、早急に行っていただきたいと思います。また、高齢者住宅、今後も維持、向上させていくっていうことを要望いたしまして、今回の私の一般質問は終了いたします。

ありがとうございました。

○副議長（蜂須賀千雅君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 二 宮 由 子 君

○副議長（蜂須賀千雅君） 次に、1番、二宮由子議員を指名いたします。

[1番 二宮由子君 登壇]

○1番（二宮由子君） 議席番号1番、興市会、二宮由子です。通告に従いまして、令和元年第4回定例会における一般質問を始めさせていただきます。

厚生労働省が公表している調査結果によりますと、2018年の日本人の平均寿命は、男性81.25年、女性87.32年とともに過去最高を更新し、世界トップクラスの長寿国となっています。

一方、WHOが2000年から提唱し、厚生労働省が健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義している健康寿命では、2016年の男性で72.14歳、女性で74.79歳となり、同年の日本人の平均寿命である男性80.98年、女性87.14年と比べ、健康寿命と平均寿命の差が男性8.84年、女性12.35年となり、男女とも10年前後の間、体に不自由さを抱え、寝たきりの生活を送るなど健康に問題を抱えるケースが多く見られております。

高齢者が健康で暮らせる長寿社会の実現には、健康な体を維持し、日常生活を自分の力で続けられる健康寿命の延伸が大きな課題となっています。人生100年時代を迎えようとする現在、誰もが安心し、より長く、楽しく、元気に活躍できる社会が求められております。

戦後のベビーブーム世代と言われる団塊の世代の皆様は、2025年に75歳以上の後期高齢者となり、また2040年ごろには団塊ジュニア世代の皆さんが高齢者となるなど、高齢者人口がピークを迎える一方、現役世代が急激に減少する中で、社会の活力を維持、向上するためには、高齢者を初めとする意欲ある方々が役割を持って活躍できる社会、また多様な就労や社会参加ができる環境整備を進め、健康寿命の延伸を図ることが求められております。

当市でも市制50周年記念事業において、健幸都市宣言を行うなど、生涯にわたって健康で生き生きと豊かな人生を送ることができるまちづくりのためのさまざまな事業が進められています。健幸都市の実現には、健康

寿命延伸の取り組みを行政が提供するだけでなく、市民や関係機関と連携し、一緒につくり上げていくことが重要ではないかと考えました。

そこで、お伺いいたします。

第1に、健康寿命延伸の取り組みについて。

ア、現状及び対応は。

イ、5つの取組方針及び効果は。

a、身体機能を維持・改善する運動習慣の定着。

b、身体を良好な状態に保つ食生活の実践。

c、孤立を防ぐ社会参加の促進。

d、病気を予防・早期発見する受診の促進。

e、健康づくりにつながる環境の整備。

ウ、市民への周知は。

エ、近隣市及び関係機関や市民等との連携は。

オ、今後の課題はなど、お聞かせいただきたくお伺いいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔1 番 二宮由子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、健康寿命延伸の取り組みの現状及び対応についてであります。市では生涯にわたって健康で生き生きと豊かな人生を送ることができるまちを目指し、さらなる健康寿命の延伸を図るとともに、健幸都市の実現に向けた市の取り組みを推進していくことを目的として、平成31年3月に、健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針を策定しました。その対応としまして、令和元年5月に健康寿命の延伸を初め、地域の課題解決を図ることを目的に、東京大学未来ビジョン研究センターと連携協定を締結し、新しいライフスタイルと健康づくりの創生に向け、相互連携と協働による活動の推進を開始しました。

次に、5つの取組方針及び効果についてであります。身体機能を維持改善する運動習慣の定着につきましては、楽しみながらできる身体活動をふやし、体力向上や筋肉量、身体機能の維持向上、高齢者の転倒予防につながる取り組みを行うこととしております。効果につきましては、筋肉量の増加及び機能の向上、また血圧や血糖値などの数値を改善させる効果があるものと認識しております。さらに幼少期から運動、身体活動を習慣化し、継続して取り組むことで、病気になりやすい身体を手に入れることができるものと考えております。

次に、体を良好な状態に保つ食生活の実践についてであります。おいしく食べて望ましい食習慣の定着を図る取り組みを行うこととしております。効果につきましては、おいしいと感じながら、適正な量と栄養バランスのとれた食事をとることは、円滑な消化と生体バランスを整えることにも役立つものと考えております。また幼少期から食べるために必要となる歯や口腔の機能を良好に保ち、望ましい食習慣を継続することは、健康寿命の延伸に大きな効果を持たすものと認識しております。

次に、孤立を防ぐ社会参加の促進についてであります。社会活動への参加を促し、社会的なつながりによる健康づくりの促進を図る取り組みを行うこととしております。効果につきましては、社会活動に参加し、人との交流を通じて楽しみや役割を持つことは、人生に活力を与え、健康的な生活にも役立つものと考えており

ます。また生涯現役で活動を続けることは、健康を保つために有効と言われており、さらには雇用の機会や幅広い市民が集う場を提供することで、社会的孤立の防止や、生涯現役を望む元気な高齢者の活躍を期待できるものと認識しております。

次に、病気を予防・早期発見する受診の促進についてであります。健康を維持していくため、病気の予防や早期発見に有効な予防接種や受診の促進を図る取り組みを行うこととしております。効果につきましては、予防接種の実施や健診によって異常を発見した場合に、速やかに医療機関を受診するなど、予防への取り組みや、治療に向けての早期の対応により、病気からの速やかな回復を促すものと考えております。また、かかりつけの医師や歯科医師、薬剤師の定着は、早期に適切な対策をとる市民の増加につながるものと認識しております。

次に、健康づくりにつながる環境の整備についてであります。市民、地域、市などが連携、協力し、快適でより健康づくりを促す住環境を整備する取り組みを行うこととしております。効果につきましては、歩きたくなる町並みや行きたくなる場所に関する情報の発信、高齢者や障害のある方、子育て世帯が出かけやすい環境の整備は、個人の健康づくりを促すだけでなく、人と人とのつながりのきっかけともなり、生活の充実につながるものと考えております。また、たばこの吸い殻など、ごみのないまちやユニバーサルデザインに配慮されたまち、施設や設備がバリアフリー化されているまちは、多くの人の快適さを向上させ、精神的な健康の増進にも役立つものと認識しております。

次に、市民への周知についてであります。市制50周年記念事業において、健幸都市宣言を行い、市内外へ広く周知し、市民、企業、団体などの関係者と市が連携し、健康寿命の延伸の取り組みを実施する契機としていくことを考えております。また健康寿命延伸取組方針に基づく事業など、健康寿命の延伸のための具体的な内容については、アクションプランを策定してまいりたいと考えております。その後、市公式ホームページ等により、市民、企業、団体などの関係者の皆様に、アクションプランの周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、近隣市及び関係機関や市民の皆様等との連携についてであります。現時点では近隣市との連携は行っておりません。しかしながら、健幸都市の実現は市民の皆様を初め、企業、団体などの関係者の皆様との連携なしにはなし得ないものと考えております。そのため、今後につきましては、今まで以上に市民、企業、団体などの関係者の皆様と連携を深めてまいりたいと考えております。

次に、今後の課題についてであります。健幸都市は個人による健康づくりと社会的な支えが結びついて初めて実現できることから、個人が自助努力をしやすい環境を整えることが重要であると考えております。さらには市だけでなく、市民、企業、団体などの関係者が協力して、長期間、継続的に健康寿命の延伸に取り組む必要があると認識しております。そのために組織横断的な連携協力を強化し、産官学民が連携する新規事業の実施や、既存事業の充実について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○1番(二宮由子君) 御答弁をいただきまして、ありがとうございます。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず令和元年第2回定例会におきまして、他の議員が健康寿命延伸の取り組みについて質問をされており、今回、私はそのときの御答弁を踏まえまして、内容が重複しないよう質問させていただきますので、よろしく

お願いいたします。

それでは、健康寿命延伸の取り組みについての現状及び効果はについて伺います。

令和元年5月、東京大学未来ビジョン研究センターと、連携協定を締結されたとの市長の御答弁をいただきました。そこで、その協定の内容と締結したことによる市と市民のメリットについて伺います。

○健康課長（志村明子君） 東京大学未来ビジョン研究センターと市との協定内容についてであります。相互の人的、知的及び物的資源の活用を図り、協働して事業を展開することにより、市民の健康づくりに向けた取り組みを推し進め、健康寿命の延伸を図れるよう、地域の課題解決を図ることを目的とし、その達成のため、6つの項目について連携し、協力して取り組むことといたしております。

その6つの項目は、1つ目、健康に関する事項、2つ目、ライフスタイルに関する事項、3つ目、産業振興に関する事項、4つ目、文化スポーツ振興に関する事項、5つ目、教育の振興に関する事項、6つ目、その他、関連する事項となっております。これらの項目に関する具体的な内容については、相互で協議することとしております。

次に、この連携協定を締結したことによる市と市民のメリットについてであります。市は現在、東京大学未来ビジョン研究センターの中にありますライフスタイルデザイン研究ユニットと連携のほう、開始しております。

この研究ユニットは、総合的なライフスタイルのデザインの探求をテーマとしており、その連携により、市民の皆様の健康寿命の延伸につながるライフスタイルのデザインの向上が図られると考えております。また市にとりましても、当初、フィールドとして、この研究ユニットとの連携により進める新しいライフスタイルと健康づくりの研究が、持続可能なまちづくりを牽引する要素の一つになるものと考えております。

以上です。

○1番（二宮由子君） 1点、訂正をお願いいたします。私、先ほど、健康寿命延伸の取り組みについての現状及び効果はと申し上げてしまいましたが、現状及び対応はに訂正をお願いいたします。

今、伺った6つの項目、御答弁いただいたものなんですけれども、広範囲にわたっておりますので、さまざまな形で連携協力をして、事業展開ができるのではないかと思います。そこで、当市の健幸都市実現に向けました次の項目の5つの取組方針及び効果はについて伺いたいと思います。

5つの取組方針に対するそれぞれの取り組み内容について確認をさせていただきます。

○健康課長（志村明子君） 5つ、それぞれの取組方針に対する内容についてですので、多少答弁が長くなりますけれども、まず取組方針1の身体機能維持・改善する運動習慣の定着の取り組み内容については、元気ゆうゆう体操を初めとした介護予防運動の普及促進、そして市民が気軽に参加できる運動・身体活動イベントの実施、幅広い年代を対象とした運動・身体活動イベントの実施、ウォーキングマップの活用の促進、市民の体力向上、運動習慣定着の促進でございます。

続いて、取組方針2の体を良好な状態に保つ食生活の実践の取り組み内容についてでございますけれども、まず市民が気軽に参加できる栄養、食に関するイベントの実施、そして企業、団体などと協働し幅広い年代の市民を対象にした栄養、食に関するイベントの実施、そして健康づくりメニューの考案や活用、そして給食提供施設と連携、協力した栄養、食に関するイベントの実施、そして食育事業との連携、協力としております。

続いて、取組方針3の孤立を防ぐ社会参加の促進の取り組み内容については、まず多様な実施主体によるさまざまなイベントの実施、そして地域活動の推進、そして多様な媒体や方法での情報発信の充実による社会参

加の促進と普及啓発としております。

続いて、取組方針4の病気を予防・早期発見する受診の促進の取り組み内容についてでございますけれども、まず予防接種、健（検）診事業の充実、そして健（検）診後のフォローの実施や充実、そしてかかりつけの医師や歯科医師、薬剤師の定着の促進としております。

最後に、取組方針後の健康づくりにつながる環境の整備の取り組み内容についてであります。まず市報、市公式ホームページ、SNSなどの情報媒体の充実、そして施設や設備のバリアフリー化の促進、そしてユニバーサルデザインのさらなる普及、そして道路、公園などの清掃管理、整備の充実、そして特色ある公園づくりの推進、そして受動喫煙防止の推進となっております。

以上です。

○1番（二宮由子君） ありがとうございます。

それでは、身体機能を維持・改善する運動習慣の定着についての当市が取り組んでいる元気ゆうゆう体操を初めとした介護予防運動の普及、促進について伺いたいと思います。

市では、高齢者の健康維持、向上に向けた取り組みを進めるために、平成21年から介護予防リーダーの育成に取り組み、養成講座を実施しております。その養成講座を修了された方々が、介護予防リーダーとして地域で活動をされています。昨日、他の議員が質問されておりましたが、改めて取り組みを始めてから10年が経過した現在の介護予防リーダーの人数と年齢構成について伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 介護予防リーダーにつきましては、平成22年度からおおむね2年に1回、養成講座、これを実施しております。これまでに、106人のリーダーを養成しております。このうち、現在活動中として登録されてる方は92人でございます。その年齢構成でございますが、60歳未満の方は5人、60歳代が17人、70歳代が53人、80歳代が17人でございます。

以上であります。

○1番（二宮由子君） 今伺った70歳代が53名とのことですが、その53名のうち、後期高齢者と定義されている75歳以上の方の人数を伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 70歳代のうち、75歳から79歳までの方、こちらの方は28人いらっしゃいます。それから、後期高齢者といいますと75歳以上でございますので、80歳代の方は先ほど申し上げましたとおり17人でございます。合計で45人ということでございます。

以上であります。

○1番（二宮由子君） それでは、当市で実施されております元気ゆうゆう体操について伺いたいと思います。現在、元気ゆうゆう体操は、市内で体操の普及に尽力されている市民グループの体操普及推進員の方々が中心となって進められていますが、その元気ゆうゆう体操を指導して下さってる皆さんは、先ほど伺った介護予防リーダー養成講座を受講された方々なのか、確認をさせていただきます。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 元気ゆうゆう体操を指導している、この東大和元気ゆうゆう体操普及推進員というものは、年1回実施しております東大和元気ゆうゆう体操普及推進員養成講座、こちらを受講いたしました、それを修了された方ということでございます。この体操普及推進員の中には、介護予防リーダー養成講座、これを受講されている方もいらっしゃいます。そして、また受講されてない方もいらっしゃいます。現在活動中の体操普及推進員につきましては、124人でございますけれども、この両方の養成講座を修了されてる方は65人、それから体操普及推進員養成講座のみを修了されてる方は59人でございます。

以上であります。

○1番(二宮由子君) 現在、元気ゆうゆう体操を指導されている124人というふうに伺いましたけれども、その半数以上が介護予防リーダー養成講座と、この体操普及推進員養成講座の両方を受講された方で、その体操普及推進員養成講座のみを受講された方もいらっしゃるということですが、市が考える介護予防リーダーと体操普及推進員の役割について伺うのとあわせて、介護予防リーダーと体操普及推進員の活動に対して、どのような支援を行っていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 元気ゆうゆう体操というものは、高齢者の運動習慣の定着や健康づくりのために、介護予防に効果的な体操として市民の皆様とともに制作し、普及に努めております。体操普及推進員は、この元気ゆうゆう体操の目的ですとか、あるいは動作、これを習得いたしまして、市民の皆様等に対する普及啓発活動を担う方でございます。これが役割でございます。

続きまして、介護予防リーダーでございますけれども、こちらのほうは介護予防に必要な知識や技術を学び、地域における介護予防についての課題を見つけ、その解決のために、東大和元気ゆうゆう体操を含め、地域に根づいたさまざまな活動を主体的に行う方でございます。

それから、活動に関する支援でございますけれども、介護予防リーダーに対しましては、連絡会というものを定期的開催いたしまして、介護予防リーダーの方々の自主的な介護予防活動の支援として、グループ同士の情報交換ですとか、あるいは介護予防に関する研修会などを実施しております。

一方、体操普及推進員に対しましてですが、こちらの方々に対しましては連絡会を開催しております。そして、体操の普及の講習会ですとか、あるいは活動中の緊急事態に備えまして、救命救急の研修会を実施するなど、資質の向上に対する支援というものをしております。

以上であります。

○1番(二宮由子君) 今伺ったとおり、介護予防リーダーと体操普及推進員の皆さんは、それぞれの役割の中、これ行政報告書にも記載があるんですけれども、市の事業である地域介護予防活動支援事業として、その介護予防のための活動を中心的に担っていただいている方々です。そこで、事務的な取りまとめっていうんでしょうか。例えば元気ゆうゆう体操普及のためのイベントのお手伝いに、参加いただけるかどうかなどの出欠の連絡ですとか、取りまとめっていうんでしょうか、それについて市が担当されているのか、確認をさせていただきます。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) この元気ゆうゆう体操の普及、啓発といたしまして、うまかんべえ〜祭ですとか福祉祭、あるいは防災フェスタなどにおきまして、舞台発表というものをしております。こういった発表の出席者の出欠状況などの取りまとめにつきましては、取りまとめですとか、あるいは事務連絡ですね、そういったものにつきましては、私ども高齢介護課の市の職員のほうで担当しております。

一方、介護予防リーダーの方々に構成する団体、これ東大和介護予防リーダー会という名称でございますが、この任意団体の自主事業として実施しているものもございまして、こちらのほうの出欠の取りまとめですとか事務連絡などにつきましては、当然のことでございますけれども、介護予防リーダーの皆さんのほうで行っているということでございます。

以上であります。

○1番(二宮由子君) 今その御答弁のありました介護予防リーダー会の自主事業というものは、どのような事業があるのか教えてください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 介護予防リーダーの方々は、日常的な介護予防の普及のための活動のほかに、東大和介護予防リーダー会の名義で、各種の自主事業というのを行っております。例えば、ことし5月ですけれども、東大和元気ゆうゆう体操の解説と実践講座という名称のイベントを開催いたしまして、元気ゆうゆう体操の実技指導ですとか、あるいはまたこの使われている音楽の紹介なども行いました。

それから、10月には東大和元気ゆうゆう体操フェスタというイベントを開催いたしまして、運動習慣の定着を目的に、この元気ゆうゆう体操の紹介ですとか体力測定、あるいはレクダンス、ノルディックウォークなどの体験ですとか、あるいは理学療法士の協力によりましてミニ講座などを実施いたしました。

あるいはまた皆さんで歌を歌ったり、あるいは音楽を聞いたりする歌のひろばという活動がございます。これは2カ月に一遍実施しておりますが、こういったものも介護予防リーダー会の活動ということでございます。以上であります。

○1番（二宮由子君） 先ほどその介護予防リーダーの皆さんの年齢構成を伺いました。登録されている92人のうち、70歳代の方が53人と一番多くいらっしゃいまして、活動の中心を担っていただいているんだということがわかります。また75歳以上、後期高齢者の方ですか、45人ということですので、全体の92人中の、全体の半数近くが後期高齢者であり、介護予防リーダーとして活動されてる方々です。その介護予防リーダーの皆さんは、その地域の健康寿命延伸の担い手であるということ強く意識してですね、地域活動が原動力となって、さらによい活動を目指して自己研さんをし、活動を続けていることが生きがいですとか、やりがいとなって、皆さんはつらつとしていらっしゃるのだというふうに私は思います。

令和元年度の地域で活動しているグループ一覧というものを拝見したところ、市内で78グループが介護予防活動をされているグループです。ゆうゆう体操を活動内容に取り入れているグループが、サロンなども含めまして35グループありました。このように、毎日市内のさまざまな地域で元気ゆうゆう体操が行われており、そこには必ず体操普及推進員の方が複数人いらっしゃいます、介護予防リーダーさんも含めてですね。

そこには体操で、その体操普及推進員の中には、何カ所も受け持たれていて、毎日お忙しく活動をされている方も少なくないと思います。そこで、介護予防リーダー会の自主事業であっても、御答弁されていたように元気ゆうゆう体操に関連した事業も多くありますので、また年に数回、今伺っただけでもそんなに数は多くないので、特に支障がないのであれば、その出欠の取りまとめや事務連絡などについては、ぜひとも市で担当していただき、市役所と市民の方、それぞれの得意分野を最大限に生かし、介護予防リーダーさんですとか、体操普及推進員として活動されている皆さんが楽しく、また長く続けていただけるような環境づくりに努めていただきたいと思いますけれども、再度、事務的な取りまとめに対するお考えを伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 介護予防リーダーというものは、先ほどちょっと養成講座のときにも御説明いたしましたが、介護予防に必要な知識、技術を学んで、地域における介護予防についての課題を見つけて、その解決のために地域に根づいた活動を主体的に行う方ということで、私ども養成しております。介護予防リーダーの方々につきましては、市民の皆様の介護予防ですとか、運動習慣の定着に資する活動をしておりまして、それからさまざまなイベントでも体操の普及に努めております。そのことにつきましては、大変感謝しております。

市としていたしましても、引き続きこの介護予防リーダーを支援するために、連絡会の実施や活動における相談などを行っております。先ほど事務連絡等ということもございましたけれども、ある程度、介護予防リーダーの方は自主的な活動をしておりまして、その自主的な活動につきましては、介護予防リーダー自身の決定

というものが重要だろうというふうに認識しております。こういったお互いに独立した関係を保ちながら、それぞれ協力して介護予防を普及していくと、このようなことが大事だろうというふうに考えております。

以上であります。

○1番（二宮由子君） ぜひ歩み寄った協力をお願いをしたいと思います。

次に、体を良好な状態に保つ食生活の実践について伺います。

先ほどの取り組み内容の御答弁の中で、栄養、食に関するイベントの実施というものが多くのように思いました。一般的にイベントというのは、日程が決まっている単発的などというのでしょうか、催し物ですので、市民への啓発としての効果はありますが、そのイベントの後の対応というんですか、どのように取り組んでいくのか、またどのように継続事業として進めていくのかということ、明確に示す必要があるのではないかというふうに思います。そこで、イベント後の継続事業に対する市のお考えを伺います。

○健康課長（志村明子君） 食事は毎日の生活に欠かすことのできない大切なものでありますので、まずは栄養や食に関するイベントや事業などを通じて、市民の皆様には偏らない食事や、栄養バランスについて知っていただくことが重要であると考えております。健康課を初め各課で実施するもののうち、毎年恒例となっているイベントや事業も多くありますことから、市民の皆様にはリピーターとして参加していただく回数を重ねることで、適正な量と栄養のバランスのとれた食事などの知識を繰り返し学んで身につけていただく、一定の効果があるものと考えております。

また、東京大学未来ビジョン研究センターのライフスタイルデザイン研究ユニットとリビングラボを継続的な事業として取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（二宮由子君） 今の御答弁が、そのイベントを通じて、その市民の方々がリピーターとして参加して、繰り返し学んで身につけていただく効果があるというふうな形の御答弁だったと思います。そこで、例えばですね、栄養また食に関するイベント後の取り組みとして、毎日、繰り返し市民の皆様が続けられるよう、10食品群チェックシートというのがあるので、それを活用されてはいかがでしょうかというのを御提案したいと思うんですけども。

これは低栄養を防ぐのに必要な10食品を一覧にして、1日のうちに1回でも食べた食品の欄に丸をつけることのシートなんです。1週間記入すると食生活のパターンというのが、自分のパターンがわかり、自分の食事に不足しがちな食品群を把握して、その丸をふやすことを意識しながら、自分に不足しがちな食品群を意識して食べようという、そういった意識しながら食品を食べることで、栄養バランスのよい食事がとれ、低栄養予防の対策として効果があるものです。ぜひともこの10食品群チェックシートの活用に取り組んでいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 東京都老人総合研究所がまとめた10種の食品点数表のチェックにより、毎日、10種の食品群をとると、栄養が偏らず、さまざまな食品を満遍なく摂取することができるとして、主に高齢の方の低栄養の予防のために、この点数表をチェックして10種の食品群を食べることが推奨されているものでございます。

健康課では、高齢期の低栄養予防の啓発としまして、10品目チェック表が掲載されているリーフレットを、健康教室、教育実施時に配布し、参加者の方に活用のほう進めております。この10品目チェック表のイベントでの配布など幅広い活用につきましては、このチェック表には主食が入っておらず、この10食品だけではなく、

主食もあわせてとることや、また単に食品を一口、二口、食べればいいものではなく、ある程度の摂取量の目安など、活用に応じた説明など必要となってきましたことから、今後、関係機関との調整も含めて検討が必要であると考えております。

以上です。

○1番（二宮由子君） 私、申し上げた10食品チェックシートなんですけれども、御飯やパンなどの主食、御答弁でもあった主食なんですけども、その主食は毎食、食べるのが前提なので、チェックシートには入っていないのが一般的です。また、その主食以外のおかずを、10種類の食品群に分けて、1日の食事の中でバランスよく摂取されているかどうかチェックするものなので、特にこの主食に関しては入っていないのが普通です。また先ほどおっしゃった1日の摂取量ですね、摂取量に関してもほとんどの食品が片手に乗るくらいというふうにわかりやすく表現をされておりますので、例えばですけれども、イベントで実際に手に乗せて確かめていただくですとか、わかりやすくお伝えをすれば詳しい説明が必要がないので、ぜひとも御検討いただければと思います。

また、この10食品群チェックシートなんですけれども、今現在はお配りされているということ、配布されているということなんですけども、紙媒体のものだと思うんですが、このチェックシート、電子媒体でも対応されていて、当市で平成28年に東大和の観光・子育てアプリとして立ち上がったスマートフォン専用の「東大和スタイル」は、現在、子育て世代が中心となって活用されていると思いますが、今回、御提案としてその観光・子育てに加えて、健康という項目というのを新たに加えて、健康寿命延伸の新たな取り組みとして東大和スタイルをバージョンアップし、その一つとして10食品群チェックシートを、この紙媒体、今配布されている紙媒体と電子媒体で併用した取り組みを進めていただきたいと思います。また市民が記入したというんですか、毎日記入したその10食品群チェックシートを分析し、市内の飲食店であったりとか宅配事業者、また健康事業者などと連携し、健康メニューの開発ですとか料理の提供など、市内産業への波及効果も期待できると考えますが、御見解を伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） 現在の東大和スタイルでございますけども、先ほど議員からお話ございましたように、子育ての分野ですとか観光の分野を中心に載せさせていただいております。

また紙媒体ですと、やはり外食などにもちょっとなかなか使いにくいというところもあるかなというふうには考えてございまして、多くの方々、高齢者の方々もスマートフォンなども活用している方も多くなってきているというのも承知してございます。何せ電子媒体のこの機能に関しましては、相手方の事業者の問題もございまして。そういったところ、新たな機能につきましては、今後、アプリ全体の機能充実を踏まえまして少し研究をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） ぜひしっかりと研究をしていただきまして、東大和スタイルに健康——これ実は私、今回、思ったんですけど、観光、健康、子育てって、みんな力行なんですよね。何かゴロもいいので、ぜひ健康の項目を加えて、健康寿命延伸の新たな取り組みとして、東大和スタイルの充実を図っていただけるよう要望いたします。

先ほど取組方針として、おいしく食べて望ましい食習慣の定着を図る取り組みを行うことというふうに市長が御答弁をいただきました。高齢者の食生活について申し上げますと、その年齢を重ねるに伴いまして、食はだんだんと細くなり、食欲を感じづらくなってきます。また食事そのものに対しての関心が薄れ、食事を

とらない回数というのは多くなってくるそうです。

毎日、同じものを食べ続けるなど、高齢者の食生活というのは乱れがちになります。そこで、高齢者の食生活の課題として、主食・主菜・副菜がそろった、その御答弁にもありました栄養バランスの整った食事をとることは重要ですし、それには先ほど申し上げた10食品群のチェックシートを活用し、市民の意識啓発を図る取り組みを進めていただき、またおいしくいただくというところには、その孤食の防止と共食の推進が重要ではないかと思います。そこで、当市の孤食の防止と共食の推進の取り組みについて伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 現在、高齢者に対しまして、地域食堂という形式で食事を提供しているものがございます。これは指定管理者の自主事業として実施しているものでございまして、名称をきよはら食堂と呼んでおりますけれども、在宅サービスセンターきよはらの事業が終わった後に、その食堂施設を利用いたしまして、希望者につくりたての食事を提供するものでございます。

それから、もう一つは、このセンターにおいて、その調理した食料、料理をお昼御飯のお弁当という形式で、シルバーピアの談話室に運びまして、そこで提供するゆうゆう亭きよはらという活動もございます。いずれも、これは予約制でございまして、しかも実費負担もございますけれども、希望者に栄養バランスを考えた食事を提供するとともに、たくさんの方が集まった場所において食事をとるということで、孤食によるリスクというものを低減して、さらには人的な交流の場として機能しているものというふうに認識しております。

以上であります。

○1番（二宮由子君） 今伺ったその在宅サービスセンターきよはらの担当範囲というのは、市内でも高齢化が進んでいる地域で、御答弁のありましたきよはら食堂ですとか、ゆうゆう亭きよはらですか、それは孤食の予防と共食の推進の取り組みとして、ぜひ多くの方に御利用いただければというふうに思います。

そこで、伺いたいんですけども、きよはら食堂とゆうゆう亭きよはら、それぞれの利用状況を伺います。また、その同様の取り組みを他の地域で実施する予定があるのかどうかを、あわせて伺いたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） きよはら食堂につきましては、ことしの10月から指定管理者による新規の自主事業という形で開始いたしました。月1回のペースで開催しておりまして、これまでの実施回数というのは2回でございます。利用人数は延べで27人でございました。ただ、この事業はこれからも継続するというところでございます。

一方、ゆうゆう亭きよはらにつきましては、平成28年度からの事業でございまして、昨年度、平成30年度におきましては、ほぼ月2回のペースで、合計で23回開催しております。延べ参加人数は、303人ということでございます。

それから、この事業をほかに展開するかということでございますけれども、清原地区というのは非常に単身高齢者の方が多くてですね、指定管理者といたしましては高齢者向けの食堂として、この地域に定着することを重視しているということでございます。したがって、現段階で他の地域で同様の事業を実施する予定は伺っておりません。

以上であります。

○1番（二宮由子君） 今御答弁のあったの、延べ人数で御答弁でしたので、ちょっと計算してみたんですけども、きよはら食堂、ゆうゆう亭きよはらともに、1回につき約13人から14人ぐらいでしょうか——の方が利用されたこととなります。

孤食というのは1人で食事をいただくことですが、最近ではこの清原地区、単身の高齢者が多いとい

うことですが、単身者だけでなく、家族と暮らしていても食事は孤食という方もいらっしゃるようです。毎日1人での食事、孤食が続くと、先ほど高齢者の食生活の課題で申し上げたとおり、調理をする意欲が低下するだけでなく、同じメニューが続くことで、食事の隔たりというんでしょうか、食事の回数が減るなど、食生活の乱れが生じてしまいます。何よりも本来食事で大切なことは、楽しく食べることでありますが、孤食により食事の楽しみもなく、徐々に食事量が減り、食事のバランスが崩れ、そして次第に低栄養状態になり、栄養不足によって筋肉量が減り、生活の活力の低下を招き、さらに食欲が低下して、結果的に要介護が必要な状態になるなど、悪循環に陥ってしまうことも考えられますので、ぜひ先ほど申し上げた10食品群チェックシートの活用とあわせて、市内全ての在宅サービスセンターで清原地区の大人向け食堂ですか、地域食堂の取り組みが広がるように、孤食の防止と共食の推進に積極的に取り組んでいただきたく、要望させていただきます。

次に、孤立を防ぐ社会参加の促進について、取り組み内容の御答弁の中の地域活動の促進について伺います。

当市の取り組みとして、社会福祉協議会で、ふれあいのまちづくり事業の見守り・声かけ活動や、介護予防リーダーの方が中心となって活動されている、ふれあいなごやかサロンが実施されております。今回ふれあいなごやかサロンの活動については、他の議員が後日質問されますので、私は地域活動の促進につながる平成30年度から社会福祉協議会と高齢者ほっと支援センターの生活支援コーディネーターが中心となって、市内7つの地域に分けて進められている第2層協議体の設置についての進捗状況と、市と生活支援コーディネーターとまた協議体、それぞれの役割について伺いたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 支え合いの地域づくりなどについて検討いたします第2層協議体の市内全域への設置に向けまして、平成30年度から7カ所の地域で、ささえあいを考える会という名称の勉強会、これを実施しております。現在、7カ所目の勉強会を実施しているところでございます。その7カ所のうち、6カ所の地域で第2層協議体というものが設置されております。各地域でどのような活動をしていくか、少しずつ検討を始めているところでございます。市と生活支援コーディネーターの役割といたしまして、この第2層協議体の会議への参加ですとか、あるいは庁内の関係課との調整、あるいは関係機関ですとか、あるいは関係団体との連携など、各地域の協議体の自主的な活動の支援を行っているところでございます。

以上であります。

○1番（二宮由子君） 現在6カ所で設置されている第2層協議体の活動についてですが、それぞれ地域によって課題が異なると思いますので、少しずつ検討を始めているとの御答弁をいただいておりますが、それぞれの活動状況を伺うのとあわせて、地域住民の高齢者施策に対する意識の高まりや、支え合いの輪の広がりが期待される事業でありますので、これらの活動をより多くの市民の方々に知っていただけるような市民への周知ですか、その点について伺いたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 先ほど申し上げました、現在6カ所で第2層協議体というものは設置しております。昨年は2カ所、それから今年度に入りまして4カ所設置いたしました。まだ、その活動の検討というものが始まったばかりでございますけれども、地域の方が気軽に外出するきっかけをつくるためのイベントの開催ですとか、あるいは高齢者が地域で気軽に立ち寄れる場所というものを把握するための社会資源マップづくりなどの活動が始まった地域もございます。

それから、第2層協議体の活動について、市民への周知の問題でございますけれども、今年度から生活支援体制整備の活動ですとか、あるいは地域活動の情報交換の場として、広報紙「てとてとて」、これ平仮名で書

きますが、それを発行しております。こちらに、第2層協議体の活動の紹介なども掲載しております。この広報紙「てとてとて」は、公共施設ですとか医療機関、あるいは介護事業所での配布ですとか、あるいは民生委員の方にもその配布に協力していただきまして、支え合い活動の周知に努めているところでございます。

以上であります。

○1番（二宮由子君） まだ活動の検討が始まったばかりとのことですので、取り組みが始まった社会資源マップづくりですか——についての詳細を伺いたいと思います。また、その広報紙「てとてとて」の配布についてですけれども、現在は公共施設、医療機関、介護事業所ですか、また民生委員など、高齢者に関係するところなどに配布されておりますけれども、幅広く市民の皆様には、この支え合いの活動を知っていただくには、例えば市報への折り込みなどをするですとか、その情報をお伝えする必要があるのではないかと思います。そこで、社会資源マップづくりの詳細を伺うのとあわせて、配布先をふやすお考えについて伺いたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 社会資源マップの詳細ということでございますけれども、幾つかの第2層協議体で、この地域の社会資源マップづくりというものについて検討中ということでございます。具体的には、高齢者の方が散歩などの途中で休憩できるようなベンチの場所ですとか、あるいは気軽に集まれる場所などの情報を掲載したいというような話も聞いております。ただ、現段階では、それぞれの協議体で、まだ内容の検討中ということでございます。

それから、広報紙「てとてとて」の配布先でございますけれども、支え合いの活動というものを高齢者の皆様はもちろんですね、これ幅広く市民の皆様には知っていただけるように、配布先あるいは配布の方法につきまして検討してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○1番（二宮由子君） ぜひ、御検討のほどよろしくお願ひいたします。

次に、病気を予防・早期発見する受診の促進について、健康を維持していくため、病気の予防や早期発見に有効な予防接種や健（検）診の促進を図る取り組みを行うこととの市長から御答弁をいただきました。これからは病気や介護状態になったから、さまざまな制度を利用するのではなくて、健康ではないけれど、病気でもない。自覚症状はないけれど、健（検）診の数値に問題がある状態、またその反対に自覚症状はあるけれど、健（検）診の数値に問題がない状態で、そのまま何もせず放置しておくとならばと予測される病気リスクの高い状態を未病と言われております。この未病の段階で、改善する取り組みや対策を講じられれば、病気を未然に防ぐことができる取り組みとして注目されつつあります。未病は、まだ余り皆さんに認知されておりませんが、実は神奈川県黒岩知事が熱心に取り組んでおり、本市としても未病について、まずは研究していただき、本市の健康寿命延伸の新たな取り組みとして御検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 神奈川県では、心身の状態を健康と病気の二分論の概念で捉えるのではなく、健康と病気の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程をあらゆる概念を未病とし、日常生活において未病改善により、心身を健康な状態に近づける取り組みを行っていると考えております。

病気の発症は、体調不良など初期症状の発現までには段階がありますことから、未病という新しい視点を取り入れることで、健康寿命の延伸につながる健康づくりの取り組みが広がる可能性もあると考えております。神奈川県が行う未病改善の取り組みの内容、効果などについて、今後研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（蜂須賀千雅君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時42分 休憩

午後 2時51分 開議

○副議長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（二宮由子君） 神奈川県が行っている未病改善の取り組みの内容ですか、効果ですか、ぜひ研究していただいて。とは言ってもですね、神奈川県と当市では、人口も予算も規模的には大きな差がありますので——ありますけれどもね、その未病の段階で病気を未然に防ぐことができれば、医療費の削減にもつながる取り組みとして、ぜひとも当市に見合った、身の丈に合った未病への取り組みについて、御検討いただきたいというふうに思います。お願いいたします。

実際にぐあいが悪くなった場合ですけれども、市販の薬で対応される方もいらっしゃると思いますが、多くの方は病院で診察を受けて薬を処方していただきます。そこで、取り組み内容のかかりつけの医師や、歯科医師、薬剤師の定着の促進について伺いたいと思います。

年齢を重ねるごとに持病がふえていきまして、一例を挙げますと、内科、脳外科、皮膚科、整形外科、眼科、そして歯科など、複数の医療機関へ通院し、そのたびごとに飲み薬の種類や数がふえてしまい、昨日、他の議員が残薬と重複投与について質問されていたように、高齢者の多剤服用の弊害が深刻な事態となっています。

中には症状が悪化して、複数の医療機関同士の連携がうまくいかないため、症状の悪化が複数の薬の副作用によるものだというふうに気づかずに、また悪化した症状を改善するために、また新たに薬が処方されている例も少なくありません。そこで、医師会、薬剤師会などと連携した多剤服用の弊害に対する相談窓口の設置や市民への啓発を図り、処方された薬の見直しによって適切な減薬に取り組むことができないか、市のお考えを伺います。

○健康課長（志村明子君） 市では薬剤師会の方の協力をいただき、毎年10月に行われます薬と健康週間に合わせ、薬の講演会や保健センターの窓口で啓発リーフレットを設置するなどを行っております。また市報へ薬剤師コーナーを設け、市民の皆様正しい薬の知識を持っていただくための啓発に努めております。

しかしながら、一方では高齢の方は、その病気や治療の内容などが一人一人大きく異なりますことから、服薬支援や服薬指導など、薬に関する対応において個別性が高いため、丁寧できめ細かいサポートが必要となります。そのため、かかりつけの薬局を持ち、お薬手帳を活用し、服薬や薬の飲み合わせなどについて個別支援を受け、多過ぎる種類の薬の服用や不適切な飲み合わせなどを防止していくことが、高齢の方が、健康管理において大変重要であると考えております。市では、今後も引き続き薬剤師会と連携しながら、市民の皆様に対し薬に関する正しい知識の普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（二宮由子君） 今のその伺った御答弁からしますと、その薬が、例えばですね、薬が多いのではないかというふうに心配になった場合に、特に相談窓口は設けなくても、薬に関する対応は個別性が高いから、お薬手帳を持って、これかかりつけの薬局ですか——に相談すれば、丁寧に対応していただけるという理解でよいのか確認させてください。

○健康課長（志村明子君） 薬剤師というのは、薬を取り扱い、薬の相談に応じる国家資格の専門職であります。このことから薬剤師が常駐しております調剤薬局においては、薬に関する一般的な相談に薬剤師が対応しているところでございます。

お薬手帳は、相談する方の薬の処方や服薬の期間など、薬に関する情報が記載されているため、お薬手帳や、また実際飲まれている薬を調剤薬局に直接持参して相談していただくことで、薬剤師からより具体的な助言、指導が受けられるものと認識しております。

以上です。

○1番（二宮由子君） 今伺ったように、調剤薬局で対応していただけるのであれば、薬に関する正しい知識の普及啓発をされるということです。されているというか。それとあわせて、調剤薬局で相談できる旨の啓発も、現在実施されてると思いますけれども、より充実した啓発をお願いいたします。

次に、健康づくりにつながる環境の整備についての取り組み内容の御答弁の中の市報、市公式ホームページ、SNSなど等の情報媒体の充実について伺います。

先ほど申し上げた東大和スタイルの中に、ウォーキングが楽しめる機能があります。これ健康ウォーキングマップとして、コースが11種類ありまして、その中の1つを選んでマップを出すのですが、地図が表示されるだけで、そのコースの表示がないので、どこをどのように歩けばよいのかというのがさっぱりわかんないんです。そこで、このウォーキング機能について、スマートフォンの位置情報サービスを利用してれば、マップ上に表示されるのか伺うのとあわせて、東大和スタイルのウォーキングという機能をもっと使い勝手よく充実させることができれば、今現在その子育て世代が活用されておりますけれども、それだけでなくですね、市内を散歩されているシニアの皆様にも活用していただけるようになり、東大和スタイルのダウンロード数というのもふえるのではないかと思います。それによって、より多くの市民の皆様にも活用していただけるのではないかと思います。そのウォーキングマップのコースの表示と、そのアプリの充実についての御見解を伺います。

○健康課長（志村明子君） 現在、東大和スタイルに実装しておりますウォーキング機能は、プロフィールの中に年代と身長、体重を入力することで、歩数及び歩数距離のほか、消費カロリーが算出される機能となっております。

健康ウォーキングマップの全11コースのデータをアプリで見ることが可能となっておりますけれども、スマートフォンの位置情報サービスを利用すれば、そのアプリに表示されておりますグーグルマップの上に、現在位置の表示は可能となっております。しかし、そのグーグルマップの上に、ウォーキングマップのコースの表示や、また歩行の軌跡を表示する機能については、現時点では実装のほうしておりません。今後、東大和スタイルに実装している機能につきましては、使いやすさやマップコースのデータの連動など、機能の追加や改良なども含め研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（二宮由子君） アプリ上でね、コースの表示もなく、地図としてだけ見ることができるの、それだけでは機能として不十分ですので、ぜひとも機能の追加や改良をお願いしたいと思います。

そこで、参考にさせていただきたいと思っているのが、藤枝市で取り組んでいる楽しく歩いて健康アプリ「あるくら」というものがあります。これは健康行動の基本となる、歩くことをゲーム感覚で楽しく取り組めるスマホ向けのアプリです。藤枝市では、実はこれ以前よりね、歩いて健康「日本全国バーチャルの旅」という取り組みを紙媒体で実施しておりました。

参考のために御紹介しますと、ふだんの歩数を万歩計などで計測して、1万歩または6.5キロごとに、旅記録の○という、○がついてるんですけど、それを1つ塗り潰していきます。まず東京の日本橋からスタートを

して、京都の三条大橋がゴールの東海道の旅から始まりまして、東海道の旅を完歩した方には、四国、九州、北海道、また世界遺産など、多彩なコースが用意されています。このようなウォーキングマップと併用し、遊び感覚で楽しみながら市内を歩き、健康寿命を目指す取り組みを、スマートフォンを持っていない方々にも対応できるように、当市でもぜひ紙媒体と東大和スタイルを活用した電子媒体の両方で実施できるよう御検討いただき、さらにはその健康ポイント制度というんですか、それも導入していただいて、今まで健康づくりに関心がなかった健康無関心層へのアプローチとして、そしてまたもう一つあるんですけどね、東京大学さん、先ほど来、御答弁いただいている東京大学未来ビジョン研究センターというものと締結されましたので、そこと協力をして、企業の商品を使った料理の提供ですとか、企業広告なども積極的に取り入れて、産官学民連携の取り組みとして進めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 藤枝市の「あるくら」は、多くの機能が実装されているアプリであること。また、歩いて健康「日本全国バーチャルの旅」といった紙媒体の記録用紙があることについては、承知のほうしております。市では現在、東京大学未来ビジョン研究センターライフデザイン研究ユニットと食生活について、リビングラボの手法を用いた取り組みについての検討を開始しております。この食生活と運動は、健康づくりにおいては両輪となる、それぞれに大変重要であり、また深く関連する要素も多いものでありますことから、現在進行中であり、この東京大学との連携の取り組みの進行状況に応じて、ウォーキングに関する機能を持つ東大和スタイルの改良など、既存事業の充実など、将来的に取り組みの拡充や、その推進を視点に入れながら、連携による取り組みができるか研究してまいりたいと考えております。

また、この研究においては、電子媒体と紙媒体のツール、ポイントや記念品などインセンティブの仕組みづくりなど、そのような視点も含めて、どのようなことが将来的にできるか検討していきたいと考えております。以上です。

○1番（二宮由子君） ぜひ、さまざまなことができるというふうに思いますので、御検討のほう、よろしくお願いたします。

同じく健康づくりにつながる環境の整備の取り組み内容である、特色ある公園づくりの推進について伺います。

老朽化した子供用の遊具のかわりに、シニア層に向けての健康遊具の設置が進む公園が増加しています。健康遊具というのは、脇や背中伸ばしができる手すりですとか、足つぼを刺激できる器具ですとか、肩回し運動ができる器具など種類もさまざまにあります。少子高齢化や室内で遊ぶ子供たちがふえることによって、公園利用が減少する一方で、散歩の途中などで公園に立ち寄るシニア世代の方が増加しています。そこで、シニア世代の方々が地域の子供たちと一緒に楽しめる公園、健康増進や地域交流の場として活用される特色ある公園づくりを進めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 公園についてでございますが、公園は子供たちだけの利用ではなくですね、大人も含めた中で、憩いの場という形を機能の側面を持っております。したがって、御質問の中で特色ある公園ということではございますが、ただ健康遊具自体につきましては、現在の公園の遊具が老朽化しているものを今後入れかえていく際に、健康遊具も含めた設置のほうですね、視野に入れた中で考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（二宮由子君） 公園というのは、御答弁でもおっしゃってましたけど、子供から大人までの幅広い世代

に利用されて、また憩いの場として地域に愛される存在であってほしいと思っておりますので、地域の皆様の意向を伺いながら、特色ある公園づくりですか、整備をお願いいたします。

次に、市民への周知はについてです。市制50周年記念事業において、健幸都市宣言を行い、市内外に広く周知し、取組方針に基づく具体的な取り組みについては、アクションプランというものを作成していくとの御答弁でした。そこで、このアクションプランの進捗状況について伺います。

○健康課長（志村明子君） 健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針アクションプランの策定における現在の進捗状況についてでございますが、福祉部内の会議及び東大和市市制50周年記念事業及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取り組み推進本部会及び推進会議において、アクションプランの構成、内容、実施事業などについて、素案の確認など、最終的な調整に入っております。今後の予定といたしましては、令和元年度内に本部会においての検討に加え、策定してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（二宮由子君） 今年度内に策定されるということですので、ぜひとも既存事業の充実に加え、新たな取り組みを交えた市民の皆さんが笑顔で楽しく取り組めるような、アクションプランの策定をお願いいたします。次に進みます。

近隣市及び関係機関や市民等との連携はについてです。各自治体の取り組みや情報など、収集して、また当市に見合った取り組みを進めるためには、同じ志を持つ自治体との連携が必要だというふうに思います。そこで、西東京市が加盟している健康都市連合や、小平市、多摩市、日野市が加盟している日本健康都市連合への加盟についての検討状況について伺います。

○健康課長（志村明子君） 健康都市連合につきましては、WHO西太平洋地域事務局の呼びかけで創設され、日本支部は健康都市連合に加盟していた4市が発起人となり、平成17年に発足したとのことです。日本健康都市連合につきましては、新たな提案であることから現時点では検討は行っておりません。このことから、まずは団体に参加する自治体やそれぞれの活動など、具体的な内容の把握について、今後、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（二宮由子君） ぜひ、小平市、西東京市も近隣市ですので、いろいろ情報収集などを含めて、調査いただければというふうに思います。

次に、今後の課題はについてです。

組織間の横断的な連携、協力を強化し、産官学民が連携する新規事業の実施や、既存事業の充実を図るとの御答弁をいただきました。そこで、新しい取り組みである産官学民の連携について、それぞれの役割と、先ほど締結したことによるメリットを伺いましたので、連携により、この産官学民ですか、その連携により、市と市民にとってはどのようなメリットがあるのか伺います。

○健康課長（志村明子君） 現在、東京大学未来ビジョン研究センターライフデザイン研究ユニットとは、産官学民によるリビングラボの手法を用いた食生活についての取り組みの検討を開始しております。このリビングラボは、産官学民により実施され、その中で市民が主体となる手法であります。市民の役割といたしましては、日々の生活にかかわる問題からテーマを設定し、大学や企業などの専門家と議論し、アイデアを出すこととされております。

また企業は生活者である市民に意見を直接聞き、一緒にサービスや製品をつくる役割とされており、大学は

ワークショップなどを運営し、実験を評価することや、リビングラボの意義や事業目的を住民など市民にわかりやすく説明する役割を担うとされており、市はその役割としてリビングラボの取り組みの呼びかけやPRを担うこと、活動場所の確保や法律上の助言を行うこととされており。

この産官学民によるリビングラボを進めていくことで、市は地域の課題を多様な関係機関の連携により解決を図ることができ、また市民の皆様がリビングラボの中心になることで、地域活動が促進し、健康につながるまちづくりが期待できるものと考えております。

以上です。

○1番（二宮由子君） 新たな取り組みである、御答弁の中でもおっしゃってましたリビングラボのことですけれども、先進的な取り組みとして鎌倉リビングラボを調べました。その中なんですけれども、市民が主体となるリビングラボを進めるには、市民一人一人が他人任せではなくて、何事にもかかわり、何か変えていきたい、まちをよくしたいという熱い思いを持っている市民の掘り起こしが重要なのではないかというふうに感じました。また、その熱い思いを持っている市民が多ければ多いほど、リビングラボの取り組みによってまちは活性化されます。当市では、リビングラボの手法を用いた食生活についての取り組みの検討が開始されたとの御答弁でしたので、ぜひともこの熱い思いを持っている市民の方、新たな人材の掘り起こしをお願いしたいというふうに思います。

今回、御提案として紙媒体と電子媒体を併用した10食品群チェックシートの活用ですとか、また東大和スタイルの充実として健康の項目を加える新たな取り組み、またその未病の研究などさまざま申し上げました。ぜひとも実施に向けて前向きに御検討いただき、市民一人一人が健康寿命延伸の取り組みを自助努力しやすい環境づくりに、市は率先して取り組んでいただきたく要望し、最後に総括といたしまして、市長の御所見を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） いろいろと御提案等いただきまして、まず東大和スタイルは、健康、子育て、そして観光のまち、今、子育てと観光ですけどね、健康を入れたらいいのではないかなということで、早速、健康、子育て、観光のまち東大和、そんなことができればいいかなと思ったりはしているわけですがございますけれども。それから薬剤バッグ、これにつきましてもですね、マイバッグ、薬を入れて、手帳を持ってお医者様ということで、これも市民の皆さんに伝わっていけば無駄な薬がなくなると、医療費が減るということで、それだけ市としても、また本人にとってもいいのではないかなというふうに思います。

どちらにしても、これから高齢化社会ということでございますので、それぞれが最後まで自立した、健康で幸せな人生を送ることができる健幸都市の実現には、健康寿命の延伸というのは大変重要であります。私ども市では、健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針を策定をし、さらなる健康寿命の延伸を目指して、東京大学の未来ビジョン研究センターと連携協定を締結しまして、ライフスタイルデザイン研究ユニットと、新しいライフスタイルと健康づくりの創生に向けて、食生活の取り組みについて連携を開始しております。

また、先日、全員協議会において御説明いたしました、東大和市健幸都市宣言についても進めております。今後も市では市民の皆様一人一人による健康づくりと、それを支える社会環境の整備を推進していくため、産官学民など組織横断的な連携を強化し、市だけでなく、市民、事業者などさまざまな関係機関が協力し、健康寿命の延伸と健幸都市の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（二宮由子君） ありがとうございます。

ぜひ、その健康寿命延伸の取り組みを市民や関係機関と連携して、一緒につくり上げていただきたくお願いいたしまして、以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○副議長（蜂須賀千雅君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 荒 幡 伸 一 君

○副議長（蜂須賀千雅君） 次に、16番、荒幡伸一議員を指名をいたします。

[16番 荒幡伸一君 登壇]

○16番（荒幡伸一君） 議席番号16番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、令和元年第4回定例会における一般質問を行わせていただきます。

今回、私は大きく5点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、防災・減災対策についてであります。

私ども公明党は、東日本大震災を教訓に、激甚化する自然災害に備えるため、防災・減災を社会の主流に押し上げ、一人一人の命を守る政策に全力で取り組んでおります。本年は9月から10月にかけて、台風15号と台風19号が相次いで日本に上陸しました。台風15号は主に暴風雨による被害が、台風19号では大雨による大規模な水害によって甚大な被害が発生、台風の猛威を改めて認識させられるものになりました。当市においても台風19号の影響で大きな被害が発生し、多くの住民より不安や緊張で気持ちが落ちつかない、ドキドキして心細い、そのような思いをされたとお聞きしました。過去に経験したこともない自然災害に備え、住民に災害から命を守るための行動を促すためには、塞ぎ切れない大洪水や土砂災害等は、必ず発生するものへと住民の意識を変革していく必要があります。このため浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等の指定後においても、実際の住民の危機回避行動につながる取り組みを強化することが重要であると考えます。

そこで、以下、お伺いいたします。

①といたしまして、市民一人一人の命を守る防災・減災対策について。

アとして、奈良橋川周辺の水害対策と今後の取り組みや課題について。

イとして、都立東大和公園からの雨水流出の対策と土砂災害に関する今後の取り組みや課題について。

ウとして、暴風雨による倒木で、民家や人命に影響が及ぶ危険が想定される老木や大木に関する対策と今後の取り組みについて。

エとして、災害弱者の視点に立った避難方法や避難所整備について。

オとして、地域の防災対応力向上のためには、事前に学校との連携が必要であります。市が実施しているDIG（図上訓練）、HUG（避難所運営ゲーム）には学校関係者も参加するべきと考えますが、市の見解を伺う。

カとして、防災行政無線が聞こえなく、自主避難所を開設していることを知らなかった住民も多くおられました。今後の対策について伺う。

キとして、自主避難所開設に対する反省点や問題点等の総括についてお伺いいたします。

次に、2点目といたしまして、予防接種事業についてであります。

予防接種には、みずからが病気にかかりにくくなるだけでなく、社会全体でも流行を防ぐ効果があります。感染症は一たび蔓延すると、個人の健康に重大な影響を及ぼすだけでなく、広く社会経済や生活に大きな影響

を与えます。予防接種は、感染症の最も基本的かつ効果的な対策の一つであり、市民の生命と健康を守る重要な手段であります。

そこで、以下、お伺いいたします。

①といたしまして、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率向上のための取り組みについて。

アとして、接種率の現状と課題について。

イとして、周知とコール・リコールについて。

②といたしまして、成人男性の風疹抗体検査及び風疹予防接種に関する受診率の現状と課題について。

③といたしまして、ロタウイルスワクチンを新たに定期接種の対象とすることが決定しましたが、当市の取り組み内容や課題についてお伺いいたします。

次に、3点目といたしまして、各種がん検診の受診率向上のための取り組みについてであります。

日本では、がんに罹患する人は年々増加傾向にあり、がん対策は一億総活躍社会の実現に向けて取り組むべき課題の一つであります。また2018年3月に閣議決定した第3期がん対策推進基本計画においては、生涯のうちに約2人に1人ががんに罹患すると推計されており、がんは国民の生命と健康にとって重大な問題であることから、国のがん対策の全体目標として、がん予防、がん医療の充実及びがんとの共生の3つの柱が掲げられました。

国立がん研究センターによれば、2017年にがんで死亡した人は37万3,334人に上り、そのうち死亡者数及び死亡率の一番多い部位は肺との報告がされております。ちなみに、男性が1位で女性が2位ということでございました。また2016年8月には、国立がん研究センターが受動喫煙により、肺がんリスクが1.3倍にふえるとの報告を発表し、国も2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、2018年7月19日には受動喫煙防止法を成立させるなど、肺がん対策に向けた環境整備は一步ずつ前進している状況であります。一方、総務省が公表している2017年度の肺がん検診の受診率、職域は除いた値ですが、全国平均で7.4%にとどまっており、がん対策推進基本計画で設定されている、がん検診受診率の目標値50%とは大きく乖離している状況です。

そこで、以下、お伺いいたします。

①といたしまして、肺がん検診の受診率向上について。

アとして、特定健診と同時にセットで受診することはできないか。

イとして、かかりつけ医等での個別検診の導入について。

②といたしまして、希望すれば特定健診と同時にがん検診を受けられるオプトイン方式ではなく、断らない限りは特定健診と同時にがん検診がセットで受診することになるオプトアウト方式の導入についてお伺いいたします。

次に、4点目といたしまして、産業振興についてであります。

今回で50回目の歴史を刻んだ東やまと産業まつりも実行委員会の皆様を中心に大盛り上がりの中、閉会いたしました。ことしも立派な宝船が2そう、お目みえしておりましたが、例年のように天候不順や台風の直撃などで不作が続いた中であっても、東大和のよい野菜を見てもらいたい、食べてもらいたいという、農業者の皆さんのプライドや努力を感じた祭りであったように思います。そして、今後も続くであろう天候不順や後継者の問題などで宝船の考え方や産業まつりのあり方も、考えなければならないときが来るように思います。

そこで、以下、お伺いいたします。

①といたしまして、歴史ある東やまと産業まつりのあり方について。

アとして、現在の取り組み状況と今後の課題について。

イとして、うまかんべえ〜祭との差別化について。

ウとして、野菜宝船を観光資源として市内外にPRするべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

最後に、5点目といたしまして、薬物乱用防止の取り組みについてであります。

大麻や危険ドラッグなどは、知識不足や間違った情報で危機意識が低下し、近年、若年層での乱用も聞かれるようになりました。SNS等の普及により、薬物が青少年にも手に入るおそれがあります。日本は、国際的には薬物乱用の少ない国と言われていますが、2017年度に行われた薬物使用に関する全国住民調査により、これまでに何らかの薬物乱用を経験した人が、少なくとも200万人以上いることがわかっており、特に大麻取締法で検挙される若い世代が急増、薬物乱用者の低年齢化が進行していることもあり、大麻は害がないなどの大麻に関する誤った情報をうのみにしやすいことで、若年層への大麻乱用の拡大が懸念されております。薬物乱用防止教育で正しい知識を学び、断る力、判断する力、自分を大切にすることを養わなければならないと考えます。

そこで、以下、お伺いいたします。

①といたしまして、危険ドラッグなど薬物乱用防止のため、薬物に対する正しい知識、危険性を理解させるための教育を充実強化する必要があると考えますが、小中学校での薬物乱用防止教育についての取り組み状況や課題についてお伺いいたします。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして、自席にて行わせていただきます。よろしくお伺いいたします。

[16番 荒幡伸一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、奈良橋川周辺の水害対策等についてであります。令和元年10月の台風19号により、奈良橋川においては、市内4カ所の橋梁周辺で溢水し、周辺の道路や宅地が浸水するという被害が発生しました。現在、東京都では高木3丁目の高木橋から奈良橋2丁目の日月橋の上流付近までのおよそ1キロメートルの区間の奈良橋川拡幅整備事業を進めておりますが、この間の整備完了は未定とのことであり、早急な整備が課題であると認識しております。市としましては、台風19号の被害を踏まえ、東京都に対しまして奈良橋川拡幅の早期整備を要望してまいります。

次に、都立東大和公園からの雨水の流出対策と土砂災害に対する取り組みや課題についてであります。台風19号による大雨の際、都立東大和公園から北側の市道第246号線へ雨水が流出している状況が見受けられました。市としましては、都立東大和公園を管理する東京都に対しまして、現状を伝え、流出抑制の検討をお願いしたいと考えております。土砂災害につきましては、土砂災害防止法に基づく区域指定に伴い、警戒避難体制整備などの対策が優先して求められておりますので、平成31年度中に土砂災害ハザードマップを作成し、周知に努めてまいります。

次に、民家や人命に危険が想定される老木や大木についての対策と今後の取り組みについてであります。市が所有している樹木につきましては、職員による定期的な巡回と樹木の剪定委託により維持管理を実施しております。今後、暴風雨による樹木の倒木を防ぐため、老木や危険な樹木につきましては、早急な伐採に努めてまいりたいと考えております。

次に、災害弱者の視点に立った避難方法や避難所整備についてであります。災害弱者などの避難困難者に対する援助体制につきましては、避難行動要支援者の避難行動と避難生活の円滑化を図ることを目的に、東大和市避難行動要支援者避難支援プランの全体計画を策定しております。このプランに基づき、引き続き避難支援体制の整備に向けて取り組んでまいります。また避難所生活が困難と判断される場合は、2次避難所の開設により対応することとしておりますが、一般の避難所におきましても、災害弱者の視点に立った運営に努めてまいります。

次に、市が実施している災害図上訓練や、避難所運営ゲームへの学校関係者の参加についてであります。災害図上訓練や避難所運営ゲームにつきましては、防災モデル地区事業を中心に総合防災訓練や避難所体験訓練でも実施しております。総合防災訓練では、会場となる学校の教職員にも避難所運営訓練の参加を依頼しております。引き続き参加について呼びかけてまいります。

次に、防災行政無線が聞こえない市民への対策についてであります。防災行政無線で放送した最新の内容につきましては、防災行政無線自動音声応答サービスにより電話で確認することができます。また市では災害が発生した場合に、防災行政無線や広報車を活用した音声による広報を行うとともに、市の公式ホームページ、安全安心情報サービスなどのメールサービス、ツイッター、フェイスブック、スマートフォン用アプリケーションなど、インターネット環境を活用した広報手段を用いて情報発信を行っております。さらに報道機関各社に対して、災害協定に基づく情報提供を行うことで、FMラジオやケーブルテレビを活用した情報の発信にも協力をいただいているところであります。このように災害が発生した場合には、複数の情報連絡手段を活用し情報提供に努めてまいります。

次に、自主避難所開設に対する反省点や問題点等の総括についてであります。課題につきましては、一部の避難所で開設に時間がかかったことや、参集職員への任務付与を初めとする職員体制のあり方、災害情報の提供時期などであると認識しております。また警戒レベルの災害情報を受けた市民の皆様が、適切に判断し行動できるような情報提供のあり方も、今後の課題であると考えております。

次に、高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種の接種率の現状と課題についてであります。平成31年度の現状につきましては、9月末の接種率は10.2%となっております。課題につきましては、本人の希望により、これまでの間、肺炎球菌ワクチンを任意予防接種として受けた方がおられることから、接種者の全数把握が困難なことであるとと考えております。

次に、周知とコール・リコールについてであります。市報や市公式ホームページのほか、令和元年5月に対象年齢となる方のうち、市で予防接種歴を把握していない方に、個別に定期予防接種の案内を送付し、周知をしております。コール・リコールにつきましては、市報などにより、未接種の方は早目に接種を受けるよう掲載し、勧奨を行っております。

次に、成人男性を対象にした新たに定期予防接種となった風疹抗体検査及び予防接種の現状等についてであります。令和元年9月末までの風疹抗体検査の受検率は約12.8%、風疹抗体検査受検後の予防接種率は約22.8%となっております。風疹抗体検査受検率につきましては、東京都の9.8%を上回っているものの全国の13.4%には達しておりません。風疹抗体検査受検後の予防接種率につきましては、東京都の20.1%、全国の20.1%、ともに上回っております。今後も引き続き医師会の御協力をいただきながら、対象の方を含めた市民の皆様への周知を図り、風疹抗体保有者数をふやしていく必要があると考えております。

次に、ロタウイルスワクチン予防接種についての取り組み内容や課題についてであります。令和元年10月

2日に開催された、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におきまして、ロタウイルスワクチンを定期接種の対象に追加することが承認されたところであります。現時点におきましては、国からロタウイルスワクチンの定期接種の対象への追加に関する通知がないことから、市が行うロタウイルスワクチンの定期予防接種の内容については確定しておりません。

次に、肺がん検診を特定健診と同時受診することについてであります。肺がん検診は胸部エックス線検査の機器やエックス線写真の撮影方法などについて国及び東京都の指針で詳細に定められており、一般的に特定健診の受診先となる診療所において、指針に基づいた対応は難しいと考えております。このことから、肺がん検診と特定健診の同時受診は、現時点では困難であると考えております。

次に、かかりつけ医等での個別検診の導入についてであります。肺がん検診は国や東京都の指針により、設備や撮影方法が詳細に定められているほか、エックス線写真の読影について、肺がん診療にかかわる医師もしくは放射線の専門医を含む2人以上の医師で独立して行うこととされております。このことから、かかりつけ医での肺がん検診の個別検診の導入は、現時点では困難であると考えております。

次に、がん検診の特定健診と同時受診におけるオプトアウト方式の導入についてであります。市では特定健診など基本検診と同時実施できるがん検診として、希望する方に大腸がん検診と前立腺がん検診を実施しております。受けたくない検診を選ぶオプトアウト方式により、がん検診の受診者数が増加する可能性があることは承知しております。オプトアウト方式の導入に当たっては、がん検診の種類の選定、対象の選定、事業費の積算、実施方法など、多くの項目について関係機関などと調整が必要となりますことから、今後、情報収集を行い、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、産業まつりについてであります。産業まつりの取り組み状況につきましては、JA東京みどりと東大和市商工会で構成する東やまと産業まつり実行委員会の主催で開催し、平成31年度は平成30年度より1万人多い5万1,000人の来場者がありました。今後の課題につきましては、限られた会場スペースの中で、年々増加しております来場者の安全確保等について検討が必要であると考えております。

次に、うまかんべえ～祭との差別化についてであります。うまかんべえ～祭は、市民との協働による観光イベントとして開催され、産業まつりは市内における農業・商業・工業振興の活性化を促進するために開催されております。

次に、野菜宝船を観光資源として市内外にPRすることについてであります。東やまと産業まつりの主な催しの一つとも言える野菜宝船は、宝船に使用された農産物が宝分けとして市民の皆様へ配られ、毎年、長蛇の列ができるほどであります。観光資源として、情報発信につきましては、東やまと産業まつり実行委員会とも調整を図りながら研究してまいりたいと考えております。

次に、小中学校におけます薬物乱用防止教育の取り組みについてであります。これまで国を挙げて薬物乱用防止の取り組みの強化が図られ、一定の成果が報告されている一方、薬物等に関する情報や薬物そのものの入手が容易になっているという現状もあります。これらのことから、児童・生徒に対する薬物乱用防止教育の充実を図っていく必要があると認識しております。現在、市における薬物乱用防止教育は、全ての小中学校で実施しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 薬物乱用防止の取り組みについてであります。これまで薬物乱用を根絶するために、

国を挙げてその取り組みの強化が図られてきました。その結果、覚せい剤、あるいは大麻などの検挙率に一定の成果が報告されております。

一方、情報化社会の進展などにより、薬物等に関する情報や薬物そのものの入手が容易になってきている現状も深刻化しております。

このような背景から、児童・生徒が薬物乱用の危険性、有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることができるよう、薬物乱用防止等の指導が一層重視されなければならないと認識しております。現在、薬物乱用防止に関する学習につきましては、小学校6年生の体育科保健領域、中学校2年生、保健体育科保健分野において全ての学校が実施しております。その際、薬物等に関する専門的な知識を有する警察職員、薬剤師等の外部専門家の協力を得て、指導を行う学校もございます。

課題といたしましては、引き続き小中学校における薬物乱用防止に関する指導を工夫し、児童・生徒が心身の成長、発達に関して適切に理解し、行動することができる力を育成していくことであります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 御答弁ありがとうございました。

最初に、1番の防災・減災対策についてのお話、地域の災害対応力でございますけれども、災害を防災というふうに先ほど壇上で読んだようですので、災害の間違いでございますので訂正をお願いいたします。

では、順次再質問をさせていただきます。

①市民一人一人の命を守る防災・減災対策についてでございますけれども、他の多くの議員も台風の対応について質問をしておりますので、なるべくダブらないように質問させていただきたいと思っております。

それでは、奈良橋川周辺の水害対策と今後の取り組みや課題についてでございますけれども、今回の台風19号で奈良橋川から溢水した箇所について確認したいと思います。今回の河川からの溢水箇所は4カ所であったということでございますけれども、これらの溢水箇所の溢水した時間がわかりましたら教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 明確にはわかりませんが、市の職員や消防団員ですね、警戒活動による報告、それから市民からの通報、また雨量状況のデータなど勘案してみますと、大体12日の土曜日の夜8時過ぎごろから、9時半ごろまでだというふうに推測してるところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 同じ時間帯だと思いますけれども、橋付近からの溢水だけではなくて、雨水がはけなくて、道路冠水した箇所が数カ所ありましたので、この箇所について何点か伺いたいというふうに思います。

まず高木児童公園前の南側の東西道路から、南の住宅地に入った市道第367号線の道路冠水について伺いをさせていただきます。

この市道第367号線は、南に向かうと奈良橋川にぶつかり、行きどまり道路となっております。大雨のたびに道路が冠水し、そこに住んでいる市民の方から、どうにかならないかとの話を何度も伺っております。台風19号のときには、床下浸水が3件ございました。このときは、少し上流の河川からの溢水もあったと聞きました。以前から道路冠水する場所であり、市でもいろいろと対策をさせていただいておりますけれども、何とかこの冠水がなくなる、あるいは軽減できるような対策はないのかどうか、伺いをさせていただきます。

○土木課長（寺島由紀夫君） この市道第367号線でございますが、高木児童公園前の道路をさらに南に行きますと南北道路で、奈良橋川にぶつかっている道路でございます。この道路の西側には、幅60センチと深さ60センチの大きなU字溝が入っております。奈良橋川へ雨水を放流しているような状況になってございます。こ

ちらですけれども、以前から奈良橋川の水位が、このU字溝の放流口以上まで上がりますと、排水できなくなるとともに、河川内の水が逆流してさらに冠水するという状況でございました。

その対策としまして、平成11年度にフラップゲートといいまして、河川からの水が逆流しないようですね、放流口まで河川の水位が上がりますと、その水圧で放流口が閉じるという構造のふたを設置した経過がございます。

設置後につきましては、多少の冠水はございましたが、効果は出ていたということで認識はしてございます。またその他の対策としまして、数年前に上流側の排水管の流れを変える工事を行いまして、冠水の軽減を図っているというような状況でございます。

今回の台風19号ではですね、総雨量が331ミリでかなりの雨量となり、U字溝にですね、北側からの道路からの流入してくる雨水が多かったことと、その箇所を少し上流側の河川からの溢水があったことの2つが重なり、道路冠水したものと考えてございます。いずれにしましても雨水の排水は、最終的に河川に流すことになるため、河川の水位が上がってしまうと道路冠水が生じてしまうというような状況になってございます。

以前にも、議員からの一般質問でも答弁させていただいておりますが、奈良橋川の拡幅整備によりまして、奈良橋川の水位の上昇が抑えられれば、市の雨水排水管もスムーズに排出され、冠水の改善が図られるものと考えてございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 河川の拡幅工事で改善されるということでございますけれども、まだまだ先になるのかなというふうに思います。

今回の床下浸水では、建物の基礎コンクリートの空気孔から水が浸入し、浸水したというふうに聞いており、この空気孔からの雨水の侵入を防ぐための止水板が有効ではないかというふうに考えております。浸水対策として、この止水板設置について市からの補助ができないのかどうかお伺いをいたします。

○総務部参事（東 栄一君） 個人宅の止水板などの浸水対策の補助につきましては、現状では対応は難しいというふうに考えてるところでございます。個人の財産なので、その自己防衛として水が浸入しないような対策を行っていただければというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） そういうことになるんだろうと思いますけれども。

では、市道367号線と家の間に高さ60センチくらいの、この家の方は止水板を立てたり、車はあらかじめ高台に移動したり、台風などの前には御近所で協力して高木児童公園の先から落ち葉や排水管の清掃などを行って、自己防衛はしているんですね。何とかならないかというふうに私は考えるわけでございますけれども、それでは先ほど少し上流の河川からの溢水もあったというふうに言いましたけれども、台風19号で溢水し、河川沿いの庭からも水が浸入してきたことも床下浸水の原因でありました。

別の議員からの答弁で、この河川からの溢水を防ぐための護岸の上にフェンスを設置などのかさ上げはできないということでございましたけれども、この長い延長ではなくて、川が曲がっているこの外側部分の少しだけなら、可能ではないかというふうに考えるんですけれども、東京都のことではありますけれども、可能かどうか、お伺いをいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 別の議員での御質問でも答弁させていただきましたが、奈良橋川を管理してございます東京都北多摩北部建設事務所では、かさ上げをすると、その下流側の別な箇所でも溢水することも考えら

れるため、実施は難しいとのことでございました。そのような回答でございましたので、さらに部分的に設置するだけなら支障がないのではないのでしょうかというので、再度、問い合わせをしましたが、設置すること自体ができないという回答でございました。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

下流に影響が及ぶとは思えないわけでございますけども、わかりました。私からも、再度この東京都に対して申し入れをいたしますけども、市でも何か対策ができないか考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いをいたします。

では、次に八幡通りから郷土博物館へ行く途中のこの八幡橋の前後でも道路冠水があり、被害がございました。橋の北側については、道路が冠水し、その水が道路の東側に接する住人の庭を通り抜け、奥の畑まで浸入したとのことでございました。市に連絡をして土のうを持って来てもらい、玄関は浸水しなかったそうでございますけども、隣の倉庫は間に合わず浸水してしまったため、掃除して乾かすのが大変だったというふうにおっしゃっていましたが、まだ私が言ったときにはにおいが残っておりました。この道路の対策としては、どのようなことが考えられるのか教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今回の台風19号では、八幡橋の前後の道路が冠水したことは確認してございます。雨水排水管から奈良橋川の八幡橋のところで放流してございますが、この場所も先ほどと同様にですね、排水管より河川の水位が上がって、排水管の排水ができなくなり、橋の地盤の高さよりも道路地盤が低くなっているため冠水してしまったものと考えてございます。

このようにですね、河川への排水ができなくなると対策はなかなか難しく、土のう等で民地内への雨水浸入を抑えていただくよう、お願いしたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（蜂須賀千雅君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時50分 休憩

午後 3時59分 開議

○副議長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

先ほどの八幡通りのお宅ですけども、この家とこの倉庫の間はもう川のように、土のうを置いても、この上を、それよりもたまってしまって、上を水が通って無駄だったというふうにもおっしゃってございましたので、何か対策が考えられないか、お願いをしたいところでございます。

ちなみに、土のうを持ってきてもらって、市に感謝しておりましたので、伝えてくださいということでした。

また、この八幡橋の南側の道路も冠水し、橋から少し南側にある脇道の私道まで水が来て、土砂が堆積したというふうに聞きました。こちら、どのような対応をされたのか教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） こちらも八幡橋の南側の道路ですが、こちら先ほどと同様に河川の水位が上がって、排水管からの排水ができなくなったことと、都道青梅街道や八幡通りからの道路の表面水が流入したことが原因であると認識してございます。

土砂の堆積につきましては、通常、市では私道の道路清掃は行っておりませんが、台風19号では市の道路か

らの雨水流入によりまして、私道に土砂が堆積しましたため、翌日の13日に土砂の清掃を行ったという経過がございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。奈良橋川の拡幅整備が進めば全て解決するのだというふうに思いますけども、いつになるかわからない遠い話だというふうに思っていますので、しつこいようでございますけども、対策を講じていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、都立東大和公園からの雨水流出の対策と土砂災害に関する今後の取り組みや課題について伺います。

都立東大和公園の北側のこの湖畔3丁目の東邦団地というふうに言われている住宅地に、緑地の階段部分などから雨水が流出して、道路が二、三十センチ冠水したというふうに聞きました。市長の御答弁では、東京都に流出抑制の検討をお願いするということでございましたので、ぜひお願いをしたいというふうに思いますけども、一方で住民の方から道路冠水の対策として、道路沿いにU字溝を整備してほしいというような要望もいただいております。U字溝の整備について実施できないかどうかお伺いをいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） この市道第246号線でございますが、昭和59年度からの3年間と平成23年、24年の2年間で大型のU字溝の整備やL型溝、また集水ますの設置など、雨水対策も含めて道路整備を実施しておりまして、対策済みであるということで認識しております。

担当課の認識では、過去におきましてこの道路が冠水したということは聞いたことはございませんでしたが、今回の台風19号では、職員が現地に行きまして、この通りを確認しております。そのときに、二ツ池公園の前あたりのところからは多く水が出て、そちらのほうは冠水していたということは確認しましたが、その東側については冠水までは確認してございませんでした。そのような中で、集水ますに落ち葉やごみが詰まっていたため、清掃を行ったところ冠水が解消したという話も聞いてございます。U字溝を新たに整備するのではなく、集水ます等の清掃も冠水対策となるということで考えてございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） もっと東側の100段階段あたりからも雨水が流出しておりましたので、集水ますの清掃だけで対応ができるのかどうか、ちょっと心配をするところがございますけども、ほかにできないことがないかどうか考えていただけたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

この緑地については、土砂災害警戒区域に指定されております。蔵敷でも土砂崩れがあり、道路を塞いでしまうようなことがあり、住民の方、また担当職員、建設同友会の方など、大変御苦労されたことというふうに思いますが、こちらの場所についても何か対策が必要というふうに考えますけども、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 土砂災害防止法に基づきます、土砂災害警戒区域等の指定につきましては、管理者、地権者にその斜面对策等を義務づけるものではございませんで、警戒避難体制の整備などのいわゆるソフト対策を推進することを目的としているところでございます。そういうことで法の趣旨からは、土砂災害のリスクがあることを意識し、緊急避難について事前に検討するなどの対策が重要であるというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○土木課長（寺島由紀夫君） この緑地についてでございますが、こちら東京都の管理でございますので、東京都に対しまして定期的な点検等をお願いするとともに、市におきましても日常パトロール等の際に、対応が必要な箇所等を発見した場合には、東京都に対しまして、直ちに連絡する等の対応を行ってまいりたいというこ

とで考えてございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） よろしく願いをいたします。

避難についての話がございましたので、この地域の避難場所は狭山公民館というふうになっておりますけども、湖畔の住民の方から、場所が遠く、近くにあればいいというようなお声を聞きました。湖畔地域にあります、この湖畔集会所を避難場所とすることはできないのかどうか伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 湖畔集会所を避難場所等とすることについてでございますけれども、指定された場所ではございませんが、大雨等の状況によりまして、急遽、避難場所とすることは可能だというふうには考えてるところでございます。ただ、その大雨等の状況によりまして、その当日の判断になるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 職員の皆様、大変だというふうに思いますけども、ぜひこの柔軟な対応をお願いしたいと思います。

避難についてですけども、足の悪い方や障害を持った方がいますが、地域によって避難場所が決まっているというふうに思ってる方が多くいらっしゃいますが、避難場所は決められているのか、それとも自由なのか伺うのと、自由なのであれば、そのことを市民にもっと周知する必要があるというふうに考えますけども、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 避難所につきましては、災害時に緊急に避難する場所になりますので、自宅に一番近い避難所に来られることを想定いたしまして、避難ルートなどを事前に調べていただくように、訓練などでお願いをしているということではございますけれども、地域によって避難所が決めてあるわけではございません。また周知につきましては、今後検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） この台風の時もですね、この地域の方から、この地域の避難場所は狭山公民館になっているが、身体が不自由なので、階段を上れないのでどうしたらいいのかというような御連絡をいただきました。私のほうでは、奈良橋市民センターに行ってくださいということでお伝えをしましたが、受け入れてくれるのか心配をすごくしておりましたので、よろしく願いをしたいと思います。

次に、暴風雨による倒木で、民家に、人命に影響が及ぶ危険が想定される老木や大木に関する対策と今後の取り組みについて伺います。

市内には民間の樹木が大木化している箇所が多々見られます。場所によっては老木化しており、倒木のおそれがあるような箇所も見受けられます。市内にこのケヤキの大木がある家がありますが、近所の住民から倒れたら大変危険であり、どうにかならないものかというふうな相談がございました。道路にも、下の太い幹が、根っこの部分ですけども、少しはみ出てるような状況で、そこの方、道路に出ているんだから、市で対応するべきだというようなことも言っております。市で何か対応ができるのかどうか、お伺いをさせていただきます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 基本的には民地内の樹木につきましては、市で対応することはできないというような状況でございます。剪定、伐採など所有者の方で行っていただくものでございます。例えば民地の木が上空で道路にはみ出しているなどの市民の方からの通報があったときにはですね、土地所有者の方に剪定、伐採していただくようお願いしているような状況でございます。また御自分で処理できないときには、業者等に御

依頼するように伝えてございます。御質問のあった大木についても、同様の対応となります。

また道路に幹や根がはみ出ている場合も同様でございます。樹木の所有者の方に対しまして、道路から撤去していただくようお願いするといえますか、要請するといえますか、そういう形になりますとともにですね、撤去した際には道路が持ち上がってしまっていますので、道路の路面の復旧をお願いするということになります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

普通に考えればそうなんだろうというふうに思いますけども、市民の安全・安心を守るといような観点から、少し考えていただけたらというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、多摩湖自転車、歩行者道で、以前に桜の木が倒木し、通行どめとなり大変でありましたが、今後も大型台風などであるようなことが起こるのではないかとというふうに危惧をしております。民地や住宅沿いの緑地の木々など、倒木に対する対策を考えておく必要があるというふうに考えますけども、今後、市としてどのように取り組んでいかれるのかお伺いをいたします。

○環境課長（宮鍋和志君） 市が管理いたします緑地の樹木につきましては、日ごろの巡回の中で危険な樹木を発見した場合には、速やかに伐採をしていくよう努めてまいります。また民有地の樹木につきましては、倒木のおそれがあることが発見された際にはですね、市から樹木の管理者に対し伐採していただくようお願いをしてまいります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。よろしく願いをいたします。

では、次、エに移ります。

まず、この避難行動要支援者の登録者数について教えていただけますでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 避難行動要支援者名簿の登録者数でございますけれども、令和元年11月27日現在で1,295人となっております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、避難行動要支援者数については、ことしの6月の定例会で別の議員が質問しておりましたが、そのときより登録者数が減っているというふうに思われますが、どのような理由があるのでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 登録者数の減の要因でございますけれども、お亡くなりになったこと、あるいは転出等の理由での減となっております。この要因でございますけれども、名簿の登録勧奨通知というのを毎年秋にやっております。ことしにつきましては11月1日現在でデータを抽出いたしまして、11月26日付で通知を送ったということしの経過でございます。こういった形で秋に通知をして、その通知に反応されて、登録されて、12月ぐらいが一番人数が多くて、そこからだんだん減っていくと。こういう傾向がありますので、先ほど申し上げた1,295人というのは、大体一番下限の数字というふうに我々認識しております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、現状では1,295人のこの避難行動の支援が必要とされる方がおり、さらに登録していないけれども、実際には支援を要する方々も大勢いるということも容易に想像できます。個別の支援計画の作成がなかなか進

まないということは承知しておりますが、災害はいつ発生するかわかりませんので、ぜひ個別支援計画を前に進めるべく取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、避難所の整備についてですけども、市長の御答弁では避難所生活が困難と判断される場合は、2次避難所の開設により対応するとのことでもありました。もちろんそのとおりにというふうに思いますが、しかし健常者も災害弱者も、まず通常の避難所に避難をしますので、避難しやすく、質のよい避難所生活が送れるよう通常の避難所の整備も必要だというふうに考えますが、その点についていかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 現在避難所となる全ての小中学校の体育館にですね、冷暖房の設置に向けて設計を進めてるところでございます。避難所は、非常時に暫定的に使用する場所でございますから、そのための整備というのはなかなか難しいところがございますけれども、避難所運営のため、資機材など再検証するなどしまして、避難所生活、質の向上につながるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

では、確かに避難所は暫定的に使用するものでございますけども、一方この避難所は住まいを失い、地域での生活を失った被災者のよりどころとなり、また在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点となるものでもあります。災害弱者の視点に立った、避難所整備のあり方について、検討していただくよう改めて要望させていただきたいというふうに思います。

では、次にオのDIG・HUGについてでございますけども、まず市が実施しているDIG・HUGの状況を教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） DIG・HUGにつきましては、平成23年度から防災モデル地区事業として、毎年、地域を変えて実施してきておるところでございます。今年度も11月29日、それからきょう、12月6日、それから12月13日の3日間ですね、夜7時から桜が丘市民センターで、桜が丘の3丁目、4丁目の住民の方を対象に実施をしております。このほか、総合防災訓練や避難所体験訓練の中でも一部実施したところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 今の御説明がございました夜間に実施している防災モデル地区事業に、学校関係者が参加したことはあるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 防災モデル地区事業の参加者につきましては、対象となる地域の自治会に参加を依頼するとともに、対象地域にチラシをポスティングして参加を募ってまいっております。また市の職員につきましても、対象地区の初動要員に参加してもらっておりますけれども、これまで学校関係者、参加したことはないというふうにしてるところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

今回の台風19号の際にも、避難所7カ所、開設し、うち4カ所が中学校でしたけども、開設するのに時間がかかったというようなお話も伺っております。訓練に学校関係者が参加することで、実際の避難所の開設や運営を円滑に進めることができるというふうに考えますが、その点いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 夜間に実施する事業への参加につきましては、働き方改革などもありますことからですね、現状では考えてはおりません。今お話あったとおり避難所の開設がスムーズに行われ、別の機会に

調整する場を設けるなどして対応していきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 働き方改革ということですね、わかりました。

避難所が迅速に開設され、円滑な運営ができるのであれば方法は問いませんので、対応よろしくお願いをしたいと思います。

では、次にカの防災行政無線が聞こえない場合の対応についてでございますけども、他の複数の議員から同じような質問がありましたので、おおむね理解はさせていただきましたけども、1点だけ伺いたいと思いますが、自動音声サービスは、やはり知らない方が多いというふうに感じておりますので、周知を繰り返しお願いをしたいというふうに思いますが、午前中の同僚議員の質問に対して、更新工事を進めている防災行政無線について、自動音声サービスの機能強化というふうに答弁されておりましたが、どのような機能が強化されるのか教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） これまでの自動音声サービスにつきましては、新しい情報を上書きする形で録音していたため、常に最新の情報しか聞くことができておりません。これをシステムが、デジタル化することによりまして、今後は24時間以内に放送した内容は、全て確認できるようになります。

放送が何件あります。前の放送を聞く場合には、1をとった音声案内に従って番号を押すことで、放送内容を確認できるようになるというふうに認識しております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。承知いたしました。

災害のときのどのような行動をとればいいのか。判断基準のかなめとなるのが、市の防災情報だというふうに思います。防災行政無線に限らず、市のホームページ、ツイッター、エリアメール、またお隣の東村山市で活用している防災アプリなど、研究をさせていただいて、さまざまな情報媒体を使ってですね、迅速かつ適切な防災情報を市民に周知していただくようお願いをいたします。

では、次にキの自主避難所開設に対する反省点や問題点等の総括についてでございますけども、幾つか確認させていただきたいと思います。市長の御答弁では、一部の避難所で開設に時間かかったことが挙げられておりましたけども、原因はどのようなことであったのか教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 台風19号での対応を念頭に申し上げますけれども、避難所については全部で7カ所開設いたしました。このうち中学校の4校につきましては、開設当日の午前10時45分に災害対策本部を急遽設置いたしまして、その場で決定いたしました。その後ですね、全管理職、初動要員、それから保健師さん等ですね、招集かけて開設を行ったということの中で、備蓄資機材等の準備などに多少手間取ったということで、予想以上に時間がかかりましたということでおくれたものでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、次に参集職員への任務付与を初めとする職員体制のあり方について挙げられておりましたけども、具体的にはどのようなことなのか教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 避難所の開設運営についてはですね、参集した初動要員が行いまして、それから避難所の避難者の健康管理の観点から保健師にも避難所に入ってくださいました。避難所では、職員が夜通し対応することになるためですね、今回については、途中で初動要員から管理職に交代をさせて、避難所運営することにいたしました。各市そういう対応もしてないところも多く、これが適切だったのか、どの職員、ど

のような任務を付与すべきなのか、職員体制のあり方を整理する必要があるというふう感じたところがございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

それから警戒レベルの災害情報を受けた市民の皆様が、適切に判断し行動できるような情報提供のあり方が課題であるとのことでしたけども、これも具体的にどのようなことなのか教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 警戒レベルにつきましては、大雨警報や洪水警報などの気象情報と、警戒レベル相当情報のおおむねの対応関係が示されてございます。東大和市では、12日の午後9時過ぎに大雨特別警報が発表されました。この大雨特別警報というのは、その対応関係の中では警戒レベル5に相当いたします。警戒レベル5の住民がとるべき行動というのは、そこに記載されているのが、既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとるとされてるわけですが、この情報に基づいて果たして適切な判断と行動ができるのか、大変難しいなというふう感じておるところでございます。当然事前の十分な理解が前提になるというふうに思っているところでございます。こうしたことからその情報提供のあり方が、課題になるというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。今回の台風対応から多くの問題意識や課題を見出されたというふうに思います。ぜひ今回の体験を教訓にさせていただいて、今後の防災、減災対策に生かしていただくようお願いをしたいと思います。

また熊本県の宇城市では、熊本地震を教訓に総括した内容を市のホームページに掲載し、市民にも周知しておりますので、市民の安全・安心のため、御検討いただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次の2番に移ります。

予防接種事業についてでございますけども、私ども公明党は、予防医療の重要性を訴え続けて、これまでもまいりました。高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種制度も、我が党が推進して実現させた制度の一つでございます。肺炎は高齢になるほど重症化しやすく、人口の高齢化に伴い年々死亡者数も増加しております。特に高齢者の死亡率が高い肺炎予防のための定期接種制度が、2014年10月から開始されました。2014年から始まった肺炎球菌ワクチンの定期接種制度は、5年間で65歳以上の全人口をカバーする経過措置期間を設け、対象者は65歳から100歳までの5歳刻みの各年齢になる方で、生涯に1回だけ制度を活用した接種が可能となるものでございます。国としては5年間、毎年同じ年齢の方を対象に実施することで、65歳以上の全員の接種を目指しており、これまで65歳以上の全ての対象者に接種の機会が与えられました。しかし、接種率が伸び悩んだため、国は本年度から5年間、2023年までは、5年度まで経過措置を延長することを決めました。

厚労省の検討会では、制度が十分に知られていないのではないかと指摘も出ており、2019年1月11日に発表された、厚労省の事務連絡には、経過措置延長の決定の通知とともに、さらなる接種率向上のための取り組みを自治体に求める内容の記載も見られております。

では、最初に高齢者肺炎球菌の経年的な接種率はどうなっているのかというのと、他市との比較における東大和市の現状についてお伺いをいたします。

○健康課長（志村明子君） 当市の高齢者肺炎球菌ワクチンの経年的な接種率についてでございますけれども、

平成30年度は30.3%、平成29年度は36.2%、平成28年度は38.2%となっております。他市との比較における現状でございますけれども、北多摩西部保健医療圏域6市の接種率の平均について、平成29年度以前のものがございまして、平成29年度は33.9%、平成28年度は33.8%となっており、いずれの年度におきましても、当市は6市の平均を上回っております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。いずれの年度も上回ってるということでございました。

では、コール・リコールを市報で行ったというということでございましたけれども、その詳細について伺いたいのと、他市の状況や今後の予定についてお伺いをいたします。

○健康課長（志村明子君） 高齢者肺炎球菌ワクチンの対象の方には5月に個別に通知を送付し、御案内をいたしております。また、市報におきましては4月1日号に、定期接種として平成30年度までの特例措置が5年間延長され、平成31年度も5歳ごとの方が対象になることについて掲載いたしました。その後の11月1日号の市報では、高齢者の肺炎球菌予防接種を、風邪が流行する前に接種することを進める内容について掲載をいたしております。

4月1日号、11月1日号、どちらの市報においても対象となる方の生年月日を一覧表にして掲載し、御自分が対象となるかどうか判断していただけるようにいたしております。

また他市の状況についてであります。多摩地域26市のうち6市が個別に再勧奨を行う予定としており、北多摩西部保健医療圏域6市においては、国立市が今年度から実施予定すると伺っております。そのほかの市におきましては、個別の再勧奨の実施予定はないとのことであります。今後も市報のほうで、再勧奨を行う予定としております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

コール・リコールを積極的に行っていただきたいというふうに思いますけれども、今後の予定についてお伺いをいたします。

○健康課長（志村明子君） 今後の予定でございますけれども、2月の市報において、3月31日の接種期限が迫っていることについて掲載し、またこれまでと同様、対象となる方の生年月日の一覧表も掲載することとしております。また今後、市報に加え、市の公式ホームページへの掲載も進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） 先ほどの市長の御答弁では、令和元年5月に対象年齢となる方のうち、市で予防接種歴を把握していない方に、個別に定期予防接種の案内を送付し周知しているということでございました。これはすばらしいことだと思います。接種率向上のために、65歳の方だけではなく、70歳以上の前回未接種者の方にもしっかりと通知をしていただいているようでございます。当市のすばらしい取り組みを評価したいというふうに思います。

ここで1点、確認をさせていただきたいのですが、今年度65歳の対象者の方への通知は、期限が終了するころにまだ接種をしていなければ再度お知らせをするのでしょうか。65歳の対象の方は、今年度初めて通知を受けるわけでございますけれども、一方で70歳以上を対象の方は、前回の通知を含めて、制度を利用していなければ、今回2回目の通知を受け取っていることとなります。そうしますと65歳の対象の方にも、年度末ごろに制度を利用していなければ、再度通知を実施することが情報周知の公平性の観点からも、また昨年までと

は違うさらなる接種率向上の取り組みとしても、必要不可欠なことというふうに考えますけども、その点についてお伺いをさせていただきます。

○健康課長（志村明子君） 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種は、国が定める定期予防接種のうち、B類に当たっております。集団予防に重点を置き、努力義務があるA類とは異なり、このB類は個人予防に重点が置かれ、努力義務を要しない予防接種となっております。高齢者肺炎球菌ワクチンは、肺炎の重症化の予防に効果があり、高齢の方の疾病予防においては重要であると認識しておりますが、定期接種の区分などから、現時点では個別の再勧奨の実施については検討しておりません。今後は幅広く他市の再勧奨の実施状況などを把握するなど、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ぜひよろしくお伺いをしたいと思います。

では、②番、風疹の検査について移りたいと思います。

当市の全体の対象者数と、今年度の対象者数、また本人の申し出によるクーポン送付数の詳細についてお伺いをさせていただきます。

○健康課長（志村明子君） 風疹第5期の対象は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性となっております。当市における対象者数は1万1,410人で、そのうち今年度の対象は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた、おおむね40歳から47歳までの男性とされ、対象者数は4,622人となっております。また今年度、対象者以外の方から御本人の申し出により、風疹抗体検査と予防接種のクーポン券を発送した人数は11月末までで108人となっております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。では、風疹抗体検査及び風疹、この予防接種に関する、これまでの実施状況の評価についてお伺いをさせていただきます。

○健康課長（志村明子君） これまで対象者や医療機関から特段の相談はなく、順調に進んでいるものと考えております。当市におきましては、抗体検査見込み数を1,100件とし、6月の補正予算に計上し、進めておりますが、5月から9月までの5カ月間で、見込み件数の半分以上を超える604件の実績がありましたことから、この12月の補正予算において736件を追加分として計上したところであります。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

実施件数が多いということは、本当に素晴らしいことだというふうに思います。

それでは、次年度の実施内容について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 現時点で国は抗体検査の受検をさらに促進するため、今年度の対象者に対して抗体検査及び予防接種の期間を延長することなどを検討する予定としております。市では今後、国から発出される通知に基づき、適切に風疹第5期の定期予防接種を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） 承知いたしました。よろしくお伺いをしたいと思います。

では、次のロタウイルス感染に移りたいと思います。

最初に、ロタウイルス感染症の詳細について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） ロタウイルス感染症は、ロタウイルス胃腸炎とも呼ばれ、腸から水の吸収が阻害さ

れ、下痢を発症し、通常は一、二週間で自然に治癒しますが、脱水がひどくなると、ショック、電解質異常を起し、時には死に至ることもあるとされております。主に生後4カ月から23カ月の乳幼児に重度の脱水症を認め、日本におけます5歳未満の急性胃腸炎の入院の4から5割程度が、ロタウイルス由来とされております。また、年間2万6,500人から7万8,000人が入院すると言われております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、現状、把握している範囲で結構でございますけれども、ロタウイルスワクチンの詳細について教えてくださいいただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 厚生労働省によりますと、ロタウイルスワクチンには2種類のワクチンがあり、1つは、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン——ロタリックスで生後6週から24週に2回接種するものであります。

もう一つは、5価経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン——ロタテックで生後6週から32週に3回接種するものであります。

厚生科学審議会での議論の結果では、2つのワクチンに効果の差はなく、保護者の選択肢を残すという観点からも、どちらのワクチンも定期接種に位置づけることとされております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

こちらにも現状把握して範囲で結構でございますけれども、この定期接種となる予定の対象、また接種回数、そして接種時期について教えてくださいいただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 定期接種の対象は、ロタリックスは生後6週に至った日の翌日から、生後24週に至る日の翌日までの間とし、4週以上の間隔を置いて2回経口投与するものとし、接種量は毎回1.5ミリリットルとするとされております。

また、もう一つのワクチン、ロタテックは、生後6週に至った日の翌日から32週に至る日の翌日までの間とし、4週以上の間隔を置いて3回経口投与するものとし、接種量は毎回2ミリリットルとするとされております。

また、定期接種開始の時期は令和2年10月1日とし、令和2年8月1日生まれ以降の者を対象とする予定とされているようでございます。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、今後の予定について教えてくださいいただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 厚生労働省によりますと、令和2年1月中旬に改正予防接種法施行令などを交付し、それに合わせ定期予防接種実施要領を通知により一部改正する予定としております。今後、国からの通知によりロタウイルスワクチン定期予防接種について、適切に開始できるよう医師会など関係機関との調整を初め、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

定期接種の開始は、この令和2年の10月1日として、令和2年8月1日生まれ以降の者というふうになって

いるわけでございますけれども、その前に生まれたお子さんたちはどうなるのかなど、課題はたくさんありますけれども、しっかり進めていただきますよう、よろしく願いをいたします。

では、次の3番に移りたいと思います。

日本対がん協会によれば、医療技術の進歩に伴い、肺がんも早期のうちに発見、治療すれば、約8割が治る時代というふうになっているとのこと。また無症状のうちに検診を受診した人は、早期の肺がんが発見される可能性が高いことから、肺がん検診が非常に重要であることが示されています。なお、2018年時点の肺がんの5年生存率は、病気1期で82%に対して、2期では50.2%、3期では21.3%、4期では4.9%と肺がんの進行に伴い予後が悪くなることから、早期発見が重要と肺がんの進行に伴い予後が悪くなることから、早期発見は重要であり、早期発見のための肺がん検診の受診率向上が大変重要というふうになります。先ほどの市長の御答弁では、この肺がん検診は胸部エックス線検査の機器や撮影方法などの設備が国及び東京都の指針で定められているとのことでしたが、その詳細について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 東京都では、肺がん検診の精度管理のための技術的指針を定めておりまして、その中で、胸部エックス線検査の撮影の機器や、撮影条件として4つのパターンが示されております。

まず間接撮影については、2つのパターンがあり、ミラーカメラの焦点距離や、撮影装置が安全に作動する環境を示す定格出力、またエックス線装置に特有の管電圧や蛍光板などについて、それぞれ条件や規格が示されております。

また直接撮影につきましても、2つのパターンが示されており、被験者と管球間の距離、また撮影装置の定格出力、管電圧、フィルム、デジタル撮影におけるデジタルシステムなどについて、それぞれに条件や規格が示されております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） では、定められている撮影方法ではどんなエックス線写真となるのか、その詳細について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 先ほどの指針の中では、肺がん検診に的確な胸部エックス線写真を撮るようになっておりまして、その写真の条件としましては、背中から腹部への一方向を原則とし、肺の一番上の部分の肺尖、また肺の外側の縁、横隔膜及び肋骨横隔膜などを十分に含むエックス線写真であること。また適度な濃度とコントラスト及び良好な鮮鋭度を持ち、左右の肺と胸椎、胸骨で囲まれた縦隔の陰影に重なった気管と主気管支が黒く写る透亮像として観察できるものであること。また、並びに心臓の陰影及び横隔膜に重なった肺血管が観察できるものとされております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

先ほどの市長の御答弁でも、同時受診、個別検診、どちらも困難ということでございましたけれども、肺がん検診の受診率を高め、早期発見、早期治療を促進することは、東大和市民の健康維持のためには非常に重要だというふうに考えます。ぜひ市民を肺がんから守るために、肺がん検診の受診率向上に向けた積極的な取り組みをお願いをしたいと思います。

では、次の②番に移ります。

国保の特定健診に関して、受診から結果説明までの流れについて、まず教えていただけますでしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 国民健康保険、特定健康診査受診の流れについてであります。4月1日時点

で、国民健康保険の被保険者で40歳以上の方を対象といたしまして、6月から8月にかけて、特定健康診査の受診券等をお送りしております。被保険者は各自で医療機関にて受診していただき、その後2から3週間後に、再度、受診医療機関に赴きまして、医師から結果説明を受け、特定健診の結果を受領する、こういった流れになっております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、国保の特定健診の平成30年度のこの実績について伺わせていただきます。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 平成30年度の実績につきましては、1万4,098名の被保険者の方に受診券を発送いたしました。このうち7,143名が受診されました。受診率といたしましては約50.7%でございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、受診券送付時の同封するものについて教えていただけますでしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 特定健康診査の送付物についてですが、現状では送付上、健康診査の受診券質問票、それから受診票、特定健康診査の案内、それから実施医療機関の一覧表、各種記入例、それから特定健康診査、特定保健指導のパンフレット、それから市民体育館との連携事業等との利用案内、計8種、同封して送付してございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、特定健診と同時に受診している大腸がんの検診の実施方法の詳細について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 平成31年度は40、45、50、55、60、65歳の特定健診対象者の特定健診の御案内に、大腸がん検診の御案内を同封し、その受診券に、大腸がん検診、丸という記載をいたしております。検診実施時に希望された場合に、実施医療機関に備えつけの大腸がん検診票を用いて、医師から問診の確認を受け、検体容器の便容器を受け取ります。その後、実施医療機関に検体2個を提出し、そのときに結果、指導日を予約します。予約日に医療機関に赴き、結果説明と指導を受けます。

以上のような流れとなっております。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

ある意味、オプトアウト方式ということが言えるかもしれませんが。それでは、オプトアウト方式を導入している自治体と、その状況について把握している情報がございましたら教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 多摩地域のうち、八王子市での事例について把握をしております。

八王子市は、特定健診の前年度受診者に対して、大腸がんの検査キットを同封する取り組みを実施したところ、以前までは特定健診受診者のうち、40%程度が大腸がん検診を受けていたところ、この検査キットの同封により、同時受診率が65%程度に増加したとのことであります。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） では、当市の特定健診との大腸がん同時実施者数について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 平成30年度は40、45、50歳の特定健診対象者の方を対象に、大腸がん検診の同時受診の勧奨案内をいたしております。その結果、大腸がん検診の受診者数は86人でありました。全体の大腸がん検診受診者総数が1,693人でありましたことから、特定健診の同時実施として受けた割合は約5%となっております。

ります。

○16番（荒幡伸一君） 5%ということでございますけども、特定健診をがん検診に活用してほしいというふうに考えますけども、市のお考えをお聞かせいただければと思います。

○健康課長（志村明子君） 平成31年度は、特定健診での大腸がんの同時実施の対象を、平成30年度までの40、45、50歳に、新たに55、60、65歳を加え、多くの方に大腸がん検診を受けていただくよう、対象の拡大を図っております。大腸がん検診の検査のキットを直接同封するオプトアウト方式につきましては、受診されない方の分についてのキットの廃棄が出ること。また当市においては特定健診の実施医療機関ごとに、大腸がん検査のキットが異なることなどの課題があります。そのようなことから、検査キットの同封によるオプトアウト方式の現時点での導入や実施の検討は難しいものと考えております。今後は引き続き医師会など、関係機関との連携の強化を図るとともに、効果的な先進的な取り組み事例などの情報を収集して、受診率の向上に引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ぜひとも、よろしく願いをいたします。

福井県の高浜町では、がん検診とセットでこの受診をするようにしたそうでございます。そうしたところ、今まで36%だったのが、53%まで上がったというような事例もございますので、ぜひ研究をしていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（蜂須賀千雅君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時49分 延会